

第百九回国会 環境委員会 議 録 第 二 号

昭和六十二年八月十八日(火曜日)

午前十時七分開議

出席委員

委員長 林 大幹君

理事 小杉 隆君

理事 戸沢 政方君

理事 山崎平八郎君

理事 春田 重昭君

理事 石破 茂君

理事 杉浦 正健君

理事 金子 みつ君

理事 岩佐 惠美君

出席國務大臣

國務大臣 稻村 利幸君

出席政府委員

環境庁長官官房 長 山内 豊徳君

環境庁企画調整 局長 加藤 陸美君

環境庁企画調整 局長 目黒 克己君

環境庁企画調整 局長 長谷川 慧重君

委員外の出席者

防衛施設庁施設 課長 柴田 桂治君

文部省教育助成 局長 遠山 耕平君

厚生省生活衛生 局長 三本木 徹君

通商産業大臣官 房審議官 安藤 勝良君

建設省住宅局建 築物防災対策室 長 遠藤 三三男君

環境委員会調査 室長 山本 喜陸君

委員の異動

八月十八日

兼任

河本 敏夫君

兼任

森 美秀君

兼任

森 美秀君

兼任

河本 敏夫君

兼任

森 美秀君

兼任

河本 敏夫君

兼任

森 美秀君

兼任

河本 敏夫君

兼任

森 美秀君

兼任

河本 敏夫君

兼任

森 美秀君

兼任

河本 敏夫君

兼任

森 美秀君

兼任

河本 敏夫君

兼任

森 美秀君

兼任

河本 敏夫君

兼任

森 美秀君

兼任

同(浦井洋君紹介)(第四四七号)

同(岡崎万寿君紹介)(第四四八号)

同(金子満広君紹介)(第四四九号)

同(経塚幸夫君紹介)(第四五〇号)

同(工藤晃君紹介)(第四五一号)

同(児玉健次君紹介)(第四五二号)

同(佐藤祐弘君紹介)(第四五三号)

同(柴田睦夫君紹介)(第四五四号)

同(外田一君紹介)(第四五五号)

同(中島武敏君紹介)(第四五六号)

同(中島武敏君紹介)(第四五七号)

同(中島武敏君紹介)(第四五八号)

同(中島武敏君紹介)(第四五九号)

同(中島武敏君紹介)(第四六〇号)

同(中島武敏君紹介)(第四六一号)

同(中島武敏君紹介)(第四六二号)

同(中島武敏君紹介)(第四六三号)

同(中島武敏君紹介)(第四六四号)

同(中島武敏君紹介)(第四六五号)

同(中島武敏君紹介)(第四六六号)

同(中島武敏君紹介)(第四六七号)

同(中島武敏君紹介)(第四六八号)

同(中島武敏君紹介)(第四六九号)

同(中島武敏君紹介)(第四七〇号)

同(中島武敏君紹介)(第四七一号)

同(中島武敏君紹介)(第四七二号)

同(中島武敏君紹介)(第四七三号)

同(中島武敏君紹介)(第四七四号)

同(中島武敏君紹介)(第四七五号)

同(中島武敏君紹介)(第四七六号)

同(中島武敏君紹介)(第四七七号)

同(中島武敏君紹介)(第四七八号)

同(中島武敏君紹介)(第四七九号)

同(中島武敏君紹介)(第四八〇号)

同(中島武敏君紹介)(第四八一号)

同(中島武敏君紹介)(第四八二号)

同(中島武敏君紹介)(第四八三号)

同(中島武敏君紹介)(第四八四号)

同(中島武敏君紹介)(第四八五号)

同(中島武敏君紹介)(第四八六号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

参考人出席要求に関する件

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案 (内閣提出、第百八回国会閣法第三六号)

○林委員長 これより会議を開きます。

この際、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴いまして、現在理事が一名欠員となっております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ございませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○林委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に滝沢幸助君を指名いたします。

政府より趣旨の説明を聴取いたします。稲村環境庁長官。

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案 [本号末尾に掲載]

○稲村國務大臣 ただいま議題となりました公害健康被害補償法の一部を改正する法律案について

第一類第十四号 環境委員会議録第二号 昭和六十二年八月十八日

第一類第十四号 環境委員会議録第二号 昭和六十二年八月十八日

第一類第十四号 環境委員会議録第二号 昭和六十二年八月十八日

第一類第十四号 環境委員会議録第二号 昭和六十二年八月十八日

第一類第十四号 環境委員会議録第二号 昭和六十二年八月十八日

第一類第十四号 環境委員会議録第二号 昭和六十二年八月十八日

第一類第十四号 環境委員会議録第二号 昭和六十二年八月十八日

第一類第十四号 環境委員会議録第二号 昭和六十二年八月十八日

第一類第十四号 環境委員会議録第二号 昭和六十二年八月十八日

第一類第十四号 環境委員会議録第二号 昭和六十二年八月十八日

第一類第十四号 環境委員会議録第二号 昭和六十二年八月十八日

第一類第十四号 環境委員会議録第二号 昭和六十二年八月十八日

第一類第十四号 環境委員会議録第二号 昭和六十二年八月十八日

第一類第十四号 環境委員会議録第二号 昭和六十二年八月十八日

第一類第十四号 環境委員会議録第二号 昭和六十二年八月十八日

第一類第十四号 環境委員会議録第二号 昭和六十二年八月十八日

第一類第十四号 環境委員会議録第二号 昭和六十二年八月十八日

第一類第十四号 環境委員会議録第二号 昭和六十二年八月十八日

第一類第十四号 環境委員会議録第二号 昭和六十二年八月十八日

第一類第十四号 環境委員会議録第二号 昭和六十二年八月十八日

第一類第十四号 環境委員会議録第二号 昭和六十二年八月十八日

第一類第十四号 環境委員会議録第二号 昭和六十二年八月十八日

第一類第十四号 環境委員会議録第二号 昭和六十二年八月十八日

第一類第十四号 環境委員会議録第二号 昭和六十二年八月十八日

第一類第十四号 環境委員会議録第二号 昭和六十二年八月十八日

て、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

公害健康被害補償制度は、相当範囲にわたる著しい大気汚染または水質汚濁の影響により健康が損なわれた人々に対して、その迅速かつ公正な保護を図るため、汚染原因者の負担に基づき、各種補償給付の支給等を実施し、これにより公害健康被害者の救済に大きな役割を果たしてきたところであります。

ところで、我が国の大気汚染の状況を見ると、硫酸酸化物による汚染は改善される一方、窒素酸化物及び大気中粒子状物質による汚染は、近年やや改善が見られるものの、長期的には、ほぼ横ばいで推移するなどその態様に変化が見られております。

このため、中央公害対策審議会において、昭和五十八年十一月以来、近年の大気汚染の態様の変化、その健康への影響に関する科学的知見等を踏まえ、検討が進められた結果、昨年十月、公害健康被害補償法の第一種地域のあり方について答申が取りまとめられたところであります。

この答申は、現在の大気汚染の状況のもとでは、新規に患者を認定し、大気汚染の原因者の負担に基づき個人に対する補償を行うことは、民事責任を踏まえた本制度の趣旨を逸脱することとなるため、現行の第一種地域をすべて解除することが相当であり、今後は個人に対する個別の補償を行うのではなく、総合的な環境保健施策を推進することが適当であるとしております。

今回の改正は、本制度をより公正で合理的なものとするため、中央公害対策審議会の答申を踏まえ、第一種地域の指定がすべて解除された場合に対応できるように、所要の改正を行うものであります。

次に、法律案の主要事項について、その概略を御説明申し上げます。

第一は、法律の題名及び目的の改正であります。

現行の法律は、大気汚染または水質汚濁の

影響による健康被害についての補償を行い、被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的としておりますが、今回新たに大気汚染の影響による健康被害の予防のために必要な事業を実施し、健康の確保を図ることとしていたため、法律の題名を公害健康被害の補償等に関する法律に改め、あわせて目的について同様の趣旨をつけ加えております。

第二は、費用負担に関する規定の整備であります。

これは、第一種地域の指定がすべて解除された場合においても、指定解除前に認定を受けた既被災者に対する補償を継続することができるよう、その費用負担の仕組みを汚染原因者負担の観点から整備するものであります。

具体的には、第一種地域の指定解除前のばい煙発生施設等設置者から汚染負荷量賦課金を徴収することとし、賦課金の額については、指定解除前の排出量を基本に、指定解除後の排出量をも勘案して算定することとしております。

第三は、公害健康被害補償協会の業務等に関する改正であります。

現在の大気汚染の状況に応じて、今後は、総合的な環境保健施策を推進することとしておりますが、このため、公害健康被害補償協会の業務に、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究等の実施及び地方公共団体に対する助成に関する業務を新たに加えております。あわせて、協会の名称も公害健康被害補償予防協会に改めることとしております。

協会が助成する地方公共団体の事業としては、健康被害の予防に関する計画の作成、健康相談、健康診査、機能訓練、施設整備等を定めております。

また、これらの事業に必要な費用をその運用によつて賄うため、大気汚染の原因者等から拠出される拠出金を財源として、基金を設けることとしております。

なお、基金が積み上がるまでの間は、協会は、

拠出金の一部を事業費に充てることができることとするともに、政府は、協会に対して、基金に関する財政上の措置を講ずることができるとしております。

この法律案の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内の政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○林委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○林委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岩垂寿喜男君。

○岩垂委員 質問の前に申し上げたいことがございます。

私は、十五年前になりますけれども、本院に初当選をして、公害対策並びに環境保全特別委員会に所属をいたしました。その心、その所信は、私の選挙区、川崎における公害対策を一步でも二歩でも前進させることによつて市民の健康と生命を守っていきたいということでした。この十五年間、政府あるいは自治体あるいは企業を含めてそれぞれの立場で、被害者の要求を中心としてさまざまな公害対策に取り組んできたことは否定をすることはできませんけれども、その歴史の重さというものを振り返って考えてみると、確かにSO₂の面では改善の措置が見られたことは事実でございます。そして環境基準が多く

の地点でクリアされたことも現実でございます。しかし、公害病のいわゆる認定患者という人々の数は決してそれほど減っているわけではございません。なかなか、私自身もその委員会ではこの法案の審議に当たったときに指摘をしてまいりましたNO_xの指定の問題などについては、十

五年の歳月の中で、例えば国会において何遍決議が行われたか、あるいは環境庁自身もこの問題について真剣に取り組まざるを得ないという態度を表明されてきたことから考えてみて、NO_x自身は改善をされるどころかさらに悪化しているという状況にあることを忘れることはできません。こういう状態のもとで指定地域を解除するということは一体どういうことなのかということとを、私なりの短い期間でございますけれども政治生活の経験を通して深刻に受けとめざるを得ません。

それで、この法改正に至る経過を振り返ってみると、かねてから経団連を初めとする経営者の団体、つまり発生源の側からさまざまな指摘がなされてきた。そしてそれが、いわゆる臨時行政調査会といましようか、臨調の課題にされてきた。

正直なところを申し上げます、何で公害健康被害補償法というのが臨調の課題になるのか。臨調の課題というのは、言うまでもなく行政の簡素化の課題であり効率化の課題である。それが企業の利益を代弁して臨調の議論になり答申になって、そして法改正にたどり着いてきたという経過を考えてみると、どう見ても、最初に解除ありきというところからいろいろな理屈、つじつま合わせをしてきたということにしかどうも見られない。これはもうまさにきたの限りだと私は言わざるを得ないわけでありまして。

また、中公審の専門委員会の報告と、いわゆるあり方委員会というふうな言い方、いかにもあれませんが、この関係を見ると、医学的にも大変な問題があるというのを私なりに受けとめざるを得ない。素人目でもそのことが歴然とするようなことをおやりになることについて、一体環境庁長官はどんなふうにお受けとめになつていらっしゃるのか、私は最初長官の見解なるものを承つておきたいというふうに思っています。今からでも遅くないから、法案を撤回なさるおつもりはないかどうか、御答弁をいただきたいと思

います。

○稲村國務大臣 今、岩垂先生の当選以来、環境行政に真剣に本心に情熱を傾けて取り組んでこられて、この時点で公健法改正について私に對しての御質問でございます。

環境行政は、申し上げるまでもなく国民の健康の保護を使命としており、健康に係る行政については当然疫学等の医学的な判断を基礎として行われるべきものであると私も考えております。この公健制度は、民事責任を踏まえ、汚染の原因者の負担により健康被害者に対し個別の補償を行うというもので、制度を公正かつ合理的に運用していきたい、こういうことが基本で、今回中公審の答申を受けて私どもも改正に踏み切った次第でございます。

○岩垂委員 では、諸問と答申との関係について、今長官からも御答弁をいただいたわけですが、お尋ねしてまいりたいというふうに思います。

昭和五十八年十一月十二日の環境庁長官から中央公害対策審議会への諮問の内容というのは、公害健康被害補償法第二条一項に係る対象地域のあり方というふうに受けとめておりますが、その点間違いないと思いませんか。イエスかノーかで結構です。

○目黒政府委員 そのとおりでございます。

○岩垂委員 その諮問の趣旨については、昭和六十年三月二十五日の衆議院環境委員会、当時の長谷川環境保健部長が指定要件あるいは解除要件の明確化だということに答弁していらつしやいましたけれども、これをわかりやすく言えば、大気汚染にかかわる地域指定の基準、すなわちその物差しとでもいいますか、というものを諮問したというふうに考えてよろしいかどうか。

○目黒政府委員 五十八年十一月の諮問当時では、環境庁といたしましては、制度発足当初知見が十分でなかった二酸化窒素とか等々といったようなものを含めた大気汚染と健康被害の科学的評価、これを行いまして、これを踏まえて現在の大気汚染の状況に對した今御指摘の指定要件また

は解除要件といったようなものを示していただきたい、こういうふうなことを諮問したのは事実でございます。

○岩垂委員 つまり、それはあくまでも地域の指定あるいは解除の基準についての諮問で、どこを解除するとかどこを指定するかということについては諮問の範囲には含まれていないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○目黒政府委員 私ども、五十八年の十一月の諮問は、このあり方ということについては御指摘のとおりでございますが、指定要件とかあるいは解除要件、こういうものを示さない点で諮問時の環境庁側の考え方と御指摘のとおり違っているということがあるのでございます。しかしながら、中公審では科学的に十分に検討を行いました上で地域指定の今後のあり方ということで解除相当という先生御案内の結論を出したわけでございまして、中公審の権限の範囲内で今回の答申が行われたというふうに私も理解しているものでございます。したがって、直接の解除要件等々ということではなくて、指定地域の今後のあり方という点につきましては、私も諮問の範囲内で御答申をいただいたというふうに思っております。

○岩垂委員 そうすると、昭和六十一年の四月八日の専門委員会の報告が出ましたけれども、この報告書ではこの諮問の趣旨である、大気汚染にかかわる地域指定の基準は明らかにしたというふうに受けとめてよろしいでしょうか。

○目黒政府委員 この辺につきましましては、当時の専門委員会報告によりますれば、はっきりとした基準とかそういうものについては触れておらないのでございます。

○岩垂委員 今おっしゃったように解除が相当というものが結論でしょう。その前提となる、どういった基準のときに地域指定をしてどういった基準のときに解除するのかということについては何も言っていないよ、いろいろな説を聞かせていただきましたけれども。

○目黒政府委員 そのとおりでございます。その

点については触れてないのでございますが、この当時の専門委員会報告あるいはその後引き続いて出された中公審の答申の内容等から申し上げますと、先ほども申し上げましたように現行の大気汚染の中では主たる原因でない云々という、今の制度では合理的でないという前回ずっと御説明申し上げましたような理由から今の結論に到達したわけでございます。

特にこの解除要件につきましては、恐らく先生今の御指摘の点かと思いますが、四十九年の御答申では、地域指定の解除要件として著しい大気汚染がなくなること、かつまたその地域における新しい患者の発生率が自然発生率程度に低下するというふうに、この四十九年の答申の中での解除の考え方があつたわけでございます。

それで、四十九年当時におきましては、大気汚染による健康被害の状況が改善される過程におきましても、その健康への影響の程度が定量的に判断されるような状況が維持されるのだというふうなことを想定いたしましてこのようなことを出したのでございまして、しかしながら、現在の状況では我が国の大気汚染によります健康影響の程度というものを定量的に判断するということは大変困難でございまして、四十九年度に出しました中公審の答申が想定した状況とは異なつてしまつたというものが現状でございまして、このために、今回の答申におきましては、四十九年の答申の解除というもののについての考え方につきましては現在の

大気汚染の状況のもとでは適切ではない、こういうふうに判断されたのでございまして、環境庁といたしましては、そのように受けとめて、このような経緯があるのでございます。

○岩垂委員 ちょっと長い文章になりますけれども、読み上げますと、答申というのは今目黒さんおっしゃ

ったように、「本制度において、一定の地域を指定地域として指定し、補償給付を行うことが合理的であるためには、①人口集団に対する大気汚染の影響の程度を定量的に判断でき、これが一方で、②その上で、その影響が、個々の地域について、地域の患者をすべて大気汚染によるものとみなすことに合理性があると考えられる程度にあること、が必要である」というように、地域指定のための二要件を提起してございます。そして、これはかなり長い文章になつてしまつたので私も読んでる時間ももたないくらいなんです。が、ここは非常に重要ですから読んで読み上げてみますと、「しかしながら、専門委員会報告から判断すると、現行四十一指定地域における大気汚染も含めて現在の我が国の大気汚染は、地域の有症率を決定する様々な要因の中で主たる原因をなすものとは考えられず、人口集団に対する大気汚染の影響の程度を定量的に判断することができない。したがって、個々の地域について、地域の患者をすべて大気汚染によるものとみなすこともできない。このような状況下においては、地域指定を継続し、又は新たに指定して、地域の患者集団の損害をすべて大気汚染と因果関係ありとみなし、大気汚染物質の排出原因者にその填補を求め

ることは、民事責任を踏まえた本制度の趣旨を逸脱することとなり、よって、現行指定地域については、その指定をすべて解除し、今後、新規に患者の認定を行わないこととすることが相当と考えられる」となつております。

この結論づけなんですけれども、この二要件というものは余りにも現実離れをした非科学的な要件じゃないのかということが一点。

特にNO_xの裁判のときに、鈴木武夫氏、専門委員会の委員長ですけれども、かなりはっきり答えていらつしやるのは、「私はこれをお書きになつた人に逆にそれを質問したいです。大気汚染以外の病氣、疾病のことを付け変えても結構です。それから疾病というものをこういう表現で表現できるかどうかこの原文をお書きになつた人に質問

したいです。この事故以外はあり得ないです。」「そして「事故以外はあり得ないので非常に。」という質問に対して、「現実を御存じない方が頭の中でお考えになったことでしょうか。」「そして「だから医学的眞実に反する文章ということになりませんか。」という質問に対して、「私はそう思います。」というふうにご専門委員会報告を作成する責任者であった鈴木先生が御答弁になっていきます。医学的眞実に反する文章だということに肯定なさっていらっしゃる。この点については環境庁はどのようなお考えになっていらっしゃいますか。

○目黒政府委員 この中公審の答申につきまして今の鈴木先生のいろいろな御発言等々に関連した点でお答えを申し上げます。

中公審の答申は、現時点で可能な限りの知見、科学的な知見を集めて検討を行ったということで、この専門委員会がこういう討議を行って科学的な評価を行ったわけでございますが、その専門委員会の評価を踏まえて、専門委員会に主要なメンバーを含んでおります医学、法律等に関する専門家によって十分検討され、同時に、総会等を開催いたして慎重な手続を経てこのような結論に到達したものでございまして、まず科学的に問題があるというふうには思われないうござい

それからさらに、この鈴木先生の御発言でございいますけれども、この環境の基準訴訟で証人に立っておられた鈴木先生がこの答申について言及されたということについては私も聞いていますのでございしますが、この公害健康被害補償制度は、大気汚染によります患者に対して汚染原因者の負担によって補償を行うという制度でございまして、医学的な面、法制的な面、この二つの面があるのでございします。この制度では、医学的には大気汚染以外の原因によっても生ずるぜんそく等の患者を制度発足当初の大気汚染の状況のもとではすべて大気汚染による患者とみなしたわけでございます。また、東京、大阪等の指定地域以外の地域を含めました全国のばい煙排出者を汚染原因者

とみなすという二つのみなすをいたしまして、その負担によりまして東京、大阪等の指定地域の患者に補償を行う、こういうふうな制度的な割り切りというのを行っていただいております。この鈴木先生の発言というのは医学的な面についてお述べになられているわけでございますが、私もそのように理解をしております。中公審の総意として取りまとめられた答申の内容というものを否定するものではない、このように私も考えているのでございします。

それから次に、先生が御指摘になりました二つの条件と申しますか、合理性の条件と示されている点についてでございます。まず、地域の患者をすべて大気汚染によるものとみなすということにつきましては、先ほどもちょっと御説明申し上げましたが、個々の一人一人の患者について臨床として医学的に大気汚染との関係を明らかにすることはまず不可能であるという、ぜんそく等が非特異的疾患であるということについて、この指定地域と暴露条件と指定疾病、この三つの要件を満たせばそのような患者をすべて大気汚染の影響によるんだというふうにみなすんだ、こういうことをまず前段の方は指しているわけでございます。

〔委員長退席、戸沢委員長代理着席〕

そしてその認定を行いまして、この大気汚染原因者の負担で補償するんだという割り切り、先ほど申し上げたものに到達するわけでございますが、まず前段はそういうことでございします。

それから後段のこの文章でございしますが、このように今申し上げましたような制度で割り切りを行いたしておりますわけでございますが、この割り切りをいたしますためには大気汚染等による影響が明確にかつ強いものである必要があるということでございます。その程度というものが合理的であるほどにしなければいけないというのがこの後段の方の文章の意味なんでございします。そういたしますと、今申し上げました「合理性がある」と考えられる程度、こういう程度につきましては、四十九年

度の答申では大気汚染の影響が過半であると認めれば制度的にその地域におりますぜんそく等の患者はすべて大気汚染によるんだというふうにみなしても合理的である、こういうふうにご考え、そして具体的にそのような地域を指定しておたのでございします。しかしながら、現在の状況では大気汚染が地域のぜんそくといったようなもの、主たる原因とは言えなくなっているというところから、指定地域として維持をいたしまして今後ともその指定地域内にありますぜんそく等の患者等を大気汚染によるものとみなして認定をいたしまして補償するということの合理性がなくなっている、こういうふうにご判断しておる、こういうことでございまして、この答申の考え方は、今申し上げましたように合理性、それからみなしている、この二つのことから来ているというふうにご考えているのでございします。

○岩垂委員 そうすると目黒さん、四十一地域を含めてというふうな文章がございしますが、四十一地域全部調査したんですか。

○目黒政府委員 この専門委員会報告におきましては、この結論が、先ほど来申し上げましたように今我が国の大気汚染の程度ではということ、四十一地域を含めてすべて全国的に広範な調査を行った結果そうなんだということ、個々の指定地域ということではございせん、全体的に見てそういうことになっている、こういうような考え方をいたしておるのでございします。

○岩垂委員 四十一地域だけではないと申して、四十一地域は調査の対象ではなかったんですか。その点をはっきり答えてください。

○目黒政府委員 私どもも行いました疫学調査等の中には、全国的に見まして今の大気汚染の状況から患者の発生の状況というものが客観的に妥当であるかどうかを判断いたしますために全国から地域を選びまして、大気汚染の程度のいいところ悪いところあるいは指定地域内等も含めまして入っているのでございます。したがって、指定地域の中に調査対象となった地域もありますればそうで

ない地域もあるのでございます。

いずれにいたしましても、この調査をいたします前提といたしまして、いろいろなレベルの地域をピックアップいたしましてこれを対象としていたしたのでございまして、先生御質問の、すべてをしたのかということであればすべてはしてないのでございます。

○岩垂委員 それじゃ、指定地域何カ所やっていきますか。

○目黒政府委員 三十三地域をピックアップしておるわけでございますが、そのうち十地域ほど一つの調査では入っております。もう一つの調査では、五十一地域のうち十四地域が入っているののでございします。

○岩垂委員 五十一地域の調査の中で幾らですか。

○目黒政府委員 十四でございます。

○岩垂委員 四十一地域が解除が問題になるわけでしょう。そこをきちんとして押さえないで、全国的な水準でございしますから割り切りですか。こういう議論が科学的と言えまして、しょうか。なかなか、科学的であるとなつて主張するにしても、そこに住んでいる人たちにしてみれば、おれのところはどうかしているのだ、本当に納得ができる水準がきちんとして示されなければ安心できません。日本じゅうの状況じゃないのです。後ほど日本じゅうの状況をお尋ねしますけれども、日本じゅうで調べてみたら大したことはなかった、だからあなたのところも我慢しろ、この理屈なんです。こういう点はやはり多くの問題が残るだらうと私は思いますが、その点はいかがですか。

○目黒政府委員 今の環境庁が調べました二つの疫学調査でございしますが、内訳といたしましては三十三地域のうち例えば千葉、川崎、四日市、大阪、守口というふうな一つのグループは川崎、東海、吹田、守口、東大阪、八尾、豊中、富

士といったようなところが入っておるわけでござい
ますけれども、この二つの調査では、我が国の
大気汚染のレベルが低いと考えられる地域から東
京、大阪と我が国の最高濃度レベルの大気汚染と
見られる地域まで全部含めていたわけではござい
ます。つまり、最高のものは入っておるということ
でございます。したがって、この調査等を含め
まして評価いたしました専門委員会の結論と申
しますのは、全国的な高いものから低いものまで
含めたものということで評価をいたしましたものとい
うふうに私も理解をいたしておるのでございま
す。

○岩垂委員 私も余り細かいことがわからないの
ですけれども、今日黒さんのおっしゃったのは、
環境庁が調査をした、環境保健部の行った調査と
大気保全局の行った調査の二つという意味です
ね。私の聞くところによれば、例えば環境保健部
がやったAという調査は、ATS方式に準拠した
質問票を用いて太平洋側九都府県三十三地域を対
象地域とし、昭和五十七、五十八年度に小学生の
両親、祖父父母のうち居住歴三年以上かつ三十から
四十九歳の者三万三千九十人を対象として実施し
た調査だ。調査のBは、同様の質問票を用いて全
国二十八都道府県五十一地域を対象地域とし昭和
五十五年から五十九年に小学生の両親、祖父父母
のうち居住歴三年以上で二十歳から六十五歳までを
含む全年齢の十六万七千六百六十五人を対象とし
て実施した調査だというふうに向っているのです
が、環境保健部の方でいえば五十歳以上は含まれ
ていない。それから大気保全局の調査対象も五十
歳以上は実際の年齢構成と比べて非常に率が低い
ものになっている。お年寄りの皆さんの調査はな
さらないのですか。

○目黒政府委員 今の御指摘の点でございませ
けれども、老人、子供、大人に至るまで年齢構成別
にやっております。それは技術的な
問題としてある程度一定の地域に全国的な意味で
年齢階級補正というのを統計処理したものでござ
います。そういういたしますと当然老人等の年齢

につきましては数が減ってくるということが出て
くるわけでございませう。数が減ってきております
ので、調査対象として全国的なレベルでとりま
す。老人に云々ということではなくて、年齢階級
別全体からいいますと先ほど申し上げたような結
論になるのでございまして、老人については、老
人全体の人口が日本全体の人口比として少ないわ
けでございませうので、当然少ない数ということで
調査をしていくわけでございませう。その場合に統
計処理上、非常に数が少ない場合には切つて
いくということが出てくるのでございませう。

○岩垂委員 そういふことをあなたが幾ら言つて
も、受けとめる側から見ると、五十歳以上の大気
汚染に関する感受性の強い層、せきだとかたん症
状の有症率の高い年齢層は意図的に排除されてい
るのではないかとこの意見もあるのです。意図的
かどうかは別として、五十歳以上をカットして、
実際の年齢構成とあなたはおっしゃったけれど
も、年齢構成から見てもお年寄りの皆さんの数が
少ない調査は実際問題としての影響が出てくる、
調査の結果に関連していろいろな問題が出てくる
のではないだろうかというふうに向われても仕方
がないと思うのですが、その点はどうお考えなん
ですか。あくまでもそんなことはないとおっしゃ
るのですか。

○目黒政府委員 現行の認定患者の年齢別構成か
ら申しますと、圧倒的に子供さんが多いわけでござ
います。それからもう一つは、一つのテクニッ
クでございませうけれども、この調査対象としてピ
ックアップいたしましたのが、先ほど先生がおつ
しゃいましたように小学校を単位として調査をし
ていく、そうなりますと今度は子供さんに同居し
ている老人がかなり減っている、少なかつたとい
うことで結果としてそのようなことになったと私
どもも理解しているのでございませう。

いし、その結果についてもなかなか信憑性を持ち
得ないという弱点がありますよということをお私
申し上げているわけではございませう。

内容のやりとりはまた後ほどすることにしまして、
さつきやりとりをいたしましたけれども、今回の
答申の前提となつた諮問は公害対策基本法第二十
七条二項二号に基づくものと伺つたわけでは
ございませうが、公害健康被害補償法第二条第四項では、地域
指定をした政令を改廃する場合に内閣総理大臣は
中公審並びに関係都道府県知事及び関係市町村長
の意見を聞かなければならないと書いてあります。
この補償法第二条第四項に基づく中公審への諮問は
なされたのですか。

○目黒政府委員 御指摘の二条四項は政令等の改
廃に当たりまして地方公共団体並びに中公審の意
見を聞くというふうになっておるわけではございま
す。前回は私もいたしましたが答申は二条四項
ということではございませう。しかし、私も二
条四項に基づく答申についてはこれからいたした
ことにならうかと思つております。

しかしながら、審議会といたしましては、もう
既に地域の指定のあり方について先ほど来申し上げ
ておりますような一つの考え方を示しております
ので、そう大きな違いはないと私も理解をいた
しておりますが、いすれにいたしましても先生
が御指摘するように、第二条四項の中公審の意見
を私もこれからのいたしたくということにならうと
考えておるわけでございませう。

〔戸沢委員長代理退席、委員長着席〕

○岩垂委員 民主政治というのは手続が大事な
んです。その手続は法律に基づいて行われなければ
なりません。だから、補償法二条四項の要件が満
たされないままに、つまりあなたはこれからは
おっしゃっているわけですから、今回の法改正を
国会に出したのには私はちょっとおかしいと思つて
います。それはちゃんと手続が終わつて法律になつ
てなければ、この法律で議論するといふ問題が
出てくるとおえて言わざるを得ませんが、その
点はいかがですか。

○目黒政府委員 この点につきましては、私も
解除するといふ一つの前提に立っておりますけれ
ども、これはもちろんそういう考え方のもとに私
どもこの二条四項によります御意見をこれから伺
うわけでございませう。したがって、私も法
律案を提出いたしました。そういういたしました場合
に私も判断を——先ほど来申し上げたように
一つは指定地域を解除するといふ問題、あるいは
今の認定患者に対する給付を続けるといふ問題、
あるいは新しい事業、予防的な事業を行う等々、
先ほど提案理由で御説明申し上げましたようなこ
とを行うといふこと、こういうことは今申し上げ
たことを行うために必要な法改正といふふうに私
どもは理解しておるのでございませう。

したがって、政令等の改正といふのはその
ような準備が整いつて行われるのでございま
す。そしてまた二条四項のこのものも、この政令
の立案までにはすべてのおつしやるような法律的
な手続を完了させたい、こういうことで今考えて
おるのでございませう。

○岩垂委員 この改正案は四十一指定地域の全面
解除といふものの法案なんです。その他のこと
もありませうけれども、そこがポイントなんです。
それが前提なんです。だから、これが成立すれ
ば、実質的にはこの法案によつて解除ということ
は既定のものになつてしまふのです。これはなつ
てしまふのです。

私が言いたいのは、補償法二条四項の趣旨とい
うのは指定地域の解除といふような重大な政策決
定を行う前には中公審と関係自治体の意見を聞い
ておけ、こういうことだといふふうに思ひます
が、その点の認識はどうなんですか。

○目黒政府委員 その点につきましては、私も
先ほど申し上げましたような環境庁が今度の法律
改正をいたしますまでに至りました判断の中に
は、昨年十一月に出しました中公審の答申というも
の当然踏まえておるのでございませう。また、
この二条四項に基づきまして地方自治体の意見等
も伺つておるわけでございませう。また、こへ来

るまでにさまざまな関係者からの御意見も聞くといった手続は踏んでおるのでございます。いずれにいたしましても、私どもはこの二条四項に基づきます次の答申というものは恐らく同じことであろうとは思っておりますけれども、この答申そのものは、既に審議会の御意見というものは私どももいただいております。二条四項に基いておりまして、一度とらなければいけないというふうには考えておりますし、また、そのようにするつもりでございます。

いずれにいたしましても、私ども今の時点では、この政令の立案ということで先生おっしゃるとおりの、実質的には解除というふうにおっしゃいますけれども、形式的には政令の立案までに済ましたい、こういう考え方を依然として持つておるのでございます。

○岩垂委員 先ほどからあなたのお答えを聞いておると、そうなるだろうと思う、だからこれからそういうことでやっていくのです、そうなるであらうというのを前提にして中公審にかけますというの、言ってみれば中公審というのは何か環境庁がこういうふうによつて後はそのとおりにして下さいよという気持ちがあるの一言の中にありと示されておるのです。私はそんなものじゃないと思うのです。例えば、地方自治団体に意見を聞いたと言いましたけれども、結果はどうなっておりますか。私の調査によつても、積極的に賛成をしたという数は決して多くないですよ。どういふふうに分けていらつしやるか。賛成が幾つで、慎重にしろというのが幾つで、反対が幾つであったということを言つて下さい。

○目黒政府委員 先生御指摘の前段でございますが、御指摘ではございますけれども、私どもは中央公害対策審議会の意見が昨年出ますまでは、各方面の意見を聞き、あるいは専門委員会報告を踏まえ、三年間四十二回にわたつていろいろ御議論をいただいたわけでございます。また総会におきましても、さまざまな議論の中で総意としてあの

ような結論が出てきたのでございます。

したがいまして、その答申をいただきました昨年十月のころの現状と、それから今の、仮にこれから二条四項でかけるとしましても、そう大きな客観情勢の違いはないんじゃないかというふうにお答えを申し上げたのでございまして、決して私どもが中公審を先生御指摘のようなことで考えているというのではないのでございまして、相当御議論いただいた結果の意見がそう急に変わるとは思われないうような考え方で申し上げたのでございます。

それから、地方自治体の意見がどうなっているかという御指摘でございます。これは、今回、二条四項に基づきまして地方自治体の意見を聴取したわけでございますが、各地域の実情、それぞれ自治体におきまして地域の実情を踏まえまして慎重に検討をいただいたのでございまして、そして、地域の住民の健康確保と環境保全の第一線に立つておられます地方公共団体の方々の立場から、非常に広範な御意見が回答されているのでございます。

特に、東京とか神奈川とか大阪といった大都市圏の地方公共団体では、ほぼ共通いたしました幹線道路等において二酸化窒素等にかかわる環境基準が達成されておらずなお改善を要する状況にあること、あるいは、窒素酸化物等の健康影響についての科学的な説明が十分には行われていないといったようなことなどを理由といたしまして、慎重な対応を求めるものが多く見られたのでございまして。また、窒素酸化物等によります汚染、とりわけ幹線道路の沿道の汚染がなお改善されてないことについて強い懸念があるということから、私どももいたしましては、今後この健康被害防止事業等々といったような予防対策をやつていこうというふうな考え方をしております。

う理由をもとに私ども御意見を賜つたというふうな理解をしておりますのでございまして。

○岩垂委員 私、数を聞いていますのですよ。これは二条四項に基づく意見の聴取ですから權威のあるものではないかというふうに見てもいいと思うのですが、私がいろいろ拝見をしたものによれば、お尋ねを返事があった五十一自治体、そのうち反対というのが二十一自治体、それから慎重というものは、慎重に検討を、あるいは慎重な対応が望まれるというものは、つまり指定解除について慎重にしてほしい、それは気持ちの憂いは多少ありますよ、けれども慎重論というのが二十四ですね。賛成というものは、つまりやむを得ないとか反対する理由がないとかあるいは条件をつけてやむを得ない、あなたもさつき触れたけれども、そういう団体は六団体、大体合っているというふうに見てよろしうございませうか。

○目黒政府委員 この自治体からいただきました御意見というものはいろいろ長文で、先生御指摘のとおり非常に広範な内容を持っておりまして、一概に賛否が決めつけられるものではないというふうにも受けとめておるのでございまして。特に、自治体におきましては、先ほど申し上げましたNO_xの汚染等の懸念から慎重な対応を求める多数の意見が出ておることは事実でございます。

また、この趣旨でございますが、私どもが自治体から意見を聴取いたしますという趣旨でございますが、私ども単純に自治体の賛否をとつて多数決によつて物事を決するということではございせん、関係自治体の意見というものを参考にいたしまして、この制度の適正な運営を期するということであるというふうにも私ども理解をしておりますのでございまして。したがいまして、環境庁といった自治体の意見があるわけでございますが、その結論のみならず、その結論を導き出した背景となつております理由とか状況といったものも含めまして、この長文の意見を十分検討してまいら

ところでございます。私どもの方といたしましては特にこの賛否といったような考え方をいたしておらないのでございまして。いずれにいたしましても、地方公共団体のいろいろな御意見を慎重に受けとめていくというのでございまして。

○岩垂委員 私の聞いていますのは、慎重にということと、当然のこととして、大体数がこんな数になりますかというところをお尋ねしているのでございまして、イエスカノーカをお答えいただきました。

○目黒政府委員 その辺につきましては、いろいろな御意見があることは私も承知をいたしております。

○岩垂委員 いろいろな意見があることを承知しているというのじゃないに、私は数を挙げたのです。だから、大体そんなところだというふうな受けとめていらつしやるかどうか、その点を聞いています。

○目黒政府委員 私がいろいろな御意見と申し上げましたのは、先生のおっしゃつたような数字、この数字につきましてもいろいろ数字がございまして、これはマスコミ等含めたものでございまして、その数字があるというところは私どもも承知をいたしております。

○岩垂委員 承知を聞いたんじゃない。あなた方が意見を求めたわけでしょう。答えたわけでしょう。受けとめたわけでしょう。調べたわけでしょう。その結果、だれが見てもこういう数字が、これはマスコミのこともありますが、私も拝見をいたしましたよ。長い時間かかりましたよ。いろいろあるが、こんなふうに分けてできるのはまあまあだなどという認識を持ったわけですね。その私の判断が間違つておるかどうかというのを聞いています。大体こんな数字の割合でしようと言つています。

○目黒政府委員 私どもの考え方といたしましては先ほど申し上げたようなことでございまして、先生の御指摘のような考え方も一つのデータといひますが、二条四項に基づきます地方自治体

からの御回答に対する一つの受けとめ方というふうにも私も理解をいたしております。

○岩垂委員 だとすると、地方自治体に意見を求めて反対が二十一、これは間違いではないです。それで保留という慎重論が二十四というのです。区分けの仕方はいろいろあります。しかし、少なくとも五十一自治体というバランスで見ると、過半数はこれはやめていただきたいという気持ちを含めた地方自治体の意見であったということは否定できないです。先ほど言いました二つの要件、つまり中公審にかける、地方自治体に聞く。この地方自治体に聞くという部分について言えば、環境庁は聞いていらつしやらない、あるいは聞いたとしてもそれを耳をかきかきかたということにならざるを得ないと思いますが、いかがですか。

○目黒政府委員 先ほど来申し上げておりますように、環境庁といたしましては、この地方公共団体の意見につきましては結論だけじゃなく、その背景あるいは理由あるいは状況といったようなものを十分検討していただくべきでございます。無視したというふうなことはないのでございます。また、この地域指定の解除につきましては、地方自治体が挙げておられます理由の中の、懸念するNO₂等の問題あるいは幹線道路の問題等につきましては中公審において十分検討されているのでございます。地方公共団体の意見を十分検討した上でも、この制度が公正かつ合理的な運営をするためにはやはり解除が必要だというふうにも私も判断をしたのでございます。

特にいろいろな御意見の理由となりましたものの中の一番大きなものは、懸念をいたしておりますNO₂等の汚染についてでございます。これらについて地方公共団体から非常に強い要望があったのでございまして、こういうものを私も受けとめまして予防的な観点から健康被害予防事業の実施とかあるいは大気汚染防止対策の強化等々をするという考え方をいたしたのでございまして、私もこの意見を無視してはいないということではないのでございます。

○岩垂委員 東京都知事の鈴木さんが十月三十日の中公審総会の直後に談話を出しておられますけれども、それを読んでいただけますか。——いいです。時間がかかるから私が言います。今回の答申は、窒素酸化物を中心とする複合大気汚染の現状や健康への影響などの点について十分解明されないまま、指定解除の結論を急いだように見受けられ、関係住民や自治体が納得できるものとは言えないのではないかと。答申で示されている指定地域の考え方、今後の環境保健に関する施策についても、実効性や具体性に問題があるのではないかと聞いている。国は、これらの点について、総合的視点からさらに慎重な調査・検討を行うとともに、負担方法の改善についても考慮すべきではないか。自治体など関係者の意見も十分きいたうえで、対処していくことを期待したい。

○目黒政府委員 極めて慎重に賛成の意見でしようか、反対の意見でしようか。○目黒政府委員 極めて慎重に解除に反対するようにはという御意見というふうにも受けとめておるのでございます。

○岩垂委員 慎重にというの、指定解除の結論を急いだようにも見られる。それは、複合大気汚染の現状や健康への影響などの点について十分解明されていないままやっちゃったというふうには言っているんですよ。これは、私、鈴木さんのお立場というところについてあえて申し上げるつもりはございません。しかし、私は少なくとも東京都民の気持ちや意見を率直に代弁した言葉だと思っております。そういう意味では、地方自治体の意見というものを本心に真摯に受け入れたものというふうには考えられませんか、言っちゃえば、環境庁が恣意的にそれを解釈して、そして、いやこれは自治体の諸君も大体納得していただいたんだという形でスタートしたものだということにしかとれないけれども、この点についてもう一遍、目黒さん御答弁をいただきます。

○目黒政府委員 東京都の御意見でございますけれども、これは私さつき取り違えました。意見を出したときの都知事のコメントというふうに取り違えたのですが、東京都の意見、東京都の正式の意見でございますけれども、それを見ますと、一、窒素酸化物を中心とする都市型複合大気汚染がまだ改善を要する状況にあり、健康への影響が懸念される現状にあっては、窒素酸化物による幹線道路沿道の局地的汚染等を考慮することなく、「公害健康被害補償法施行令別表第一、二の項から二十の項まで」を一律に削除することは、適切でないと考える。二、制度の見直しに当たっては、費用負担等のあり方について検討するとともに、大気汚染の実態に即した公正かつ適切な対策を講じる必要がある。

三、窒素酸化物対策は環境行政の重要な課題であり、国は、真に実効ある具体的対策を強力に推進すべきである。云々と、こういうふうな御意見でございまして、やはりこの前段の幹線道路等の局地的汚染を考慮することなくやるのは適切でない、こういうふうな私どもも考えているのでございまして、やはり慎重にというふうにも私も受けとめたわけでございます。

○岩垂委員 じゃ、幹線道路の対策というのはできていないんですか。できていないでして、できていないじゃないですか。それじゃ、三大都市のNO₂の環境基準がどんなふうになっているか、答弁してください。長いやりとりがありますからね、これは、申しわけないけれども。

○長谷川(慧)政府委員 お答えいたします。いわゆる総量規制三地域の環境基準の達成状況でございますが、これは一般局、自排局とそれぞれあるわけでございますけれども、六十年年度の数字で申し上げますと、東京におきましては一般局は二十三分の四、自排局が二十八分の二十一、神奈川におきましては二十九分の八、十六分の十

一、大阪が四十四分の四、二十二分の十六ということで、トータルで申し上げますと、六十年年度におきまして、一般局は九十六局あるうち十六局が〇・〇六ppmを超えておるといふ状況にございます。それから自排局におきましては、六十六局のうち四十八局は〇・〇六ppmを超えておるといふ状況にございまして、環境基準達成がなかなか厳しい状況にございまして。

○岩垂委員 こういう数字なんです。それが急速に改善されるどころか、むしろ悪くなっているのです。そのことを前提にして解除について慎重であってほしいという意味は、申し上げるまでもなく反対だということですよ。これは私も総会の後の知事の談話というふうにも申し上げたことが、あるいはあなたが誤解をしたのかもしれないけれども、私は、少なくとも自治体の気持ちというものをもう少しきちんと受けとめてほしいなというふうにも思うのです。特に一月の末が締め切りの意見聴取でしよう。回答が二月に入つた自治体もあつたわけでしょう。ところが、実際には二月の初め、二月十三日に今度の改正案というものの閣議決定をしているわけでしょう。だから、何のために聞いたのかという姿勢がまずそこに出てくるのです。答えが出て精査をする前に、事実上法律はできて、改正案ができて、閣議決定までしちゃっているのです。これじゃ、自治体の意見というものは聞く耳を持ちませんよということをおっしゃるけれども、これはしょうがないのです。

特に今言ったように、数の合わせ方はいろいろあるでしょう。しかし、過半を上回る自治体がこれに対して反対ないしは慎重であつてほしいという意思表示をしているのを無視しているわけですね。無視しているとは言いません、皆さんがそれを受けとめたと言っているのじゃありません、現実、結果にあらわれてきたものは無視と同じではないですかということをおしは強調しておきたいのです。

最初に賛成意見を出したと言われた三重とか四日市とか、これは楠町というのですか、これは賛

成ではなくて反対に回ったということをお伺いしているのですが、その点は調べてございますか。

○目黒政府委員 私ども、当初いただいたとおり御意見というふうな受けとめているのでございますが。

○岩垂委員 だから、今おっしゃったのは一月末の意見ですね。その後自治体は態度を変えているわけですね。そのことはもちろん環境庁にも連絡をなさったわけですね。それは一つの区切りですから、それはいいでしょうけれども、何でもそういう地方自治体があえて態度を変えたのかというところなども考慮しなければならぬ。だから、地方自治体の意見というものがどうも十分生かされてないというふうな点に強調整しておかざるを得ないことを私は大変残念に思います。

ここでちょっと私、やや原則論を承っておきたいと思うのですが、原則論というのは、私は昭和四十八年の七月の当委員会、公害健康被害補償法案を審議したときのやりとりというのに関連して、余り細かくは言いませんが、このときに、やりとりを含めて言いますと、この法案というのには、昭和四十七年の四日市大気汚染裁判の判決が確立された疫学的因果関係論に基づく、疑わしきは救済するという立場に立ったものであるというふうな御答弁をされておられますが、この立場は今後も変わらないというふうな、これは常識ですけれども、そう考えてよろしゅうございますか。

○目黒政府委員 この四日市の判決当時は、先生御承知のように、やはり大変な大気汚染の激甚な状況下にあったわけでございます。その当時は先生御指摘のような考え方というのもある程度合理性がありまして、第一種地域にかかわります公健制度もこのような考え方を基礎としておったというところは、これは事実でございます。しかしながら、現在の時点では、やはり基本的な考え方というものは、私ども、ともかく現在の大気汚染の状況になりますと、昭和三十年代、

四十年代という……(岩垂委員「いや、基本的な考え方を聞いています」)現時点では、やはり私どもは制度の公正合理性というところについて、この運用をしなければいけない、こういうふうな観点から、民事責任を踏まえた制度でございます。その中で、公害患者に対して適切な補償をするというためには、制度の公正かつ合理的な運用の観点からは、このような考え方は適当ではないのではないかとこのように考えているところでございます。

○岩垂委員 今日では、裁判で示された結論が合理的でないということですか。

私があえて言ったのは、基本的な立場というのには変わりはないのでしよう。裁判の権威とか、裁判の決着に至った経過とか、そのことが背景となつてこの法律が生まれてきた背景であるとかいう立場は、当然のことながら尊重されないと変なことになるんですよ。

○加藤(陸)政府委員 若干裁判の関係でもございします。私の方から補足させていただきます。

基本的には、先生のおっしゃる趣旨は、四日市判決当時のような著しい大気汚染の状況において出た判決でございます。そういう状況のもとでのこの考え方というのには、先生がおっしゃるような趣旨は続いている。ただ、ただいま部長から答弁いたしました趣旨は、ちょっと時代の変遷を申し上げておるのだということ御理解いただきたいと思ひます。

○岩垂委員 では、同じように四十八年の中公審答申、汚染のレベルと疾病の発現との関係を疫学的手法を用いた確率的に究明し、蓋然性があれば足りるという法的因果関係の考え方を基礎とするという立場は変更されたというふうに見えていいのですか。

○目黒政府委員 先生御指摘の、因果関係というものについての蓋然性があれば足りるとするようなこの四十八年の中公審の答申の考え方と今回の答申、今の考え方と違ふのかというふうな御指摘と私ども承ったわけでございますが、この四十八

年当時の答申と今回の答申において因果関係に關する基本としております考え方については基本的に同じなものでございます。そういうふうな考へて

いるわけでございます。それで、四十八年の答申では、因果関係につきましては、この関係のいづゆる諸分野、諸科学の分野のすべてにおきましてこの因果関係が厳密に立証されなくとも、大気汚染のレベルと健康被害の発現との関係を疫学的手法を用いて確率的に究明して、この因果関係については蓋然性があれば足りるとする、こういう法的な因果関係の考え方を基礎としていたものでございます。

今回の中公審におきまして、この民事損害賠償におきまして、今申し上げました因果関係に対する考え方、それから、この十年余りの間におきまして科学的知見の発展を踏まえて中公審でも検討が行われましたが、その結果、総合的に見ますと、大気汚染と健康被害との間に因果関係がありと判断することはできなかったというのでござい

ます。さらに、現在の大気汚染がぜんそく等の主原因とは言えなくなつて、これまでのようにぜんそく等の患者をすべて大気汚染による患者とみなし、汚染原因者からその費用を徴収する云々、そして補償を行うといったような、民事責任を踏まえた本制度の趣旨を逸脱するようなことになるのではないだろうかという、先ほど来申し上げたような中公審の結論に達したのでござい

ます。いずれにいたしましても、この基本にいたしております因果関係の考え方については同じというふうな私ども受けとめているのでござい

ます。○岩垂委員 これはこの前の国会のやりとりなんです。補償の問題について民事的な責任を踏まえてこの損害をてん補するための補償、今までは社会保障的なものがあるという性格を持っていたが、そういうものではないというふうな橋本さんが当時答弁をされているのですが、今度はまた民事的な損害賠償の考え方を社会保障的なものに戻すというふうな解釈をしている人もいます

そうではなくて、あくまでも民事的な責任という筋道は生きていると理解してよろしゅうござい

ますか。○目黒政府委員 先生、そのとおりでございまして、私ども、先ほど来申し上げましたように、当初とっておりました民事的な、橋本審議官が前にお答え申し上げましたような考え方、そういうふうな考え方が今も生きているのでございまして、私どもはあくまでも、先生御指摘のとおり、民事的なものを考へていくということでは変わりがないのでござい

ます。○岩垂委員 指定地域の要件というのは先ほどから言われましたし、それはそれでわかるのですが、解除の条件も当時のことがいろいろあつて、そして異常に患者が多発することがあるというところ、もう一つは大気汚染がずっと継続している場合ということ、いろいろ細かいことは言いませんけれども、行われているわけですね。S.O.について言えば確かに改善はされましたけれども、患者の方が減つていないという認定をなさつた背景をちょっとお尋ねしておきたいと思ひ

ます。○目黒政府委員 今の患者の状況でございまして、御指摘のように、年々ずっと増加をしているのでござい

ます。そして今認定患者の総数は約十萬弱、先生御承知の九萬数千といったような数になつてい

向にあることは事実なのでございます。またこの十年間で平均年率六から七％程度の水準で全国的に増加を遂げていっているのをごさいます。また一方認定患者数の増加をもたらしている気管支ぜんそくによります認定患者の増加率も五十年代の後半からはほぼ年率五から七％で、同じような水準になっているのをごさいます。

それで、私もこの中公審の委員会等におきまして、委員会の科学的知見等を踏まえまして検討を中公審でもいただいたわけでございますが、現在の大気汚染がぜんそく等の主原因ではないと判断されたということをごさいます。このようにふたつを考慮してまいりますと、私も、認定患者数が増加するということはむしろ全国的な気管支ぜんそくの患者の増加というものを反映したものじゃないのだからかと考えているところでございます。

○岩垂委員 細かいことを言いませんけれども、全国的にふえたから、したがって患者がふえたのは大体同じもので、したがって患者が因果関係でふえているわけじゃないという立論はおかしいと思うのです。日本じゅう大気というのには拡散しますから、日本じゅうの空気が汚れてくれば一定の地域だけでなくと広いエリアで患者が生まれますよ。空気というのは隔離することができませんからね。

問題は、比べ方の問題は、それは医学的にかなりしんどい疫学的なことがあるのかもしれない。けれども、全体として大気が汚れていますよ、したがってそういう病気が出やすくなっていますよというのを頭に置かないとどうもならぬのではないかと、このことを、きょう細かくいろいろやりとりをする時間がございますが、そういう点は頭にあるのですか。

○目黒政府委員 私ども、先生御指摘のように、ぜんそく等の患者の発生要因についてはさまざまなものがあるわけでございます。もちろん大気汚染もその中の因子の一つであることは間違いない事実でございます。これは専門委員会報告等でも出ていっているのをごさいます。そのほかに、やはりこの気管支ぜんそくの患者の増加の原因というのはいろいろなことが考えられているのをごさいます。

例えば、国民の健康意識とか、あるいは医療水準が向上してきたとか、あるいはアレルギー素因者が増加してきたとか、あるいは都市の生活様式が拡大してくるとか、あるいは食生活とか住居の環境が変化するとか等々といったようなことがあるのをごさいます。いろいろな多原因で出てくるのをごさいます。その多原因で出てくるために、大気汚染だけでというふうになかなか合理的に言えなくなってきたというところが私どもの考え方でございます。この患者さんがふえている、これはもう間違いないわけでございます。その患者さん自身がその一定の指定地域の中で云々という合理性があるかどうかというところに議論が絞られてしまったわけでございます。私どもやはり患者さんがふえているというところについてはそれなりに受けとめているものをごさいます。

○岩垂委員 これは割り切っちゃって解除しちゃうわけでしょう。これから患者は出ないというふうに判断するのですか、これから患者が出た場合、どうなさるおつもりですか、その点をお答えをいただきたいと思ひます。

○目黒政府委員 もちろん私も、過去も出ておったわけでございますし、現在も出ていっているわけでございますし、それからこれからはぜんそく等の患者さんが出てくる、あるいは発病してくるというところについては、これはもうそのとおりだと思っております。発病してくるというふうな私どもも考えているのは当然でございます。

問題はやはりこの大気汚染との因果関係で、やはりその辺が、補償をするほどの合理性があるかどうかというところが、先ほど来御指摘いただいた

た点を含めまして一つの議論になっているところのをごさいます。この点について、私も専門委員会報告等を踏まえた中公審の答申を尊重いたしまして、やはりこの辺の合理性がなくなってきたというところに一つのポイントがあるかと思っております。

したがって、患者さんがふえているということとは私どもも当然そういう事実というものを受けておるわけでございますし、また先ほど来申し上げますように、四十一指定地域以外にも全国で患者数はふえてきているということはまた事実なのでございます。

○岩垂委員 目黒さん、お医者さんだからわかると思うのですが、低濃度で長期暴露をした場合に、慢性影響の、遅発性といましようか、十年ぐらいたって出てくるというケースについてどのように御判断なさっていらっしゃいますか。

○目黒政府委員 御指摘のような、かつて非常に激甚な大気汚染のある地域に住んでいた方々が、十年とか五年とかある一定の年月がたつてから後で発病してくるという点についてはどうかというところで、これにつきましましては、専門委員会報告等を踏まえまして、審議会の中でも御議論があったのをごさいます。この点についてはそのようなことは立証されていないというふうな結論でございます。私もその専門委員会の結論を受けとめまして、そのように考えているところのをごさいます。

○岩垂委員 立証されていないから私もと言わぬで、あなたが医者さんだからと言った意味は——患者を診たことがあるかどうか知りませんが、けれども、そういう現象というのは現実にあるわけですよ。かなり時間がかかって、地域から離れたところ、そして診てみたら公害病であったというケースがあるわけですよ。こういうのは、こういう方は、今度は切れちゃうわけですね、実際問題として。こういうことはどうかという点も指摘しておかなければならぬのです。

て、例えばがんなどの疾病が起きる可能性というのがあるという点もかなり指摘をされたいいろいろなものがございますが、そういう点はカバーしていらっしゃるのですか、これで。

○目黒政府委員 がん等の問題につきましても、これは専門委員会報告の中では今後研究を続けるべき一つの課題ということで出ているのをごさいます。

○岩垂委員 これはちょっと順序が変で申しわけないのですが、加藤さん、あなたの問題ですけれども、サーベイランスの項に、再び著しい大気汚染が引き起こされる懸念も完全には払拭できない、万一の事態が発生すれば直ちに行政措置をとる必要があるというふう述べておられますが、行政措置というものは、また再び地域指定をすることだというふうに考えてよろしゅうございましょうか。

○加藤（陸）政府委員 先生のお尋ねは、前提条件をどういうふうにごさいますか、今ちょっと考えておいたところのをごさいます。先生御承知のとおり今回の答申の中で公害健康被害補償制度というものは存続すべしと書いております。その趣旨は十分体していくべきものと思っております。

サーベイランスで云々というところになりますと、私ちょっと技術的な細部にわたるお答えには適当ではございませんけれども、考え方として申し上げますと、そういうもののだけを目的にしているものとは思われないわけでございますが、しかしいろいろな調査なりあるいは知識、経験なりによって、世の中の今後の推移でございますのでいろいろなことないとは言えないわけでございます。その場合の適切な措置は行政庁としてはとらなければならぬと考えております。その中の態様はもう一つだけではないと思ひますが、いろいろな形のものがあられると考えております。

それは万が一だろうと思います。だけれども、その場合は再び地域指定という考え方に立つのでしようねと、また現実にある席上で加藤さんはこのような答弁をなさっていらつしやることを承っておりましたので、実は私はあえてそのことを加藤さんにお尋ねしたわけでごいまして、再び地域指定をすることはあり得べしというふうに考えてよろしいですね。

○加藤(陸)政府委員 そのとおりでございます。
○岩垂委員 これは変な話なんだよね。環境庁自身が大気汚染が起こるということを一方で懸念して、一方で指定地域の解除をじゃんとやっちゃまう、こういうことがやはり国民の非常に強い不満というものを巻き起こして来る理由なんですよ。

率直に申し上げて、私は、この解除という話題が出てきたときに、まあ現在の指定地域の一部の解除、そして同時に自動車対策の強化というようなことが行われるか、そうでなければ現行制度を大体温存して、少し時間を置いて状況を見て、そして皆さんの御理解と御協力がいただけるようなデータをもとにして、まあそれならばというふうにしていくのか、つまり一定の観察期間を置いていくというぐらゐのことは行われるだろうと、実は甘く判断していたんです。私の判断は全く間違っていました。まさか一挙に環境庁が全面解除なんというところまで踏み切ってしまうなどということはゆめ思わなかった。それは患者の皆さんもそうだろうと思うし、同時に恐らく公害問題に関心を持ってこられた方々というのは大体そう思ってきたと思いますよ。一挙にこういう形に持っていくことについてはどうしても私は納得ができません。

しかも、サーベイランスという項目だけれども、ひどくなったらまたやりましょう、制度は制度として残すということが明らかになりましたけれども、またそこまで指定をするということもあり得るということは、やはりそれなりの懸念を持っていらつしやると思うのですよ。

だから、本来この制度というのは、環境庁が加害者である企業と被害者である患者とその間のいわけとを和解したいなことを取り持った形の法律なんです。裁判でいっても和解なんです。そういう制度の中で何か環境庁が今まで果たしてきた和解の役割というものをさっと手引いてしまつて、手を引いただけならまだいいのですよ、当事者で話ができるから。手を引いてしまつて、加害者の方、つまり企業の方に免罪符を与えるという結果になつてしまつてゐるのです。こういう点はこの制度自身が、やはりこの法律案を審議する前提として私はあえて申し上げなければならぬと思つて、率直に申し上げますけれども、目黒さん、こういうことを予測してはいたか。私がさっき言つたような、せめて一部で、あとは自動車対策を強化する、あるいはそういうことを予測したことはないですか。

○目黒政府委員 私、今御質問の二つの点についてお答えをしたいと思います。後段のそういうふうなことを予測したことがあるかというところでございしますが、私も参りましたときに、これは中公審の御議論、拝聴をしていただくわけでございます。専門委員会報告が出て、それから中公審の答申というところになつてさまざまな御議論があり、さまざまの方々、関係者からいろいろな御意見を賜り、そういう中で私も考えておつたわけでございますが、やはり先ほど申し上げましたような因果関係と申しましようか、そういう合理性ということも考えなきゃいけない、こういうふうにしておつたわけでございます。

それで、やはりこの条件というもののについては、当初ある程度の割り切りでスタートしたのでございします。しかしながら私ども、この結論の中に今の法律はそのまゝ残すということ、あるいは既存の認定の患者さん方にはそのまゝ補償を続けるというふうなことを踏まえたがら今の結論に到達した、この経緯については私も議論を拝聴しながら、この審議会の意見、経過を見ながら、このような考え方もあるというふうな受けと

めておつたわけでございます。いずれにいたしましても、そういう中公審の答申を私も受けとめまして、一つの考えとして私も判断をしたのは事実でございます。

それからもう一つは、このサーベイランスということなんでしょうが、今申し上げましたことと若干関連はございしますが、このサーベイランスシステムというのは、中公審の答申にもございしますように、見直しということに当たりましてはこのサーベイランスシステムを早急に構築するといふことがやはり一つの非常に大きなポイントではなからうかというふうに私は思つたのも事実でございます。むしろこのサーベイランスシステムが、長期的にかつ予見的な観点を持つて地域の一定の人口集団、そういうものの健康状態とそれから大気汚染の関係といったようなものを定期的に、かつ継続的に観察していく、こういうような措置、こういうサーベイランスのシステムというのはやはり非常に大切なものではなからうか、私はこういうふうな思つておりますし、ぜひこれは進めていきたいという点では私も一致しているわけでございます。

また、万が一先ほど御指摘ございましたような著しい大気汚染の問題等というところになりますと、これは現在と過去とが違ふといふようになります。ことから私もこれはこのサーベイランスシステムを突進したしまして、そしていろいろな大気汚染によつて起こつてくる事柄を早期に把握するといふことが最も大事ではなからうか、このように考えているところでございます。

○岩垂委員 まだ質問は続けますが、今まで申し上げた一つの区切りとして、現在の患者の救済は続けていくのだというお答えが今ございましたし、それはそのとおりお答えが今ございましたが、実は全面解除の動きを見ますと、お金を払いたくない、減らしたいという願ひがありありとあるわけですよ。要するに、そつちの意見の方が責任という点よりも勝つたわけですよ。その思想でいくと、現在の患者でさえ、その制度を維持

します、救済は続けまうと言つても、一体どこでどうなつていくのか、やはり心配でならないと思ふのです。

現実、例えばある雑誌で拝見しますと、これは大阪の例でございしますけれども、かつては認定申請をすれば九八%から一〇〇%ぐらゐが認定された。五十四年になつたら認定率が急に六七%になつた。五十五年になつたら六四%になつてしまつた。こんな極端に減るというところは当然常識じゃ考えられないわけですよ。何かの手心なり手だてがあるわけですよ。それは、認定だけじゃなくて方針だとかあるいは等級判定などという面でも認定患者をだんだん絞り込んでいく、できればゼロにしたいというスケジュールの上で進んでいる作業じゃないのかというふうに私は思つてゐるを得ない。所要の財源を減らしていくということなんです。それからそういうことも念頭にあるというふうなことをあからさまに言つてゐる、ここで読みませんけれども。

ですから、私がお願ひをしたいのは、審査会の実務を含めて、患者の切り捨てというふうなことはしない。例えばの話でございしますけれども、認定要件を新しくつけ加えるとかあるいは新しい検査項目を加えるとか、そういうようなことを現実に行つてきたわけですよ。あるいは主治医の意見というふうなものを尊重しないとかいうようなケースがあるわけですよ。こういう恣意的なことは今後なさらない。これは、目黒さん、お約束できるのでしょう。

○目黒政府委員 先生御指摘の例、大阪の認定率でございしますけれども……(岩垂委員「いや、そういう恣意的なことはいけません」と呼ぶ)
そういう点についてでございますが、既に認定患者に対します補償、これは先ほど申し上げましたように、今回の改正案では、地域指定の解除後も認定されている患者に対しては従前どおりの補償給付を支給することができるよう必要の費用徴収規定といったようなものを法律案で示してお

るのでございます。環境庁としては、患者が健康を取り戻すことが最も望ましい、こういうことを考えておるのでございます。認定の更新とか障害等級の見直しといったような点については、先生が御指摘になるような、意図的に絞り込むといったようなことは私どもも毛頭考えていないのであります。また、従来から公正で統一的な事業をずっと行ってきたのでございまして、今後も引き続き努力してまいりたい、このように思っているのでございまして、やはり何か意図的に絞り込むを行うといったような先生の御指摘のようなことはこれまでなかったし、今後もそのようなこととはないうふうなふうに私どもは考えておるのでございます。

○岩垂委員 これまでもなかったと言うので、私はそれを信頼し、今後もないということを信頼したいと思っております。
ちょっと話が飛んで恐縮ですが、この法案が閣議決定をされた直後に、一週間ぐらいの間に環境庁と通産省の間でこの法改正に関して覚書が締結されたというふうな聞いておりますが、それはありますか、ありませんか。

○目黒政府委員 私ども、先生御指摘のような通産省のものはないというふうに考えておりますが……。

○岩垂委員 その覚書の項目には、今後の制度見直しに当たっては大気汚染の状況を反映して双方が柔軟に対処するという趣旨の内容があります。が、本当にないのでね。

○目黒政府委員 私ども、通産省とは先生御指摘のようなものはないのでございます。ただ、私ども法律が共管でございますから、したがって法律改正に当たりましては事務的にはいろいろ連絡もし、あるいは協議も行うことは当然のことでございます。

○岩垂委員 その中で、協議の中になるのかもしれない、しかし通産省は通産省、あるいは環境庁は環境庁というそれぞれのいわばどっちにも読めるようなそういう文章というのは本当にござい

ません。いわゆる協議の経過についての文案を、通産省と協議した文案をお示しくださいますか。

○目黒政府委員 協議と申ししても、文字どおり担当同士がそれぞれの話し合いをすることによってございまして、私どもそのような文章については承知をしております。

○岩垂委員 環境庁は、大気汚染がひどくなったような場合には再度地域指定を含む前向きな対処を想定していたけれども、通産省の方は通産省の方で、逆に一定の時期を置いて制度の再縮小を想定している。例えば既被認定患者が減った場合、一万人といったふうになった場合にはこの制度の廃止を考えている、そういうやりとりというものはないでございせんか。

○加藤(徳)政府委員 ちょっと私の方から、これは行政の運営の実態並びに常識的なことを踏まえて先生御質疑のように存じますので。
いろいろな議論は確かにあり得ると思えますが、考え方というものはいろいろあり得ると思えます。両省で考え方をまとめていくわけでございます。これは確言申し上げますが、そういうことを決定いたしますか、こういうことにしようやというので決定いたしますか、そういうことはございせんか。これは断言いたします。議論は、これは前も、今後だっているあり得ると思えますけれども、そういうことにしようやというわけには、これはもととそこでもしそう決めたとしてもそういくかどうかかわらない話でございます。いづれにいたしましてもそういうものはあり得ないわけでございます。ただ、共管官庁でございますから議論はいろいろいたしますし、今後ともいたします。

○岩垂委員 通産省も環境庁のお答えのとおりですか。御答弁を願います。

○安藤説明員 お答えいたします。
ただいま先生から御指摘のあったようなことについては我々存じ上げておりません。ただ、法の運用等についていろいろ相談を受け、我々も御意

見申し上げたことはございます。

○岩垂委員 少し中身の議論をする前に、私何回か中公審のあり方についていろいろ御意見を申し上げてきたことがございます。

具体的に人の名前を挙げるのは大変恐縮ですが、例え環境保健部会の委員の中に岩村さんがいられし。経団連の環境安全委員会の委員長。この方は、聞くとところによれば川鉄の代表者だ。川鉄は、御存じのように今千葉と岡山の倉敷で裁判の当事者になっている、被告になっている。鉄鋼連立地公害委員会の委員長小林さん。この方も環境保健部会の委員の一人に入っている。御存じのように鉄鋼関係というのは今まで大気汚染の主たる原因の一つでございまして、あるいは自動車技術会の常任理事とか日本商工会議所、まあ商工会議所はちょっと性格が違いますが、そういうところの団体の代表が入っていて被害者の代表が一人も入っていない、何とかしなければいかぬじゃないかと何回か申し上げてきたことがございます。

ところが、今日に至るもその事態は改善をされていない。のみならず、私大変意外なのは、今あつちこつで、例えば四十三号線の道路公害だとか、千葉の川鉄の大気汚染の訴訟であるとか、西淀川の大気汚染の訴訟だとか、あるいは最近私の選挙区の川崎の大気汚染の訴訟などに企業側の証人として有名な先生の先生が名を連ねていらっしゃる。実はこういう方々が例えば専門委員会のメンバーの中に入っている。こういうやり方はやはり考えないと、加害者プラスアルファみたいな形で議論をしていく、それが専門委員会の結論でございます。これは中公害自身あるいは各部会を含めて国民の信頼というか、とりわけ患者の皆さん、被害者の皆さんにとつてみれば、何とも我慢のならぬことだと思ふのです。加害者が山ほどメンバーの中に加わっている、被害者は一人もいない。出

てくる結論ははっきりしていますよ。例えばそれが科学的に導かれた結論であつたとしてもやはり疑いたくなりません。まさに李下に冠を正さずという言葉じゃないけれども、こういう中公審のあり方というものをどこかで——今までのことを言っても仕方ないと思ひますけれども、実は今までのことを言いたいのですよ、何回か言ってきたから。

環境庁長官、中公審のあり方について、例えば被害者の皆さんの気持ちを十分代弁できるようなそういう仕組みに改組するとか、そういうふうなことを考えていくことについて、これは長官の決断にもかかわる問題でございますから、ぜひ御答弁いただきたいと思ひます。

○目黒政府委員 先に事務的にちょっと御説明させていただきます。
今の先生の御指摘の点につきまして従来からお答えはしていることでございますが、この中公審の委員と申しますのは学識経験者でございますし、また特に大気汚染による健康被害についての研究者や患者の認定などに従事しておりますお医者さんも入っていることは先生御承知のとおりでございます。そして、そういう点も含めまして、そういう方々から患者の実態を十分に踏まえた、患者の方々の意見というものをそこで出てくると私どもは考えておるのでございます。

それからまた、この総会の結論も、先生御承知のようにいろいろな意見のある中で総意としてまとめたというところは、十月三十日に会長が談話を出しております。その中でも、先生御指摘の、一方に偏った意見だけということではございませんで、意見についてはいろいろな意見がある中でまとめたんだという趣旨のこと、またこういう点に留意しなければいけないというふうなことも含めて会長の談話というのにも出ていますのでございまして、もちろん先生御指摘の部会の構成という御意見もありませんけれども、専門委員会、部会、それから総会というふうな手順を踏んでまい

ってきたというのが経緯でございます。

○稲村国務大臣 中公審のメンバーの構成につき、岩垂議員の御意見、十分承らせていただきます。

しかし、今私大気汚染による健康被害についての研究者、患者の認定などに従事している医師等の意見を十分尊重し、公正な結果が生まれるように、私もそのような配慮をしていかなければならない、こういうふうに思い、今のままでも十分患者さんの意見も生かされているというふうに考えております。

○岩垂委員 思っただけじゃだめなんで、思われる方が納得しなければだめなので、やはりこの種の委員会の運営に権威を持たせるために、これは私は利害関係人という立場でなくていいと思うのです。もうちょっと広い立場で、患者の中にもやはり医学的な知識や科学的な認識を持つておられる方もいらっしゃるわけですから。そういう人たちが入ることによって、それは何対何という議論になれば話は別ですけども、これはやはり中公審の公正のあかしというものだといふふうに私は思うので、長官、ぜひその点を検討する、私が言いつ放しで何回か言ってきたもさっぱり壁が厚いものですから、この辺でこれらの問題に関連をして検討するということをぜひお答えをいただきたいと思いますが、いかがですか。

○稲村国務大臣 今後の課題として、先生の意見を踏まえて検討したいと思っております。

○岩垂委員 目黒さん、鈴木武夫先生という先生をどのようにお考えですか。

○目黒政府委員 このような席で特定の先生方について私ごとがどうこう言うというふうなことはとても僭越でございますので、差し控えさせていただきます。

○岩垂委員 公害問題にかかわった人なら、あの先生が残された業績やその実力というのは、もはやどんな方でも認めておられるだけではないに、尊敬をしていると私は思うのです。公害という言葉業自身があの先生が命名をした言葉だと言っても差し支えないほどの歴史的なやりとりを担ってこられた方ですよ。だから差し控えるのではなく、やはり後輩として先輩に対する尊敬の念や畏敬の念を表明することは当たり前じゃないでしょうか。その点はどうか。

○目黒政府委員 私も後輩としても当然そのようなことは考えておりますし、そういうふうな信じておるのでございますけれども、それをこういう席でというのは、私も、さっきも申し上げましたように、大変何か僭越のような気がいたします。先生が御指摘のようなことも、当然私も医学を学ぶ者の一人として考えているのは当然でございます。

○岩垂委員 その先生が、とにかく専門委員会の委員長をお引き受けになったときの苦しい気持ちを含めて、しかし、それにもかかわらず、科学の立場あるいは先生の研さんなされたいわば学者としての良心といわれるものを精いっぱい生かし続けようと努力なさったことについて、私は何人といえども耳を傾けるべきだと思うのです。いろいろなことをお書きになっていらっしゃる中で、どうも鈴木先生がお考えいただいたことは違う方向に行っているなということをお指摘いただいているさまざまな文献がございます。裁判所における証言もございまして。少なくとも中公審の専門委員会の委員長という立場をお引き受けになって、高齢を顧みずに頑張つてこられたその人の言葉の重さというものを、環境庁はもう少し謙虚に、誠実に対応すべきだと私は思いますけれども、その辺は、これは目黒さんでなくてやはり長官に承らなければいけません。

○目黒政府委員 もちろん、私も審議会の専門委員会の委員長としてお願いをしたのでございまして、私も当然それなりの敬意と信頼を持ってお願いをしたのでございまして。また、先生は十分各分野の専門的な知見を踏まえて、このような結論を出されたのでございまして。もちろん、専門委員会あるいは各界の中でいろいろな御意見もあつたろうと思ひます。また、事実私も耳にしたものもございしますが、そのようなものをまとめられて、そして一つの報告を出されているのでございまして。したがって、この鈴木先生の専門委員会報告というものを私も十分尊重し、また審議会も、中公審もそれを尊重し、踏まえてこのような御意見になったのであるというふうに私も認めているのでございまして。私も当然そのように考えておるのでございまして。

○岩垂委員 じゃその専門委員会の報告について報告書の二百五十四ページから二百五十五ページにかけて、大気汚染の状況について「我が国の最近の大気汚染は、二酸化窒素と大気中粒子状物質が特に注目される汚染物質であると考えられる」という記述と、要約すると、二の「現在の大気汚染が総体として慢性閉塞性肺疾患の自然史に何らかの影響を及ぼしている可能性は否定できない」と考えられる。しかしながら、昭和三十一年代においては、我が国の一部地域において慢性閉塞性肺疾患について、大気汚染レベルの高い地域の有症率の過剰をもって主として大気汚染による影響と考へ得る状況にあった。これに対し、現在の大気汚染の慢性閉塞性肺疾患に対する影響はこれと同様のものとは考えられなかった」という、さつきもやりとりしたのでありますが、そういう記述が専門委員会の結論だというふうに、うんと圧縮して言う、考へてよろしゅうございまして。

○目黒政府委員 先生おっしゃったとおりでございます。この二百五十四ページから二百五十五ページに至るところが、専門委員会の報告の一つのポイントでございます。

○岩垂委員 じゃ、現在の大気汚染の状況はどのような状況になっているか、ちょっと概括的に回答えくださいませんか。非常に大ざっぱで結構です。

○長谷川(憲)政府委員 一般測定局は全国に千三百九十九局あるわけですが、この千三百九十九局のうち環境基準のゾーンでございまして、〇・四から〇・六の範囲内にありますものが全体の二一・六％、〇・〇四ppm以下のところが七六・

九％、それから〇・〇六ppmを超える局は全体の一・五％というのが六十年におきます一般局の測定結果でございます。

なお、自排局につきましては、同じような割合でございますが、〇・〇六を超えますところが全体の二三・二％、それから〇・四から〇・六の間が五八・二％、〇・四未満が一八・六％という全体の概況になってございまして。

○岩垂委員 局長、NO₂だけ聞いたのではなくて、SO₂もあるいはSPMも同じように言ってくださいませんか。大ざっぱで結構です。

○長谷川(憲)政府委員 どうも失礼いたしました。まず二酸化硫黄につきましては先生のお話にございましたので省かしていただきますけれども、SPM、浮遊粒子状物質につきましては、環境基準の達成率を見ますと、六十年度は全般的には五二・一％というぐあいになっておりまして、依然として低い状況にあるというぐあいに考えております。

○岩垂委員 こういうことを仮定のごで申し上げて恐縮なのですが、いろいろなやりとりを本委員会ですら経過がございましてからあえて申し上げます、NO₂というのを、仮に昭和五十三年の改定前の基準である日平均〇・二ppmというふうな抑えたら、全国の環境基準達成率というのはどうなことになるだろうか。これは推定で結構ですが、長谷川さんの御答弁をいただきたいと思ひます。

○長谷川(憲)政府委員 御指摘の、旧環境基準でございまして、〇・二ppmをベースに置いて数値を見てまいりますと、〇・二ppm未満は六十年におきますと一・九・六％、それから五十九年度が一・八・一％という結果になっておるところでございます。(岩垂委員「これは一般でしよう」と呼ぶ)二酸化窒素の年間九・八％値の分布の状況をランク別に分けていくわけでございますが、〇・二未満が全体で一九・六％、それから〇・二から〇・六の範囲内が一・九％ぐらいという形

になっております。

○岩垂委員 旧基準だとほとんど達成できませんね、実際問題として今御指摘いただいた数字をもつてしても。

長いやりとりの経過で申し上げるのは恐縮なのですが、実は、環境基準を緩和したときに、私は随分この委員会でもやりとりをいたしました。それで、率直に言って、あのときの状況を言えば、私も強く反対をし、抵抗したのですが、環境基準の緩和というのは、しかも中公審にもかけない形で緩和されましたね。そのときに、私ちょっと考えたのですよ。恐らく、NO_xについて、環境基準を一方で緩和しながら、しかしとりわけひどいところ、例えば東京とか、あるいは大阪でいえば西淀川みたいなところ、これはNO_xについても地域指定をしなければいけません、あるいは救済措置を講じなければいけません、ということが念頭にあって、これが数字はともかくとして念頭にあって、いわば緩和の言いわけとして、言いわけと言った言葉が過ぎるかもしれませんが、皆さんの側から見ると、私もそう受け取るけれども、やはり緩和をしてきたというふうに思うのです。というのは、この昭和四十八年の国会におけるやりとりを見ますと、例えば、自動車重量税というのは何ですかと言ったら、これははっきりNO_xです、NO_xに対する負担ですと船後さんが答えているわけです。これは議事録を見てもいいですよ。それから、もつとはっきり言うと、橋本さんは、もう二、三年たてば健康被害補償法のルートにのせられます、のせるつもりですという答弁さえきちんとなさっているのですよ。

だから、前後いたしましたのが、緩和ということと、最初にNO_xも早くやらなければいけぬというの、これは橋本さんの答弁、四十八年ですから、ずっと来た。ところが、環境基準がなかなかクリアできない。だから緩めた。緩めたが、緩めたもの、それだけでは済まないぞ、そこあたりから、沿道についての地域指定なりあるいはそれに伴ってのいわば補償措置というものを考えさ

るを得ない、この文脈の中で環境庁は来ているのですよ。皆さん方まだ環境庁にお見えになる前のことですから、それなりの抑え方というものを、今私は振り返って考えていることができるのです。環境庁はそういう認識に立ってやってきたというふうに、私の今の言い方というものを認めていただければいい。

○長谷川(健)政府委員 先生のお尋ねに直接お答えになるかどうかかわかりませんが、五十三年のNO_xの環境基準の改定に当たりましては、たしか先生と当時の橋本局長との間でいろいろな議論を国会の場でもやりになったということも私も承知いたしておるわけですが、その当時におきまして、環境基準の改定と申しますのは公対法、公害対策基本法の趣旨にのっとりまして当時であります科学的根拠となる判定条件等について中公審で御審議をいただいたものでございまして、その時点の科学的条件といえますものをいろいろ検討した上で、その科学的知見に乗っかってこの新しい現在の環境基準は国民の健康を適切に保護できるという判断のもとにつくられたものでございまして、そういう面では、先生、緩める、緩和するということをお言葉にお使いになられたわけですが、数字の上からいって確かには○・〇二から○・〇四ないし○・〇六というゾーンという形になっておるわけですが、その基準値そのものにつきましては科学的根拠に基づいて国民の健康を適切に保護できるという判断のもとに基準をつくられたものだというふうに思っているところでございます。

そういうことで、それ以降、大気局といったしましては、この環境基準を守るべく、単体の自動車個々の規制なりあるいは工場等の固定発生源に対する規制なり、あるいは最近でございますけれども、交通流の検討といえますものをいろいろやりながら、何とか早く環境基準の達成に向かって努力いたしているところでございます。

○岩垂委員 私の言っているのは、環境基準緩和のときの橋本さんのやりとりじゃないのです

よ。昭和四十八年のこの法制定のときの橋本さんとのやりとりなんです。それは、例えば、これは自民党の当時の理事をやっていた菅波さんがNO_xを大気汚染の物質とすることについての見通しはいつごろと考えているか、こういう御質問をなさっていらっしゃいますよ。それに対して橋本さんは、

NO_xのほうはまだ早いのではないかとということでございますが、この点につきましては中央公害対策審議会の医療分科会あるいはこの審議会の費用負担部会において非常に熱心に御検討になったところであります。その検討の結果を申し上げますと、確かにデータはSO_xよりは少ないが、NO_xの影響というものは、これは現段階においては無視できないところでございまして、そういうことでNO_xも取り入れていくべきである、こういうことでございました。こう言っているのです。

ただこの場合、いま申し上げましたように、データとして少ないということは事実でございますので、四十九年度にこの制度が発足するといいたしましたけれども、四十九年度にすぐさまSO_xのほうはこれを基準として地域を組むことはできませんが、NO_xを主体として地域の範囲をどうきめるかということには、まだすぐさま踏み切れないのではないかと。

幸いNO_xにつきましては環境基準がすでに設定されております。これに伴いまして、つい先ごろ、大気局のほうも規制の方針を出しておられますので、こゝに、二年のうちにNO_xを制度に載せるということができるようにはないかと、そういうように考えておる次第でございます。

中公審の医療分科会、費用負担部会の審議の結果、こういう結論を出していらっしゃるわけですから、ところが、NO_xの方は、それが延々とどうにもならなくなっているという状態、もつとひどい状態になってきている。この歴史を踏まえて見るならば、私は、環境庁はNO_xについてもやはり制度の中に組み入れていかなければいかぬ

ぞ、その後私が言ったのは緩和のときのやりとり、あれは別のやりとりでございまして、長谷川さん今言ったけれども、そのやりとりはちょっと筋の違ったやりとりでございまして、そのことの延長線上ではないのですが、しかし、当時の橋本さんのお気持ちを含めて、やはりもうしななければいかぬぞ、緩和はしたが、しかしひどいところは○・〇六というような数字のことも伺ったことはございまして。経団連がそのような意向をちよつと表に出したこともございましたよ。自動車のことはやむを得ないよという気持ちになってきたことは事実なんです。しかし、なおかつ自動車に対する対策というものがここではない。これは、やはり環境庁として怠慢だというふうに言われても仕方がないと思っておりますが、これはいいですよ、その文脈全体、私の判断ですから、それは特定の人たちのやりとりを通して私が知り得たあるいは認識し得た理解ですから、このことを全部オートライズしてそのとおりでございましてと答えなくていいが、環境庁の問題意識というものはこの辺にあったな、にもかかわらずそのことに至っていないのは怠慢ではないかとあえて言いたいというふうに申し上げたいわけですが、その点どう思っていますか。

○目黒政府委員 今先生御指摘の橋本審議官の答弁があったわけですが、確かに制度の発足当時にNO_x等を指標といたします指定等といったようなことはこの制度の重要な課題としていろいろ質疑もされたことではございます。私どもは、その後環境庁といたしましては、先生もちょっと触れておられますけれども、諸般の調査とか研究とかというものはしてきたのも事実でございます。いろいろ私どももなりのATS調査等もしてまいりましたし、そのほかの研究等々を集めて、そして専門委員会報告ではこのNO_xを含めていろいろ御議論を賜ったこともまた事実でございます。これは三年、四十二回というこの流れの中でしているわけでございまして、急に諮問の当時からということではございませんで、その前から

いろいろ調査研究をなし、あるいはその前の時点で
行われていた研究論文とか、そういうものも集
めながらこれに私も取り組んでまいったのでご
ざいます。その結果今回の中公審の答申になった
というふうな一つの経緯がございます。そして、
この中公審の答申の中でもやはり局地的なもの
というところで大きくとらえておいて、先ほど御
議論をいただきましたサーベランスを行うべき
であろうといったような一つの御提言もこの延長
線上の一つの結論ではなからうかというふうに私
どもも受けとめているのでございます。

以上、お答えになったかどうかわかりません
が、そういうふうな経緯と考え方を示唆してい
るところでございます。

○岩垂委員 過去のやりとりをいろいろして
も仕方がないと思うのですが、私はどうもそう
いう受けとめ方を実はしていたのです。だから、
国会で附帯決議なんか扱うときにそれらのことも
踏まえて多くの点で私が文章を書かせられたこ
もございましたけれども、そういうやりとりを踏
まえてやってきたつもりなんです。行けども行
けども、行けば行くほど遠くなるという感じがし
てならなかったものであえて申し上げたわけでござ
います。

ちよつと本論というか、専門委員会の答申に戻
りますが、「現在の大気汚染が総体として慢性閉
塞性肺疾患の自然史に何らかの影響を及ぼしてい
る可能性は否定できないと考える。」と書いてあ
ります。これは現在の大気汚染の状況が健康と
の関係でまだ危険な状態にあると受けとめてい
言葉遣いでございましょうか。

○目黒政府委員 この辺の専門委員会の御審議の
経過等からあるいは報告等から見えますと、私
ども、この文章はこの現状は望ましいものだとい
うふうに考えているのではないと受けとめていま
るのでございます。むしろこの大気汚染というの
自体と健康との因果関係ということではいろいろ
な御意見、考え方があろう、しかしながら現在の
大気汚染の状況というのは好ましいものではない

というふうな考えをしているということは、私ども
のように受けとめておるのでございます。

○岩垂委員 もうちょっとまじめに答えなさい
よ。
影響を及ぼし得る可能性というものを否定でき
ないというのですから、影響があるというふう
に見ているかと素直に聞いているのですから、そ
れに対してそう思っていますなら思っていますと
いうふうにお答えいただければ結構です、別に揚
足を取るつもりはございませんから。

○目黒政府委員 御指摘のとおり、その可能性に
ついては報告で触れておられるとおりでございま
す。

○岩垂委員 先ほどお説いたのですが、「しかし
ながら、昭和三十〜四十年代においては」とい
う部分は、どういうふうに解釈すればいいのだ
か。

○目黒政府委員 やはり、先ほど来時々議論に出
ておりました、昭和三十年代、四十年代という非
常に激甚な公害のあった時点と現在とは違つ、こ
ういうふうに私どもも受けとめているのでござい
ます。

○岩垂委員 昭和三十年代、四十年代の大気汚
染の状況と現在の大気汚染の状況とを比較して、現
在の方が健康との関係で汚染の状況は改善された
というふうに言えるわけですか。

○目黒政府委員 そのとおりでございます。
その当時の状況といひますのは、先生御承知の
とおり、SO₂については、先ほど申し上げまし
たように大変な状況でございましたし、あるいは
NO_xについては若干横ばいというふうな感じと
いうことで、特にSO₂を含めて当時とは非常に
大きな違いがあったということでは事実だといふ
うに私どもも受けとめておるのでございます。

○岩垂委員 NO_xについては、改善をされな
い横ばいなんです。だから、非常に改善された
という言葉は、言葉遣いとしてもちょっと科学者
のお言葉としては受けとめない、私はそういうふう
に思っています。

この専門委員会の報告の中に、「しかし、燃料
消費事情、汚染対策、発生源の変化、特に交通機
関の構造変化によって、我が国の最近の大気汚染
は、二酸化窒素と大気中粒子状物質が特に注目さ
れる汚染物質であると考えられる。」というふう
な言い方をしています。つまり、汚染の質が変わつた
というふうな言い方をしています。これは御存じ
のように、SO₂よりもNO_xあるいはSPMの
方が人体に対しては有害ではないかというふうな
ことも言われているわけではございませんけれども、
健康との関係でいうと、ここの方が深刻になつ
ているというところは健康との関係が改善された
とは言えないと思うのですが、どうですか。この文
章を素直に読んで、私はそういうふうな受けとめ
てよろしいでしょうか。

○目黒政府委員 この専門委員会報告の今先生が
御指摘になった点でございしますが、少なくともS
O₂、二酸化硫黄、二酸化窒素、それから大気中
の粒子状物質、この三つが代表的なものとして考
えてよろしい、またいろいろ科学文献とかいろ
いろな考察、知見等も、ほかにいろいろあるけれ
ども、やはりSO₂とかNO_xというふうなもの
で代表されるという趣旨のことをまず書いている
というふうに受けとめていただきたいと思います。

次、全体を総体としてとらえたものとして、
私ども先ほど来申し上げておるような影響を及ぼ
している。この影響は、その後「昭和三十〜四
十年代においては、我が国の一部地域において慢
性閉塞性肺疾患について、大気汚染レベルの高い
地域の有症率の過剰をもつて主として大気汚染に
よる影響と考える状況にあった。これに対し、
現在の大気汚染の慢性閉塞性肺疾患に対する影響
はこれと同様のものとは考えられなかった。」と
いうように書いてございしますが、この点について
は、私ども、この文章にありますように、当時と
今と状況が変わつたというのとして受けとめて
いるのでございます。

○岩垂委員 本文の中に、昭和三十年代、四十年
代の疫学調査と現在の疫学調査とを比較検討をし
てそのようになったのですか、そういう部分はあ
りますか。

○目黒政府委員 昭和三十年代、四十年代にこの
SO₂を中心としたします大気汚染が非常に強い
健康影響を与えて被害を出している、こういうこ
とについてはもう当時のいろいろな文獻、報告あ
るいは臨床的な知見等々から見て当時の常識だっ
たわけではございません。また、そういう状況を
知り、あるいは各種の調査に参加された方々、この
主な方々が専門委員会に入っておられるわけで
ございます。そういう専門委員会がそういうものを
全部承知しておられる、あるいはそういうものを
ディスカッションされる方々が入った上でこのよ
うな結論に到達したのでございます。したがいま
して、特に文章の上でどうこうということではな
くて、この専門委員会の先生方の中では今申し上
げたような状況というものは常識的というと言葉
がいかにかと思ひますけれども、そういうものに
ついては先生方が承知しておつたものをもとにし
て現在の状況について述べられたものと私ども理
解をいたしております。

○岩垂委員 どうも、先生方の頭の中で考えたこ
とでそうなのかが常識的に考えたものだと言わ
れても、これは困るんだな。そういうものは直接
的なものでなければ困るのです。その点はどう
なんですか。直接的な資料というものはなかつ
た、ただ専門委員会の先生方の頭の中にあつた、
それで常識的に対応したということですか。

○目黒政府委員 当然そのころのいろいろなデー
タなりいろいろな報告がございまして、それから、そ
ういふものは先生方も読んでおりましたし、それを
文章として専門委員会報告の中に何々によればと
いうふうな形で表現はしてないのは事実でござい
ますけれども、そういう文獻は当然ありまして
し、そういうふうな文獻を中心にしたやりとり等
も当然専門委員会の中ではあつたものと私は理解
をしております。また、そういう報告をもとにし
てさらに新しい知見というものを求めて、いろい
ろなその当時なかつたものを求めて集めていた結

果が今言ったような科学的知見になったわけでございまして、その辺は私も、今申し上げたように、頭の中にあつたから云々というふうな意味でございまして、やはり先生方は当時の文献をさちつと踏まえ、データも踏まえた上でこのような結論に到達された、こういうふうに理解しております。

○岩垂委員 比較対照するわけですから、先生方は常識的にそういうふうに承知していることと考へるといふのじやなしに、やはりデータはデータとして客観的な判断にたえるようなものは出さないと、三十年代、四十年代というかなり長時間が経過していきながら、少し恣意的にやられたのではないかと、それはやはりいろいろの問題が残っていると言わざるを得ません。

三十年代、四十年代の疫学調査と今回の検討の対象となつた疫学調査とは、対象者の選定方法や対象者数あるいは調査の地区とか数値とか、調査の方法といふのも違つていて、単純には比べられないのじやないかという説も実はあるわけですから、そういうことになればなるほど余計それに對して答へができるようなきちんとしたものでなければならぬと思うが、資料が過去のものと、現在のものはいろいろあるかも知れませんが、どうも比べることの根拠が疑わしいなと言われていることについて、どのように思ひますか。

○目黒政府委員 疫学調査あるいはそのほかのいろいろなデータが法定當時あつたことは事実でございまして、これはいろいろディスカッションをされておりますし、當時も学会等で報告したり、いろいろあるわけでございます。そういうものと、それから特に手法が當時は御案内のようにB M R Cといつたような一つの手法をとつておりましたし、それから今はそれに對したA T Sといふようなものになつていたりとか、あるいは大気汚染そのものの把握の仕方もいろいろ変わつてきていることは事実でございまして、さらに、新しい動

物実験とかいろいろなものを含めました科学的な知見というものも加つてきたわけでございまして、単純に今先生御指摘の疫学調査のいろいろ細かい内容等々について合つてないとか、あるいは同じものがないといふことだけではなくて、もう少し幅広く総合的な観点から御判断を下されたものと私も理解していただいております。

○岩垂委員 先ほど今回の専門委員会の資料の議論の対象になつた環境庁の二つの調査の年齢構成のことは触れましたがそれ以上は言ひませんけれども、そういう点でもいろいろの問題が今の議論の延長線上にあるのですよといふことをあえて申し上げておきたいし、その点はあなたとのやりとりの中でも問題は残つていゝるなと思ひます。

では、専門委員会報告の留意事項のところ、一の「検討の対象としたものは、主として一般環境の大気汚染の人口集団への影響に関するものである。したがつて、これよりも汚染レベルが高いと考へられる局地的汚染の影響は、考慮を要するであろう。」二として「従来から、大気汚染に對し感受性の高い集団の存在が注目されてきてゐる。そのような集団が比較的小数にとどまる限り、通常の人口集団を対象とする疫学調査によつては結果的に見逃される可能性のあることに注意せねばならない。」三「二つ書いてありますね。この最初の方の「局地的汚染」といふのは道路、沿道の汚染の問題といふふうに見てよろしいですか。

○目黒政府委員 この留意事項の中で「局地的汚染」、これにつきましては先生おっしゃつたおりの幹線道路等々といつたような道路、沿道の問題といふふうには私も受けとめておるところでございまして。

○岩垂委員 二番目の「大気汚染に對し感受性の高い集団」といふのは何を指していらつしやるのですか。

○目黒政府委員 留意事項に示された「感受性の高い集団」といふものは、私どもこの報告から承つていゝるところではかなり学問的なレベルの

ものでございまして、通常の疫学調査において検出し得ないような少数の集団といふものがある、こういうことがあり得るといふふうなことでまずそういう集団を考へてゐるのでございまして。この集団といふのは、児童とか高齢者とか呼吸器疾患の患者等は疫学調査においては通常配慮されてゐる集団でございましてからいろいろ入つてくるわけ

でございまして、それにもひつからないようなものがあり得る、そうすると、通常の人口集団を対象とした疫学調査によつては結果として見逃されてしまふような可能性のある集団といふものが学問的に見ると、一つの仮説といふほどでもないけれども、一つの考へ方としてあり得るといふことを指摘したものでございまして。したが

いまして、この専門委員会報告で指摘してゐる「感受性の高い集団」といふことは、そういう非常に感受性の高い今までのいろいろな調査とかいゝるような知見でひつからないようなものにも配慮しなければならぬといふふうなもので、こういうものがあるかないかを考へて今後とも研究しなければいけない、こういうような趣旨の留意事項といふふうには私も考へてゐるのでございまして。

○岩垂委員 感受性の強い集団といふのは児童だとか高齢者だとか呼吸器疾患の患者を指すわけではないのですか。

○目黒政府委員 この専門委員会報告の留意事項で示したのはそうではございせん。先ほど申し上げましたように、そういう通常の調査でひつかつてこないものがある、そういうものについても留意しなければいけないといふものでございまして。これは、私もその点いろいろ御質問あるいは御指摘等も過去にございしたのではつきり確かめまして、そういうものであるといふことで私も理解をいたしております。専門委員会報告にもそのように記載されてゐるのでござい

まして、児童とか老人といふものを指すものではないのでございまして。児童や老人や例えば過密地帯とかそういうものも当然入つてきてしまふ、そういうものは調査の対象になるから幾らでも対策

の立てようもあるけれども、そういうものにひつかつてこない、これは言葉が適切でないかも知れませんが、例えて申し上げますれば体質に近いような形のものが何かあるのかないのか、そういう何か調査にひつかつてこないようなものも今後とも留意して研究していかねばいけない、こういう趣旨であるといふふうに私も伺つております。

○岩垂委員 そういふのは原因といふのは一般的には何だとならえられた上で言つてゐるのか、それとも漠然として何が何だかよくわからぬがそういうことに配慮しなければいかにぬといふふうにおつしやつていらつしやるのですか。

○目黒政府委員 これは原因としてゐるんものや考へすべき因子といふものはあるけれどもそういうものにひつからないといふ、何が何かわからないといふ意味が果たして適切かどうかかわかりませんが、そういうような範疇に入るようなもので今後これについて例えば調査の方法の中でつかまえられるようにしなければいけないとか、そういうふうな今後の研究課題だといふことで指しておられるものでございまして。

○岩垂委員 東京都の調査といふのがあつて、特に幹線道路の問題、これは調査の中身を私ちょっと要約して言つと、幹線道路からの距離に依存して呼吸器症状有症率に差が生じてゐるとみなすのが妥当であること、それから年齢、居住年数、喫煙状況など呼吸器に關連するものと見られる要因別に検討しても有症率は同様の傾向を示してゐたことから得られた有症率の差をそれらの關連要因の差によつて説明することは困難であること、すなわち、大気汚染(自動車排ガス)以外に原因の考へられないこと、それからそれに、幹線道路から五十メートル以内の乳幼児において呼吸器疾患の罹患率が高く、症状もやや強い傾向が見られたとされてゐる、このように受けとめてもよろしうございまして。

○目黒政府委員 この東京都の調査につきましては、二つのことがございまして。一つは東京都の調

査自体が単一の調査ではないということですね。五十二年度から調査全体はやっているわけですが、調査の目的としては窒素酸化物を中心とする複合大気汚染の健康影響を科学的に解明するという目的で始めまして、一つは症状の調査、それから一つは疾病の調査、三つ目が患者の調査、四つ目が死亡の調査、それから五つ目が基礎的な実験的な研究、この五つから組み立てられている調査でございます。

この調査でそれぞれ今、先生がおっしゃいましたことを含めまして報告が出ているのでございますが、その報告につきまして、さらに東京都の公害衛生対策専門委員会、これは東京都の審議会に相当するようなレベルのものでございますが、この専門委員会がその調査について評価をいたしております。

その評価の概要を見てみますと、この専門委員会では、幹線道路からの距離に依存して呼吸器症状の有症率に差が見られることから自動車排出ガスの影響が示唆されたことなどが注目されたとした上で、窒素酸化物等を中心とする複合大気汚染と健康影響との関連を示唆するものであると思われると評価しているのをごさいます。しかしながら、ただしとつけておまして、大気汚染と健康影響との因果関係については未解明な分野が残されているので、なお調査し検討を加える必要があるということ、五つの調査報告全体につきましては、どちらかというと因果関係その他ということにつきましましては相当未解明なところが多いという趣旨の委員会の報告が出ているのをごさいます。

○岩垂委員 これはいろいろ読み方がありますが、どの部分をどういうふうに強調するかということになると思ふのですけれども、やはり沿道の健康被害というものはやはり放置することができないというところを裏づけるようなデータだと私は思います。それは大方の皆さんもそのことをお考えをいただいていると思うのです。

問題は、私実はこの委員会で質問したことがござ

いました。東京都の結論が出たじゃないですか、それは中公審の議論の中で十分反映されるのでしょねと。ところが、東京都が三月に発表すると言ったら環境庁がそれはちょっと待ってこれというやりとりがあった。いやそれはなかったとあなた方は答えたけれども、あった、なかったという議論がありました。それで結果的に五月に発表ということになったわけですね。五月に発表という結論が出ていて、それにのせることはできなかつた。しかし、あり方委員会の中ではそれは検討したとは言いがたから見事に切り捨てた、こういうことなんですよ。いや、これは事実の経過なんです。だから、私はやはりその辺のところはしっかりと皆さんに受けとめていただきたいと思うのです。本日のことを言ったら、東京都のあの調査の結果というものをもうちょっと真摯に受けとめて、中公審の議論、専門委員会の議論の中にそれをのせていくぐらいの時間的なあれはあつたはずですから、それをのせて、その上で、しかしなおかつというならなおかつでしょう。そのところを時間的な競争で先に駆け抜けちゃつて、片方はちょっと黙つてると言つておいて——言つたか言わないかは別として、その辺のところはそれ以上言いませんけれども、とめておいて、専門委員会の答申だけ走つた。しかし出ちゃつた。いろいろ意見が出た。したがつてこの議論というものはあり方委員会でも議論をしましては言っているが、実際はどのように生かされたかということについても跡形もない、こういう感じなんです。

そこで、私はぜひこの際一つの要望というか意見を申し上げたいと思ひます。本日はこれは撤回してほしいのです。やり直してほしいのです。しかし、先ほどのやりとりの経過を見るとそういうお気持ちはないようです。

まだ時間があればいろいろやりたいのですがもうだんだん時間もなくなつてしまつたから、ある種のまとめみたいな議論に入りたいと思ふので

ですけれども、中公審の議論からあり方委員会に至る経過、この中でもいろいろな問題がある。疑わしきは救済するじゃなくて疑わしきは払拭できない、不明朗さがある。その上に地方自治体に対する諮問の手続や方法などについても問題がある。歴史的な経過を振り返つてみれば、NO₂の指定というところは待たなした課題として環境庁が背負つていたはずだ。改善の措置が全く見られないうちに、にもかかわらずその辺のところは時間がたつたに推移してきている。それなりの努力はなさつたこともわかりますが、その努力の効果は決して十分な成果を上げ得ていないというふうに思うのです。

私は実は反対ですから何としましてこの法律を食いとめたいと思ふ。思うけれども、頑張つてみて国会は数の力だという面もある。非常に悔しい思いをしている。しかし、せめて皆さん方に良心があるとするれば、これを打ち切つてしまつた、後患者が出る、それを切り捨てるわけにはいかないという良心があるとするれば、そして同時に民事訴訟の上での損害賠償という建前、あるいはPPPの原則というようなことを考へてみると最低限な

さなければならぬことがあるはずだ。それは何か。それは言うまでもないけれども、沿道の健康調査に直ちに着手することです。因果関係をはつきりさせるべきです。そのことは環境庁の責任においてやるべきことです。データの蓄積はあります。今、東京都のことだけでは足りない。そういうものをやつてみた上で一体どうするのかという道筋がないと、断ち切つたままでは野となれ山となれといったことでは、公健康法の制度自身、加害者と被害者の和解的条件を環境庁が取り持つてきたこの歴史的な役割と責任を踏襲することはできないと私は思ふ。確かにSO₂は改善されたということとは私も認める。被害者がどんどん出ているというところは、皆さん方のやりとりの中で多少の意見の食い違いがある、しかしそれがすぐれて複合汚染であり、すぐれてNO₂にかかわる、あるいはNO_xにかかわる健康被害という事実が否定で

きないと思ふ。だから私はこれはぜひ一つ一つ御確認をお願いしたいと思ふのです。

長官、大都市における気管支ぜんそく等に関する調査を直ちに始める。特にその目的というのは、大都市や幹線道路の沿道において大気汚染によるところの健康影響というものが心配されているわけですから、こういう地域の慢性閉塞性肺疾患の患者の臨床的データを収集するだけではなくて、保健指導、これが問題なんです。つまり地方の行政と公害対策というものがばらばらになつていくところに大きな問題があるのです。片方で保健所は行政改革で整理統合だというふうな議論が出てきている。それらを結びつけたシステムをこの際確立すべきだ。それで沿道に起こるところの健康被害の原因を究明して、患者の救済あるいは健康回復、こういうものを促進するという意思はないかどうか。長官、私は率直にこのことを訴えたい。これは私は患者の立場に立つても訴えたいし、患者の皆さんが体の不自由なのを押しても雨や雪の降る中で環境庁の前で座り込んでる姿を私は涙なくして見ることはできない。考へてみれば、自分たちは守られるんです。自分たちは守られることを承知の助で、しかし、やがて起きてくるであろう患者たちのために、子供や孫たちのために何とかしなければいけないという気持ちで精いっぱい頑張つていらつしやる患者の皆さんあるいは患者の会の皆さんたちの気持ちも何らかの形で生かさないことには、この問題に対する解決と

ではない。私は法律それ自体に反対だ。しかし、最低限このくらいのことにはなつたらどうですか。このことについて環境庁長官の良心に基づいた御答弁をいただきたいと思ひます。

○稲村国務大臣 先生の今本当に真心を込められて訴えられた貴重なところと御意見、十分私も心にとめて勉強しなければなりませんし、幹線沿道のNO₂対策についても至急取り組むようこれは当然指示する。私もやはりヒューマンイズムにのつとてそうした弱者に対する責任という

問題、私実はこの委員会で質問したことがござ

ものも当然考えなければならぬことだと私も思っています。先生の貴重な御意見をよく承らせていただきます。

○岩垂委員 今長官から言われましたけれども、私は私なりの一つの見解を私に申し上げたことがございます。だから、その気持ちがある形での法案審議の中で明らかにされるのか、そのことを私は見詰めたと思うのです。だから、今すぐ詳細について答案を出せとは言いません。私は午後の再開までの間にできれば、三時間半の本会議の時間もあるわけですから、沿道調査の要領あるいは実施の方針というものを——これは申しわけないけれども、あつちこつ持ち回ったらだめになります、はつきり言っておくけれども。だから、長官の決意でぜひひとつ皆さんと相談をしてまとめていただきます。これは、さてどうしようかという議論が始まりました、それじゃどこからどういうふうな議論を持つかというところから議論が始まるというのです。そうしたらこれはだめになります。何かでつないでください、良心をつないでください、私はこのことを心からお願い申し上げます。長官から、大変恐縮ですが午後の再開冒頭でも結構ですから御答弁をいただきます。それは私一人の成果ではなくて、きょうは一巡で質問をいただいていますから、各党の皆さんがそれらに対してどのように受けとめられるかということも含めてそれぞれ各党の委員の先生に御答弁をいただければ、それまでの準備をさせていただきたい、そのことをお願いしたいと思っておりますが、いかがですか。

○稲村国務大臣 今の先生の御指摘、御意見を踏まえてそのように努めたいと思っております。

○岩垂委員 ぜひ私はこれをお願いしたいのです。こういう形で何かぶつちぎりみたいな議論にさせたくないのです。環境庁の力がうんとあるとは言いません。しかし、今置かれてある状況の厳しさというものは承知しています。承知していただければ、この問題をこまめにぶつちぎってしまつて後はゼロから出発しますというのでは環境庁

という名が泣くと私は思います。だからそれでいいと言っているのではないのです。私は指定解除は反対です。それはなぜかといえば、私の選挙区なのです。私は患者の皆さんとずっとそれなりのおつき合いをしてきました。その人たちのお葬式なんかに参加をさせていただきました。それなりに身につまされるものを覚えます。だから、そういう点でぜひひとつ御答弁をいただきたい。そしてそれは、各党がきょう順繰りで質問をなさるとすれば、その中でみんな努力をさせていただき着いたものではないことが言えるようなささやかなものかもしれない。しかし、その誠意は示していただきたいと思います。

ちよつとまだ五分ですが時間が過ぎますので、大変世の中を騒がせた感じが過ぎますが、私はアスベストの話を質問したいと思っております。

文部省の夏休みの間の調査、それからこれからどうなさろうとしていらっしゃるのか、それから防衛施設庁が独自に調査をなさったわけでございますので、その辺の調査の経過とこれからどう対応なさろうとしていらっしゃるのかについて伺った上で、厚生省もお見えてございまして、廃棄物の問題とも非常に深いかわりを持っておりますので、どのような対応をなさるおつもりかということ、それから建設省お見えて、これは建築基準法にかかわるいわば素材の扱いになるわけでございますので、確かに禁止されていないことは事実ですけれども、こまめに社会的な問題になりこまめに大きな問題になっているわけですから、ぜひその辺に対する対応を、きょう御連絡申し上げておきましたが、それぞれ短く結構ですから、もう時間が過ぎますので御答弁いただきたいと思っております。

○遠山説明員 お答え申し上げます。

公立学校についての吹きつけのアスベストの使用状況でございますが、その状況を把握するため本年五月に各都道府県に調査を依頼したわけでございます。調査の締め切りは十月になっておりますので、まだ最終的な結果は出てきておりま

せんが、各県で夏休みでやっている状況について把握している県は二、三ございまして、全国的な状況はまとまっておりませんので、できるだけ早く集計を進めてまいりたい、このように思っています。文部省としては、老朽化したアスベストにつきましましては、早急に撤去、改修するようにということで、各都道府県、市町村を指導しているところでございます。

○岩垂委員 どのくらいになるか見当つきませんか、学校の数は。

○遠山説明員 昭和五十年まででございますので、学校数で何校というのには……（岩垂委員「おおよそ」と呼ぶ）まあ全国小中高、特殊合わせて四万校でございますので、また田舎の方から都会の方まであるものですから、私どもまだちよつと何校というところまでは予測もつかない状況でございます。

○岩垂委員 撤去の場合に都道府県がやるわけでしょう。その費用負担その他については、文部省として十分手当てをするというふうに考えてよろしゅうございましょうか。

○遠山説明員 一応撤去については、現在大規模改修という補助制度があるわけでございますが、その補助制度を活用してアスベストの撤去、改修をやつていただきたい、このように思っております。

それで、条件といいますが、要件がございまして、大体の学校はその要件に該当すると思っておりますけれども、該当しない学校についてもできるだけ補助が受けられるように来年度の概算要求においてその要件を緩和するというところでやつていきたい、このように考えております。

○岩垂委員 これは現場で私見たのですが、処理の仕方は大変技術的に、防護服をかぶつたりいろいろなことをやらなければならぬわけですね。何かアスベストの工事をしたところが、アスベストを壊す方も専門的、技術的にやらなければいかぬというのではマッチポンプみたいな感じがしないわけではございません。技術の面でそういう面もあり

ます。けれども、できるだけやはり中小の業者の人たちにも犠牲をかけないように、例えばみんな安く押しつけられて、そしてやらなければならぬというふうなケースもありますので、予算的な裏づけを含めて中小企業の業者の皆さんにも十分に対応できるように親切な御指導と対応を予算的な措置の面でもお願いしたいということをあえて申し上げておきます。

○遠山説明員 大規模改修につきましては、補助単価等を細かく決めておりませんので、実際に必要経費としてかかった経費について補助する、こういう制度でございまして、先生の御趣旨は十分生かされるものと考えております。

○柴田説明員 御説明いたします。防衛施設庁が昭和四十九年度以前に学校等の防音工事の補助を行った施設の中に御指摘の吹きつけ石綿を内装吸音材として天井などに使用したものがあつたが、当庁は現在これらの施設の使用実態を調査中でございます。調査結果につきましては秋ごろまでに取りまとめまして、取りまとめた上で関係機関と調整の上処理方針を決めてまいりたい、そのように思っております。

○岩垂委員 処理していくという方針には変わりないわけですか。

○柴田説明員 そのとおりでございます。

○岩垂委員 どのくらいになるか、見当はつきませんか。

○柴田説明員 ちよつと見当はつきません。

○三本木説明員 厚生省といたしましては、従前より廃棄物処理法の所定の基準を守らうといううことで指導してきているわけでございますが、最近個別ケースの相談が各都道府県から参つております。私もひとついたしましては、個別ケースに対しては現在二通りの処理方法が実例としてございまして、それらの処理方法を紹介してございまして、通じて指導をしております。今後アスベストを含む産業廃棄物が他の建設廃材とは別に排出されるということが一般化することも予想できるわけでございます。したがって、このよう

個別のアスベストを多量にといましようか高く含有するようなものにつきましては、その処理の仕方についてこれからの実態の把握に努めるとともに、処理の方法についても検討を進めてまいりたい、このように考えております。

○遠藤説明員 お答え申し上げます。

建築材料としてのアスベストは非常に防火性能が高いということに着目しまして、かつて非常に簡易な方法といまして吹きつけによる工法が採用されたことがございますが、これが現在老朽化、劣化した結果、いろいろ粉じん等の問題が起きています。

ただ、先生御承知のように、昭和五十年、労働安全衛生法に基づきまして、吹きつけ作業については実質的に禁止されたため、現在これでは行われていない実態、こういうふうに承知しているわけですが、かつて行われた吹きつけのものにつきましては解体時または現在劣化している問題を起こすということで改修等の問題があるわけでございますが、これらについての確に行われるように、私もいたしましては解体技術や改修技術に関するマニュアルを関係業界に直ちに作成するように指示しております、これができ上がり次第都道府県の建築担当部に送付いたしまして的確な指導ができるようにしたい、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○岩垂委員 ありがとうございます。以上で終わります。

○林委員長 この際、休憩いたします。

午後零時五十三分休憩

午後四時五十七分開議

○林委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。斎藤節君。

○斎藤(節)委員 まず私から最初に御質問申し上げますのは、いわゆる公健法の成立についてでございます。つまり、指定要件についていろいろと

御質問申し上げたいと思うのです。

まず、この公健法の成立過程でありますけれども、これはちょっといろいろ法案など見ますと、この解除要件というものが見当たらないのですけれども、実際ないのでございますか。

○目黒政府委員 公健法の法制度の上におきましては、解除要件というものは明示してないのでございます。その点につきましては、法制定当時の中央公害対策審議会の答申の中に明記してあるのでございます。

○斎藤(節)委員 私は、指定要件を満たさなくなつたときとあらかじめあつた方がよかつたのじゃないかなと思うのですけれども、その辺いかがでございますか。

○目黒政府委員 これは法制定当時、いろいろな御議論があつたというふうに私も議事録等から承知しているわけでございますけれども、やはりこの辺の問題につきましては、科学的な知見とか、その当時の大気状況とか、あるいはその当時の関係者の方々の御意見、そういったようなものを総合いたしました結果として、現行制度のようなかんがえしたのでございます。特にこの制度の中では、先生御承知のように割り切りというものをいたしております、指定地域の中で発生したぜんそく等の患者については、これは大気汚染によるものというふうに一つの割り切りをしたというところ、それから指定地域以外を含めまして、全国の煙突から煙を出す企業、そういうものを原因者というふうにした、この二つの割り切りを中心を組み立てられた制度でございまして、それぞれの費用負担のあり方とかあるいは徴収の仕方等々を含めましたものでございまして、

法制度の上では、政令の改正に当たりましては、二条四項というところにそれぞれ地方自治体の意見を聞くとかあるいは中公害の意見を聞くといったような手続的な面はあるのでございます。○斎藤(節)委員 まずそこで、今回の公健法の改正に至つた理由でありますけれども、その理由の

中には、「近年における我が国の大気汚染の態様の变化を踏まえ」と云々と、こうあるわけでありますが、その「態様の变化」とはいかなることか、その根拠をお示し願いたいと思うわけでございます。

○目黒政府委員 この「大気汚染の態様の变化」というものでございしますが、これはこの大気汚染が主として二酸化硫黄、いわゆるSO₂といふもの、あるいは二酸化窒素、NO_xあるいは大気中の粒子状物質といったようなものを規定しているわけでございます、このような大気汚染の物質といふものについて、それぞれ大気の状態が変化をしてきたということでございます。

具体的に指定地域内の大気状況を申し上げますと、まず二酸化硫黄について申し上げます、現在の測定法であります溶液導電率法というものは、昭和四十年ごろからこれが普及をしておるのでございますけれども、現行の指定地域においても必ずしも十分な測定体制が整備されておらずにはないものでございしますが、種々の資料から判断をいたしますと、各地域とも四十年代前半に汚染のピークがあつたということが考えられるのでございます。この当時、例えば川崎の大師保健所では年平均値が〇・一ppmを超えるような汚染が見られていたものでございます。しかし、近年は各地域とも〇・〇一ppm程度にまで減少するなど、二酸化硫黄につきましても約五分の一から十分の一に減つているというふうな状況でござい

ます。それから、二酸化窒素につきましても四十年代半ば以降測定が開始されたものでございすけれども、各指定地域内の一般環境大気測定局のうち、各年度の最高濃度局の年平均値を地域の汚染状況であるとなしましてこの全指定地域の平均をとつてみますと、おおむね横ばい状態で推移しているものでございます。それからまた、大気中の粒子状物質につきましても、昭和三十年代に汚染が非常に激しかったと考えられているのでございますが、測定体制が整

備され始めた昭和四十年代初頭には東京、大阪等の測定局で年平均値〇・三五ミリグラム・パー・立方メートルといった程度の汚染が見られたのでございますが、その後昭和四十九年ごろには〇・七ミリグラム・パー・立方メートルといったようなところまで減少しているものでございます。各地域ともおおむね〇・五ミリグラム・パー・立方メートルというふうなことで推移をしているのでございます。このように指定地域の大気状況といふものが変わつてきた、こういう今申し上げたようなところから諸問をするというふうな形になつたのでございます。

○斎藤(節)委員 そこで、本法の第二条の四項について伺いたします。

これは「政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、中央公害対策審議会並びに関係都道府県知事及び関係市町村長の意見をきかなければならない」というふうに文言があるわけでありす。この重みについて伺いたいと思つておられますけれども、どのぐらいの重みを持っておられますか。

○目黒政府委員 この法の二条四項の重みということでございますが、この二条四項によりまして自治体から意見を聴取いたします趣旨と申しますものは、単純に地方自治体が賛成とか反対とかという賛否をとつて多数決によつて物事を決するといふふうなことではないのでございまして、関係自治体の意見を参考にいたしましてこの公健法の制度の運営の適正を期するということと私も理解をしておりますのでございす。したがしまして、私も環境庁といたしましては、非常に広範な内容を有します地方自治体の意見については、その結論といふことのみならず、その背景となつたいろいろな理由とか状況といふようなものも含めて十分に検討を行つてきたのでございす。○斎藤(節)委員 そのように参考にするという程度で、余り重みを感じていないのじゃないかという感じがするわけでありす。私も本会議においても総理に質問をいたしましたように、大多数の

地方自治体は反対しているという状況にあるわけ
です。

ここに環境庁からいただきました「地方公共団
体の主たる意見と環境庁の考え方」という資料が
ありますけれども、これについて少し質問を申し
上げたいと思うわけでございます。

まず、「NO_x（二酸化窒素）及びSPM（浮遊粒
子状物質）の環境基準が未達成で、なお改善を要
する状況にある。環境基準が達成されるのを待つ
て解除を行うべきではないか。」という公共団体の
意見があるわけですが、これに對しては「環境
基準の未達成を、環境基準の指定相当と考えるこ
とには無理がある。」このように考え方として述べておられるわ
けですけれども、基準値の何倍になると患者の発
生があると考えておられるのか、また指定相当と
考えるのはどの辺か、その辺を御答弁をお願い
いたします。

○目黒政府委員 御指摘の、NO_xが環境基準に
達していない、どの辺になったならば指定をする
のか、この問題につきましては、法制定当初にも
NO_xの問題、SO_xに加えてNO_xをどのよう
に加えていったらいいかということについては御
議論があったということを私も承知しているわけ
でございます。当時もそうでございましたが、
NO_xの基準とかそういうものを制度として取り
入れるための十分な科学的知見とか報告といった
ようなものあるいは技術上の問題等々がありまし
て、なかなか現在に達するまでできてなかったと
いうのが現状でございます。

なお、私もNO_xに関するこの問題につ
いて何もしてなかったということではございませ
んで、この点につきましては各種の調査を行うと
かそういうようなことをしたのでございまして、
いずれにいたしましても、このNO_xのどの程度
の基準値でということについては、現在の科学的
な知見からはそういう考え方をすべきと考
えることについては大変難しいと私も考えてい
るのでございます。

○斎藤（節）委員 このNO_xにつきましてはまた
後ほど議論させていただきたいと思っておりますので、
これ以上進めません。

次に、またこれもNO_xが出ておりますけれども、
も、公共団体の主たる意見によりまして、「中公
審は、NO_x（窒素酸化物）の健康影響を十分解明
しないまま、指定解除の結論を急いだように見受
けられる。」こういう意見につきまして、環境庁と
いたしましては、「現在の大気汚染はNO_xを含
め総体としてぜん息等の主たる原因とは言えなく
なっていることが明らかにされた」、「今保健部長
が御答弁なされたと同じことでありまして、これ
も、これにつきまして中公審はこのようにはつき
りとは言っていないのではないかと、そんなふう
に私は思うわけであります。つまり、「総体として
ぜん息等の主たる原因とは言えなくなっているこ
とが明らかにされたことから解除相当としたもの
である。」という考え方でありますけれども、私
は、中公審はこのようにはつきり言っていないの
じゃないかな、そういうふうにいるわけござい
ます。特に、専門委員会においてはNO_xの疑い
は晴れていない、そんなふうにいるのであります
けれども、いかがでございますか。

○目黒政府委員 専門委員会報告では、先生がお
っしゃいましたように、現状の大気汚染のもとで
は、大気汚染がぜん息等の主たる原因とは言えな
い、こういうふうな結論をはっきり出しておられ
るわけでございます。さらに中公審では専門委員
会報告等を踏まえてこの検討をいたしまして、
制度として合理性を保つためには、先ほど
一番最初に申し上げましたように、一定地域の患
者すべてが大気汚染の原因になるとみなすとい
うこと、それから、指定地域以外であっても全国
の企業から取るというこの二つのみなすをするた
めには相当の合理性というものがなければいけな
い、こういうふうな判断をしているわけござい
ますが、その合理性が保たれる程度のはつきりし
たものがないというのが専門委員会報告を踏まえ
た中央公害対策審議会の御意見なのでございま

す。

したがって、私もそのような御意見を踏
まえて、公害健康被害補償制度の基本的な考
え方でございます原因者とそれに対する補償を受
ける側、この二つの側が一つのルールにのっと
って補償を行っていくためには一つの合理性がな
ければいけない、ここに重点が置かれているわけ
でございます。この点から中央公害対策審議会の
御結論をいただいたわけでございます。なお、ち
なみに専門委員会報告でも四十二回、三カ年間に
わたって御審議をいただいたわけでございます。
で、我が国の最高の権威者である審議会の先生方
を含めて十分御討議をいただき、このような結論
に達したというふうにお考えおるのでございま
す。

私もこの中公審の考え方を踏まえまして、
指定地域を解除する、あるいは今の既存の認定患
者の補償は続ける、あるいは地方自治体から今二
つございましたNO_xに関することも含めまして
これからの対応をしなければいけないといったよ
うな新しい予防的な事業、そういうふうなものを
取り入れた方策をとるというふうにお考えおるの
でございす。

○斎藤（節）委員 それじゃ、公共団体の意見につ
きましてはまた後ほどにして、残りの方をやらせ
ていただくことにします。

まず指定地域の大気汚染状況、先ほども大分保
健部長からお話がありましたけれども、指定地域
内の大気汚染の状況の推移について御答弁願え
ばと思っております。これは私もかなり検討させ
ていただきました。いただいた資料によりますとS
O_xの減少状況、現在は一〇ppb以下といった
ような状況になってきておるとか、二酸化窒素が
依然としてフラットな状態になっているといった
ような状況であります。そのほかいわゆるSPM
だとか一酸化炭素、カーボンモノキシドあるいは
光化学オキシダントなどはどういうふうになっ
ているのでございすか。

○目黒政府委員 御指摘の点につきましては、先

ほど御説明申し上げましたように、二酸化硫黄に
つきましては非常に急激な減少傾向にある。それ
から二酸化窒素につきましては横ばい。浮遊粉じ
んにつきましては漸減。それで、私どもはこの大
気汚染の状況につきましては、特に専門委員会報
告では、いろいろ先生御指摘のあったCO等ご
ざいますけれども、こういうものはさておきまし
て、SO_xとNO_xと浮遊粉じん、この三つで代
表できるんじゃないかということで専門委員会報
告は終始してきたのでございす。

それから、御質問のCOでございますけれども、
大気中のCOは主として自動車の排ガスに起
因するものでございまして、その測定も自動車排
ガス測定局で行われております。現行の指定地域
内で継続して測定を行っております自動車排ガ
ス測定局の測定結果から見ますと、一貫して減少
を続けているというところでございまして、すべて
の局で現在環境基準を達成している、このような
状況にあるのでございす。

それから、光化学オキシダントにつきま
しては、これは短時間値が問題になるわけござい
ますが、これの注意報等の発令延べ日数で見ま
すと、近年は四十年代後半に比べて少なくなっ
ていて、こういう程度のものでございす。

○斎藤（節）委員 そこで、私が問題にしたいの
は、NO_xがフラットである、しかも四〇ppb
ぐらいにフラットであるということとオキシダ
ントの発生日数が、いろいろ日数が出ております
けれども、比較的六十一一年まではだんだん減っ
てはきておりますけれども、このオキシダントと
NO_xとの間に非常に問題があるんじゃないか、
私はそんなふうにお考えになっているわけござい
ます。これも先日お話ししました「エンバイロ
ンタル・ケミストリー」この本によりますと、い
わゆるNO_xでもNO_xの環境への影響はかなり
濃度が高いところでないかと影響がないわけであ
りますけれども、しかしここにオゾンだとかPAN
といったようなPANはオゾンとの反応で、

NO₂との間に反応してできるわけでありすけれども、こういったものがあるとかかなり植物に対してあるいは人体に対しても影響があるのではないかと思われるわけですね。

それから「国立公害研究所 十年の歩み」これは非常に詳しく私調べさせていただきまして、この中に大気関係の研究が大部分発表されておりまして、大変たくさん論文が発表されておりまして、私大変敬意を表しているわけでありまして。この中に「大気汚染物質の生体影響について」という論文、業績内容の概要について報告がありすけれども、この中で興味を持ちましたのは「NO₂の低濃度慢性暴露実験」こういうものをやっております。これはこの中の七十ページのところにあります。それによりまして、

慢性実験には、呼吸器の病理学的観察、血液の臨床生化学値の測定、肺及び血液の酸化性物質量の測定を基本的に行い、さらに呼吸中の酸素量及びニタン、ペンタン量の測定、肺の過酸化物体代謝の活性と脂肪酸組成の測定を急性、亜急性影響研究の成果の応用として行つた。また、病理学的観察の結果を定量化する試みとして形態計測法を導入した。

暴露実験は九月及び十八月二回と二十七月間一回を行つた。暴露濃度は、従来影響が明確でなかった〇・四ppmを中心として影響が明らかでない〇・四ppmと全く影響の認められていない〇・〇四ppmの三濃度で行つた。また、二回の慢性実験において〇・四ppmで影響が認められた項目を中心として〇・〇四、〇・一二及び〇・四ppmの暴露濃度で第三回の実験を行つた。

ラットを用いた特記すべき主要な成果は以下のとおりである。
ずつとありまして、これは長く読んでいきますといふところから省略しまして、最後に、
以上のように、新たに確立された影響指標を中心にして多くの検査項目についてNO₂の低濃度での慢性影響を明確にした。

このように書いてあるわけでありすけれども、このようにNO₂というものは、ここでやった実験は四〇ppm、〇・〇四ppm、この濃度でかなりこういった影響があったということを報告しているわけですね。実際にこの濃度を見ますと四〇ppmあるわけですから、大体同じような、近い濃度で実験をやっているわけですね。そういう意味でかなりNO₂というものは、特にNO₂に着目してこれから相当考えていかなければならないのだな、そんなふうに私は思うのでありすけれども、その辺、保健部長いかがお考えでございましょうか。

○目黒政府委員 御指摘の動物実験、これにつきましては、専門委員会報告におきましても触れているのでございす。発表いたしますまでもいろいろ内外の文献を取り寄せて、この実験データ等を考へていろいろ御検討をいただいたわけでございますが、原則的には、今の我が国の大気汚染の状況で低濃度の長期暴露実験というものはやはり大事な実験だというふうには記載しているのをごさいます。その結果幾つかの、先生が今おっしゃいましたけれども、いろいろな実験の結果を全部総合いたしましたして、この専門委員会報告では、先ほど来申し上げているような現在のNO₂を含む総体としての大気汚染がぜんそく等の主たる原因にはならない、こういうような御結論をいただいたわけでございます。私もこの動物実験が大変大切であるということも承知しておりますし、またこの専門委員会報告の中でも、十分これについても御議論をいただいているということも承知しているわけでございます。

○青藤(節)委員 NO₂につきましては後ほどまた議論させていただきますが、いずれにしても、ぜんそくの主たる原因にはなっていないという御答弁でありますけれども、ぜんそくばかりじゃなくてかなりいろいろな面で問題になるのではないかな、そんなふうな感じを受けているわけでありすから、もう少し後でまた議論させていただきますか、指定地域における公害病患者の疾

病についてお尋ねしたいと思うわけでございます。

これには環境庁が行つた二つの疫学調査、すなわち昭和五十六年度から昭和五十八年度にかけて三十歳から四十九歳までの人々約三万人で、ここに私資料をいただいておりますからそれはまたあれしますが、約三万人の方を対象とした調査、これはいわゆる質問票を用いた呼吸器疾患に関するもの、これを仮にA調査というふうにいたしますけれどもこのA調査と、それから昭和五十五年から五十九年度にかけて行つた大気汚染健康影響調査、これをB調査というふうに言いますと、こういうA調査とB調査を行つておられるわけでありす。そこで、中公審の専門委員会だとかあるいは同環境保健部会の今回の答申の有力な基礎資料となつたのはこれら二つの疫学的調査であると考へてよろしいかどうか、いかがでございますか。

○目黒政府委員 御指摘の二つの調査はそれぞれ環境庁がいたしましたものでございす。先生の御指摘のとおりのものでございす。先生の御指摘の報告の基本的なところからいいますと、これらの疫学的な調査というふうには我々呼んでおるわけでございますが、疫学的なもの、それからもう一つは、先ほど先生が御指摘になりました動物実験あるいは人体暴露のな人への影響を直接調べた報告とか、あるいは臨床報告、個々の医療の現場におられるお医者さん方がいろいろ臨床的な立場から一つの研究報告をされているわけでございますが、こういうふうなものを疫学として総合してこの結論を出したのでございまして、この疫学調査だけをもつて決めたのではないのでございす。もちろん一つの考え方の中に入っているのは事実でございます。それからまた、この疫学調査につきましては、制度発足当初にこのような疫学的手法をもつて一つの切り切りを行うというふうなことがございまして、その一つの考え方としてはもちろん私もこういう調査も行つておるわけでございますし、この調査についてもウエー

トを持って見ているわけでございますけれども、あくまでも専門委員会の報告ではすべてを総合した形で御結論をいただいたというふうに私も考へておるのでございす。

○青藤(節)委員 そこで、私はこれらの調査を見させていただきまして、大変膨大な調査でございまして、私本当に敬意を表しているわけでございます。これだけの労作業というのは確かに大変であつたらうと思ひます。そういう大変な労作を見させていただいたわけでありすけれども、この調査はいわゆるサンプルの抽出の仕方に関係があるのではないかと、そういうような指摘があるわけでございます。

すなわち、どういう指摘かと申しますと、先ほど申しましたA調査におきましては、大気汚染にいわゆる感受性の強い五十歳以上のの人々を除外しているということ。これは小学生も対象にしていますから、その親子の関係でやられたということであつたらうわけでもないですけれども、五十歳以上の方というのは、だんだん年をとつてきますと大気汚染に対して非常に敏感になつてきているといふようなこともありまして、そういうような人を故意に除外したかどうかは別に問いませんけれども、除外されているということ。それからB調査におきましては地理的、社会的条件の上で非常にばらつきのある地域を対象地域として選定している。大気汚染の影響を見るのであれば、気象因子だとかあるいは社会的、経済的因子を排除した対象を選定すべきであるというふうな一部の専門家の指摘があるわけでありすけれども、これについてはどう考へられますか。

○目黒政府委員 この二つの調査でございすけれども、先生がおっしゃつたA調査と申しますけれども、私も環境保健部調査と言つておりますけれども、五十六年度から行つたもの、これはまず対象の地域から申しますと、いわゆる群馬県から宮崎県までの太平洋側を中心とした九都府県三十三地域を行つたものでございす。成人はそのうちの二十八地域というふうなことで行つて

ふうなものをアレルギーの原因というふうに考えて、臨床の場では例えばそういうものを一つ一つチェックをして試験するようなのはあるわけでございます。例えばこの人は花粉なら花粉というふうなものをチェックするような臨床的な検査の手法というものはあるのでございます。しかしな

から、大気汚染というものではないわけてござい
ます。また、臨床の場でも、ぜんそくの原因とい
うものが一体どういう原因だということについて
は、今申し上げましたようなものはつきりして
くるわけでございませうけれども、それに大気汚染
がどういふふうに関係しているかということに

なりますと、これは例えばの語でございしますので、適切かどうかちょっとわかりませんが、例えは高温とか低温というようなことで、影響はくるわけでございまして、それじゃ、そういうもののが例えば肺炎にどういふふうな影響があるか、こういう例えで申し上げますと、そのような関係もあり得るわけでございます。

したが、いまして、大気汚染とそれ以外の原因とをはっきり分けるといふことは臨牀の場ではなかなか困難なことも事実でございます。しかしながら、この制度発足当初には非常に激甚な、SO_xが今の十倍近いような形のものがあったわけでございます、その当時は大気汚染との関係がはっきり出てきているわけでございます。非常に急性

時は、先ほど先生がおっしゃいましたような二つの調査、疫学的な手法というものを取り入れて、大気汚染が地域にかなり大きな影響を与えているというふうなことに ついてもはつきりいろいろ言えていたということはあるのでござりますが、今のような低濃度になってまいりますと、その辺はなかなか難しくなつてきています。特に、低濃度では、先ほど申し上げましたように、いろいろな疫学的手法プラスいろいろなものを勘案いたしましたので、そして先ほどのような結論に到達したということでもございます。しかしながら、どちらにいたしましても、このぜんそく等の問題につきましまして

は、特に小児ぜんそくといったようなものもござ
いますし、こういうふうなものについては、専門
家の間でいろいろなぜんそくの治療に関する研究
あるいは原因に関する研究や検査法に関する研究
は現在も各方面で行われているというふうに私
も考えております。

〔委員長退席、山崎（平）委員長代理着席〕

○青藤（節）委員 確かにそういう微量の濃度の場
合になってきますと、その影響というものはなかな
かはつきりしてこないと思いますけれども、先ほ
ど御披露しました「エンバイロンメンタル・ケミ
ストリー」の中にも、NO_xが微量でも、
そこにか何かオキシダントの原因の例えばオゾンだ
とかいったものがあるとPANだとか何かができ
るわけです。そういうできた状態で影響が変わっ
てくる。したがって、NO_xだけによって植物な
どの葉が被害を受ける場合にも、その斑点の出方
が違ふとか、それから葉っぱの裏側に非常に輝い
てくるとか、そういうようなことでいろいろ違
ってくるというわけですね。そういう意味で今お
聞きしたわけですけれども、そういうミクロの研
究も必要じゃないか、NO_xで気管支炎が起る
場合とダニとか喫煙によって起る場合とではど
こか違ってくるのじゃないか、素人の私ですから
はつきりわかりませんが、その辺の研究
も必要じゃないかな、そんなふうに考えてはいる
わけです。

そこで、それに関連するわけでありませうけれ
ども、このいただきました資料の④のところに、ち
よっと読んでみますと、

むしろ、中央公害対策審議会における科学的
な検討結果によれば、昭和三十一年から四十年代
とは異なり、現在の大気汚染状況下では、ぜん息
等の多数の原因のうち大気汚染は、主たるもの
とは考えられないとされている。

一方、それでは全国的な気管支ぜん息の増加
が何に起因するかという点については、

ア 広義の都市化による食生活・住環境・
精神環境等の変化

イ 国民の健康意識・医療水準等の変化
ウ 高齢化の進展

等が定性的に考えられているが、必ずしも定量
的にはつきりするまでには至っていない。

これは当然定量的にはつきり言えないと思う
わけでありませうけれども、ここに私は微妙な差が
あるのじゃないかと考えるわけです。今すべて
一律に気管支ぜんそくという一つの病態形態で呼
んでいるわけでありませうけれども、こういう状況
で、定性的にはある程度こういう原因によって少
し違ってくるといったことが考えられるというわ
けですが、何かひっかかるように私は感ずるわけ
であります。その辺、いかがでございますか。

○目黒政府委員 原因につきましては、先生が先
ほど御指摘になりましたようにいろいろな原因が
あるということでございますが、やはり気管支ぜ
んそくの患者さんが全国的に増加している、こう
いうことにつきまして、むしろ大気汚染が認定患
者の増加の原因になっているのじゃないかとい
つたような考え方をしている方もおられるわけ
でございます。あるいはまた、全国的に大気汚染が非常に
広域化したから被害が拡大してきたんじゃないか
といったような御意見があることも事実でござ
います。先生が御指摘のように、厚生省の患者調
査によりますと、全国的に気管支ぜんそくの患者
が増加の傾向にあるわけでございます。これを具
体的に申し上げますと、この十年間で平均年率六
から七％程度の水準で増加をしているのでござ
います。それから一方、認定患者の方はやはり増加
をしているのでございませうが、この気管支ぜん
そくによる認定患者の増加率というものは、五十
年代後半からは年率五から七％というふうなこ
とで、同じような水準になっているわけございま
す。

このようなことを含めまして、中央公害対策審
議会の専門委員会におきましては、科学的な知見
を踏まえて先ほど来申し上げているような結論に
到達しているわけでございます。現在の大気汚染
がぜんそく等の疾病の主たる原因とは言えない、

こういう判断になっているわけでございますが、
私どももこの専門委員会の考え方についてはそれ
と同じ考え方をしているのでもございませう。いず
れにいたしましても、これらの考え方を踏まえて考
えてみますと、患者数がふえるということは、む
しろ制度的な見直しによって患者さんが認定され
るということのために全国的な気管支ぜんそく患
者の増加を反映したというふうに考えているので
ございませう。

○青藤（節）委員 確かに今保健部長が御答弁され
ましたように、認定患者数を見ますと、気管
支ぜんそくだけが七万七千名を超えているというこ
とであります。昭和六十一年ですね。それに対して
慢性気管支炎は大体一万名から一万五千名くらい
ですか、ずっと平らになっているわけですね。昭
和五十五年から六十年まではほとんど一定値であ
る。それからぜんそく性気管支炎を見ますと減つ
てきているわけですね。五十三、五十四、五十五
年あたりがピークで、後ぐつと下がってきている
わけですね。また肺気腫はほとんど一定値で変わ
つてない。そういうような値になっているわけ
でありますけれども、これを見ると、指定地域で気
管支ぜんそくだけがふえてきているわけですね。
その辺、ちよつとひっかかるのですけれども、
どんなふうな解釈をされますか。

○目黒政府委員 この点につきましては、全国的
な傾向に並行して気管支ぜんそくというものがふ
えている、そういうふうなものを反映しているとい
うふうに私もとらえているのでございませう。

○青藤（節）委員 私もそういうふうな感じにお
けるわけですね。と申しますのは、二番目の「気管支
ぜん息患者等の全国的動向」を見ますと、やはり昭
和四十六年あたりからぐつと上がっているわけ
ですね。必ずしもこれがぜんそく患者とは言
えないかもしれませんが、このように一直
線に上がってきている。これと指定地域における
認定患者数のぜんそく患者と何かパラレルのよう
な感じがするわけでございます。やはりその辺も
考えなければならぬ、私はデータの上からこ

のように考えているわけでございます。

次の質問に入らせていただきますけれども、今
度は費用負担の面についてお伺いしたいと思
うわけですね。ちよつと難しい質問をいたします
けれども、御答弁願いたいのです。

これはいただきました資料でありますけれども、
公害健康被害補償法の一部を改正する法律案
の要綱ですね。これで第一、第二とあって、第一
が「題名及び目的の改正」、そして第二が「汚染負
荷量賦課金に関する規定の整備」です。そして
「汚染負荷量賦課金の徴収」ということで、「第一
種地域の指定がすべて解除された場合にあって
は、その解除があつた日（以下「基準日」という。）
の前日の属する年度（以下「基準年度」という。）の
初日において、基準日前に政令で定められていた
物質（以下「対象物質」という。）を排出するばい煙
発生施設が設置され、かつ、最大排出ガス量が基
準日前に政令で定められていた量以上であつた工
場又は事業場を基準年度の初日において設置して
いた事業者（以下「ばい煙発生施設等設置者」と
いう。）から汚染負荷量賦課金を徴収すること」と
いうことになっているわけですが、この方法で行
いますと従来法による場合とどれぐらい変わるこ
とになるのか、その辺教えていただきたいわけ
であります。例えば、これはいただいた資料であ
りますけれども、「昭和六十一年度汚染負荷量賦課
金都道府県別申告状況」というのがあります。単
位が件、千円ですね。これによりますと北海道は
七十五億九千二百三十三万七千円、こんなふう
になるわけですね。青森などは五億九千三百五十
万円、こんなふうになっているわけですね。あり
ますけれども、これはどんなふうになるか。こ
の賦課金が下がるのかどうか、その辺教えてい
たきたいと思うのです。

○加藤（陸）政府委員 お答えさせていただきます
です。

先生からただいま御質問のありました規定、特
に要綱でございますが、非常に理解しにくいのを
丁寧に御理解いただきますと、ありがとうございます。

す。非常に難しい言い方をしておりますけれども、これは俗に言う年度初めのところの事業者でとらえますということを言っておるわけでございます。

さてそれで、今回の法改正に伴いまして企業の負担は具体的にどのように変わるのかという点でございすけれども、法律改正そのものはお金の取り方といいますが、賦課金と言っておりますが、賠償義務的な賦課金でございすね、これの取り方を、過去に排出した煙の量によってそちらにウェイトをかけていくという法律改正をいたしておりますことは御理解いただいております。ただ、そういう要素がございまして、個々の企業体についてどう変わるかということについてはいろいろ変動があり得ます。つまり、過去に排出量が多くて現時点ではその量が、まあこれは景気の動向ももちろんございすけれども、非常に変化してきているというように個体変化がございすので一概にはなかなか申し上げ切れませんが、先生の御質問の趣旨の全体としてどうなるかということについてお答え申し上げます。

その場合に、法改正だけではございせん、これは地域指定の解除ということがその法改正も踏まえて行われた後となるか、こういうことで、そうしますと企業が負担すべきものは、総額で考えますと、認定されておられる患者数が徐々にではございまして減少いたしますが、総額で総体としては徐々に減少することになると存じます。もともと医療費等の問題につきましてももちろんこれは徐々に上昇、単価アップ等の問題もございすけれども、認定患者数の減がございすので総体としては徐々に減少する。そのカーブが相当先になつてどんなふうになっていくかについてはなかなか難しい推定でございすけれども、減少傾向は徐々に大きくなっていく、こういうことが申し上げられると思います。したがって、個々の企業体にとっては、先ほど申しましたように若干の変動がございすので一概には言えませんが、

が、総体としては減る、個々の企業体にとつても減りが大きいところと比較的少なくなし減らないところとあると存じますが、減少することにおいては変わりがありません、ごく例外を除けばそう申し上げられると思います。

○斉藤(節)委員 だんだんと減少してくるということでありすけれども、今の負担金を払っている企業といふのは、聞くところによりますと、だんだん大企業が改善していった中小零細企業の方に負担が多くなっていくというように聞かれますが、その辺はどうですか。

○加藤(隆)政府委員 これも難しい分析を要するわけではございすけれども、大きく負担の増減をいつまで申し上げると、大企業と中小企業との間で分けるのがなかなか難しいところではございすけれども、この排出ガスで見ても、場合によっては、先生が先ほどお話しになりました要綱にも一定数値以下のところを除いて書いてございすところ、これはある水準以下のところは必ず除かれますのでその問題を頭に置いていただきたいと思います。しかし、しかし残った、つまり賦課対象になつておるところ全体で見まして、いわゆる大企業がほとんどでございす。これは過去も現在もそうでございす。非常に大きなウェイトは、例えて申し上げますと電力でございすとか鉄鋼でございすとか、あるいは石油、ガス等の業界でございすとか、こういうところが圧倒的に多いでございす。

しかし、先生が中小企業とおっしゃいました分のウェイトが徐々に上がってくるのではないかと、いうことはそのとおりであるというふうに申し上げるべきだと思ひます。といふのは、もともと全体の中ではウェイトは少ないのですけれども、おっしゃいますように大企業の場合、もちろんやってもらうて当たり前のことではございすけれども、煙の排出量を削減する、あるいはSO_x分の少ない燃料を使うという努力を徐々にされてきております。中小企業の場合にはそれがなされてい

ないというところとサボっておるようではございすけれども、そういう意味だけじゃなしに、例えば中小企業のガラス工場であるとかいうような、もうどうしようもない、火は使わざるを得ないというところのウェイトは相対的には若干ではございすけれども、それがどの程度の厳しさかというのはいくつかの企業によって違ふとは思ひますけれども、やはりそれは無視してはいけなかつたと考えております。

○斉藤(節)委員 そこで、この患者に対する指定地域における給付でございすけれども、どのくらい、どういふふうに配分されてどうなつていくのか、その辺の給付の問題について御答弁願ひたいのであります。現在どんなふうになつていくか。

○目黒政府委員 給付の状況でございすけれども、具体的な数字は今用意をしておりますが、患者さんに対する給付といたしましては、一つは医療費に対する給付でございまして、これは患者さんの医療に要したものに付いて支給をいたしておるのでございます。今の医療費につきましては、現在全額四百五十億円出しているのでございます。さらに詳しく申し上げますと、一人一カ月平均、入院の場合では三十三万円、それから通院の場合で三万円程度というふうなことで、診療報酬の単価といったものは保険の平均の約一・四倍というふうな医療費の給付を全額いたしております。

それから二番目は年金に相当する給付でございまして、障害補償費と呼ばれておるものでございすけれども、これは三百二十億円でございます。これは年齢等に依りまして、一番低いので月額二万四千九百円、高いので二十八万一千三百円といったような形の障害補償費、年金に相当するものを出しているのでございます。

それから、この間に療養手当というのがございまして、これは入院並びに通院にかかります費用に充てるために支給するものでございまして、総額約百二十億円でございます。この中身を申し上げますと、入院の場合でございすけれども、十五日以上入院をした方には月額二万九千四百円、それから通院を四日以上十四日以内した者につきましては月額一万八千八百円の給付をするというところでございす。

そのほかに遺族補償費とかあるいは児童補償手当といったようなものが総計百十億というところでございす。総計約一千億余りといったような形の給付を行つておるのでございます。

○斉藤(節)委員 莫大なお金がかかっているわけでありすけれども、そうなりますと患者平均一人当たりどのくらいになりますか。

○目黒政府委員 これは個々の方々、入院あるいは通院、いろんな場合で異なるわけではございすけれども、ならして見まして、おおよそ一人年間百万円といったような額になるのでございます。

○斉藤(節)委員 なるほどかなりのお金がかかっているというところはわかるけれども、患者の側から考えますと、大変苦しいでおられるわけでありすから、それは当然していかなくてはならぬと思ひわけでありす。

そこで次は、また後で議論するようになるかもしれませんが、私どもは公明党としては反対しておりますけれども、本法案が可決された場合、今後の環境対策はどのようになつていくかと思ひわけでございます。

まず、先ほどの「地方公共団体の主たる意見と環境庁の考え方」のところにも戻らせていただきますが、これは三百二十億円でございます。これは年齢等に依りまして、一番低いので月額二万四千九百円、高いので二十八万一千三百円といったような形の障害補償費、年金に相当するものを出しているのでございます。それから、この間に療養手当というのがございまして、これは入院並びに通院にかかります費用に充てるために支給するものでございまして、総額約百二十億円でございます。この中身を申し上げますと、入院の場合でございすけれども、十五日以上入院をした方には月額二万九千四百円、それから通院を四日以上十四日以内した者につきましては月額一万八千八百円の給付をするというところでございす。

り健康被害をこうむっているようでありますけれども、このサーベイランス・システムの構築というのとは一体どういうようなことをやろうとしておられるのか。

○目黒政府委員 サーベイランス・システムについて、また今後の実施方法ということをごさいます。私もこのサーベイランスと申しますのは、長期的にかつ継続的に大気汚染の状況とそこ

の一定地域の住んでおります人口集団の健康影響というものを系統的にチェックしていく、こういうようなシステムを考えているわけでござい

ます。特にサーベイランスという言葉の意味が、監視とかそういうような意味もありますので、そういうふうな形で監視というところとつづいてい

て、また今後の実施方法ということをごさいます。私もこのサーベイランスと申しますのは、長期的にかつ継続的に大気汚染の状況とそこ

の一定地域の住んでおります人口集団の健康影響というものを系統的にチェックしていく、こういうようなシステムを考えているわけでござい

ます。特にサーベイランスという言葉の意味が、監視とかそういうような意味もありますので、そういうふうな形で監視というところとつづいてい

て、また今後の実施方法ということをごさいます。私もこのサーベイランスと申しますのは、長期的にかつ継続的に大気汚染の状況とそこ

の一定地域の住んでおります人口集団の健康影響というものを系統的にチェックしていく、こういうようなシステムを考えているわけでござい

ます。特にサーベイランスという言葉の意味が、監視とかそういうような意味もありますので、そういうふうな形で監視というところとつづいてい

変重要なサーベイランスのシステムというものを一つの大きなフォーメーションとしてこの方式というものを実施するように今後とも努力していきたい、こういうふうな考えておるところでござい

ます。○斉藤(節)委員 では、サーベイランス・システムの中にはその地域の方の集団健康診みないものも入るのですか。

○目黒政府委員 先生御指摘のものにつきまして、中央公害対策審議会の答申の中にもござい

すけれども、新しく一つの地域に対して個別の補償をするということではなくて、地域全体に

ついて、例えばこのサーベイランスでございすけれども、一つの方式をつくってこれを予防する

というものが大変大事だというふうな指摘を受けているわけでございまして、私もまた新たに設

ております基金の事業の中で予防的な事業というものを、各種のものをやっておるところでござ

います。その中に先生御指摘の健康診断というものも入っているでございまして、こういうような

ものもこの手段の一つとして使うことは当然可能性があるわけでございまして、また、このほかにも

死因統計とか、いろいろな統計的なものと、現在あるいろいろな健康指標、そういったものをど

めではないかなという気がするわけであります。その辺いかがでございすか。○目黒政府委員 この点につきましては先ほども

関連の御指摘の中でお答え申し上げたのでございすけれども、やはり全国的な患者の増加という

ものは、特にぜんそく等の者は、先生御指摘のようになり、並行して同じような水準で増加してきてお

る。しかしながら、認定患者の増加と申しますものは、この制度が割り切った形で出しております

ものから、やはり直ちに大気汚染にかかわるものとして、原因によって起こるというふうには

一概に言えないという考え方を私もとっております。また、現に大気汚染が甚だしく

な指定地域以外においても非常に増加しておるというところでもございすし、また現実に大気汚

染がそれほど高度でないところでもそのような状況が起こっているのはこれまた事実でござい

ます。また、先ほど申し上げましたように、特に小児科の分野では、小児ぜんそくといったようなもの

が一つの時代の病気といったようなことで大きく取り上げられているのもまた事実でござい

ます。○斉藤(節)委員 ところで、またさらにこの意見書

究ということにつきましては大気保全局長の方からお答え申し上げるようになるかと思ひます

が、調査研究に今後どのように取り組んでいくのかということがあるわけでございす。これは先

ほど申し上げましたようにサーベイランスもその中の一つでございす。そのほか御指摘のい

ろんな形の予防的な事業とか、NO_xの原因究明とかあるいは治療法の解明とかいろんな調査ある

いは研究というものがあつたわけでございまして、私もまたそういうような調査を、あるいは研究

というものを今後とも続けていく必要があるというように考えておるでございす。これは中公審か

らもそのような指摘をいただいておりますのでございすし、また地方公共団体からもその必要性に

ついては十分いろいろ御意見を賜つておるところでございすので、この点については私も

これを行うということで、六十二年の予算におきまして健康影響調査手法の検討といったような

もの、あるいは先ほど申し上げましたサーベイランスといったようなものも予算措置をいたしまし

て、各種の調査研究を進めているというのが今の段階でございす。○加藤(睦)政府委員 お答え申し上げます。

ただ、ことしの一月にちょうど中央公害対策審

構成される総理大臣をキャップとする閣僚会議の

○青藤(節)委員 今局長から大変心強いといいま

す。例えば洪滞などによつていわゆる大氣が汚れ

るわけにあります。渋滞のないスムーズな流れを

非常な事になるわね、と私は思つて、

あるいは大都市から大都市へ走っているという間

の国全体の大気汚染対策として車の数を減らすといふ

それで、先ほど申し上げたと御紹介申し上げまし

も、こうなっておりますので、ございまして、この中に

先生一、二例示をされましたが、例えば物流対

協力になります。が、交通管制の高度化等による交

て、これの加録を公言防止詔に、坪坂の雲

推進と申し上げる。――とおきかたをいふ。――

本邦の国全体の環境改善、大気汚染の改善でありま

しと思つておられる。云々、この律呂介しで二国公立公營研究所、十手

すと大変な論文数でございます。よくよく見ます

○加藤(陸)政府委員 国立公害研究所 先生に

か、これはなかなか難しいところでございます。

愈も異なり甚すので、それぞれの持生を出してお

と余り違つない。はうな部分も間々あるが、止は存じ

力がついてきたと申しました。うか、そあいう啓

は非専門でございまして　むしろこれは先生の才

明し、御意見も承って、吸収し得るものはこれを吸収して、法文に生かすということが必要でなかったのかどうか、これに対してどのような説明の過程があったのか、ひとつ承りたいと思います。

○黒政府委員 今回のこの制度の見直しにつきましては、先生御指摘のとおりのお考えあるいは御意見等があったわけでございます。

今回の改正の一番の発端は、やはり我が国の大気汚染の状況というのを見てみました場合に、硫酸酸化物による汚染が著しく改善されたとか、あるいは窒素酸化物等はほぼ横ばいに推移しているといったような大気汚染の状況の変化というものがあつたわけでございまして、それを踏まえて中央公害対策審議会に諮問をしたのでございまして、これは五十八年十一月に行つたわけでございまして、それ以後環境庁は、これまで行つてまいりました各種の調査あるいは科学的な知見というものを集めて、中央公害対策審議会の中に専門委員会を設けたということで、その中央公害対策審議会の中の専門委員会から、先生が先ほど御指摘いただきましたような答申をいただいたわけなのでございます。

その経過でございすけれども、この経過の中にはやはり各方面の御意見というものが当然入つてゐるわけでございす。例えば専門委員会、この専門委員会のメンバーの先生方の中には、これは直接患者の治療に携わつてゐる方もおられれば、あるいは公害にかかわる科学的知見の専門家、あるいは公害が集まつた中で専門委員会報告がなされたのでございす。さらに、中央公害対策審議会全体といたしましては、例えば昨年の六月であつたと記憶いたしておりますが、この途中におきまして、患者の団体の代表の方々に中央公害対策審議会においでをいただきまして、そしてこの患者の団体あるいは費用負担者の側等々から御意見をちょうだいしておつたわけでございす。また、そのほか一昨年、昨年と、私も患者団体の方々ともいろいろお会いをいたしました。私どもの方の考えも御説明申し上げ、また御

意見もいただき、そういう機会を持つてきたわけでございます。私も事務当局のみならず大臣も会うというような形で、いろいろな場を利用いたしましてそれらの御意見をいただいているのでございす。またこのほか、いろいろな科学者あるいは各種のこのほかの団体からいろいろな意見書をいただいております。これらも中央公害対策審議会の場へ私も伝達をいたしますと同時に、私どももこの御意見を検討したというの事実でございます。

いずれにいたしましても、私どもは私どもなりに考え方を御理解いただくべく努力をしてきたのでございす。先ほど先生から御指摘いただいたようなこともあつたわけでございすし、やはり今後とも御理解を賜りたい、また私どももこの御理解をいただくための各種の努力をこれからもしてまいりたい、このように思つてゐるのでございす。

○滝沢委員 経過を承れば、御苦勞さまで一応申し上げさせていただきます。しかし私たちは、いわゆる中曽根政治の手法を、いろいろの公的、私的諮問機関等をつくつて、そして議院に諮る前にいろいろの学者やそういうものを委嘱して委員会に諮つた、そうしましたら委員会がこのようにおつた、それによつてこの法律案をつくつたというところをなさる。いわば御自分の御都合のいい意見を見申すのであらう委員を任命して、そして果たせるかな自分の考えとおりの答申をちょうだいして、そしてそれをひつ提げて法案として議院に臨むという手法はけしからぬ、極端に言へば、議會軽視の手法でもある、私たちはこういうふうな批判をしてきたのであります。

もちろん中公審がどうかというところは、わかに言いがたいものもございす。ところで、今のお話で私は二つに分かれますと思ふのです。中公審ないしはその中の専門委員会がいわば答申をされた、それによつてこの法案の骨子が決まつたと承るわけでありす。その中にはいろいろの立場の委員がいらっしゃるし、御意見を聞いた、ま

たそこに、中公審にいろいろの方々、患者の代表の方々をもお招きをして御意見を聞いたという部分ですね。しかし、これはあくまでも中公審が諮問に答える過程の努力であつて、私は、これは政府の努力と言ひ得るかどうかは甚だ疑問だと思ふのです。もう一つの面は、つまり、この中公審が結論を出す出さぬにかかわらず、いんや出してから今日に至るまで、もともと環境庁そのものが提案者としての立場で、何も審議会が出した結論というものをそのまゝのみにしなければならぬ義務はないわけでありすから、これをうのみであつた手を加えようと、採用されて提案されるところと、それこそ国民各層、なかんずく病に苦しんでいらつしやる患者の皆さん等に対する説明、説得が必要でなかつたのか、こういうふうに私は反省されてしかるべきと思ふのであります。

○黒政府委員 事務的にちよつと先に、毎年、公害デーに当たりまして患者の代表の方々と大臣は会うということ、それからそのほか適宜機会を見てお会いをしようというものが状況でございす。

○稲村国務大臣 私自身公害患者の皆様の御意見を聞いたのは一回でございす、直接には。しかし、中公審の答申を勉強させていただいたり、あるいは企調局の皆さんの御意見を聞き、自分なりに、足らないなりに勉強させていただいてゐる、そういうつもりでございす。

○滝沢委員 一回だから足らぬと言つてゐるわけじゃありません。回数でどうかは知りませんけれども、しかし実は大変な反響運動等のある中、この法案が結局は多数決で通るのかもしれないけれども、それにしてももう一つ親切な対応があつてしかるべきではないか、私は今こう思ふのです。

結論として承りたいことは、大臣、患者の皆さんをこの改正法は見捨てるのですか、それとも、今日までと同等かあるいは今日まで以上に患者の皆さんを温かく医療して差し上げようというのであらうか、これはどつちですか。

○稲村国務大臣 先生の今の御意見ですが、従来どおり認定患者に対してはこちらの側で責任を持つ、従来の法律の通りましてやらせていただく。そして、今後の問題につきましては、先生御承知いただいておりますとおり個々にはなく地域、あるいはそういうものに対する改良の方向、予防の方向で将来長い目で見てよかつたという方向を打ち出す、そういう方針でございす。

○滝沢委員 既に認定された患者に対しては今までもどおりということであれば、いわゆる認定済みの患者さんにはよく御説明をすれば安心していただけることではございす。しかし、問題は新しく認定を受けようとしていらつしやる人、これから病氣にかかる方々が非常に不安だと思つてゐるわけで、さああらんと思つてゐる、これに対する救済の道は、この法の骨子等を拝見しますと、公害が起きないような環境の整備というふうなことに国も企業も、あるいはまた地方自治体も努力しようではないかということだろふと思ふのであります。このこととかがやはり不安のあるところじゃありませんか。ですから、今は認定に至らないけれども、今の法がそのまま続いているなら今後認定を受けて治療されるであらう方々に対する措置、このこととかが一つきちんとしないというところじゃありませんか。この点についての説明はどうなさいますか。

○黒政府委員 これから起こる可能性のある患者さん方ということでございすけれども、これらの方々につきましては、先ほど大臣からも申し上げましたように予防という観点から、個々の方々に個別の補償ということではなくて地域全体に一つの事業というのを行つて、そしてこの事業によつて対応しよう、こういう考え方をい

るわけでございす。

この理由というのはいろいろございす。ただこれ

ども、一つは、やはりこの制度自体が一定の地域に発生した患者たちは大気汚染のものとみなすという一つの割り切り、それからまた、一定地域以外の全国の煙を出す企業を負担者とするというふうな割り切り、この二つの割り切りの上に成っている制度であるわけでございます。その割り切りがどうも合理性がなくなってきたというところに、今度の私どもが指定地域を解除する一つの考え方といえますか、根拠があるわけでござい

ます。この根拠に基づきまして、新しい事業の中では、具体的に申し上げますと例えば保健婦による健康相談をやるとか、健診を行うとか、あるいは新しく患者さんになった方々についても今までの認定患者さんに行っていたようなある種のリハビリテーション的なものを積極的にやるとか、各地域の医療体制を充実するとか、こういった形の人の健康に関連のある事業というものが一つの柱としてあるわけでございます。このほかに、地域全体の大気汚染を軽減させるための環境保全的な事業、二種類の事業を考えておるわけでござい

ます。このような事業を中心にして、新しく、今後大気汚染に基づいて起こる可能性のある患者さん方に対しては個別の対応というのではなくて集団として対応してまいりたい、このように考えているのでございます。特に補償をするという考え方は非常に合理性が乏しくなってきたというところが一つの大きなポイントになるのでございます。

○滝沢委員 難しいところですが、一つは、予防を幾ら完全にしても、既に病気になるという方々の方で認定に至らぬという方については救済になりませんね。ですからむしろ不安は、これから本当に予防をきちんとして、いやしくもこれからは新しい患者は出ないということができるかどうか知りませんが、仮にできたとしても、既に罹病していらつしやる、しかし認定に至らざる人、そういう方々はやはり不安におののいていらつしやるのじゃないでしょうか、そのことが一

つは、割り切りとおっしゃいます、そのもそも割り切りだと私は思うのですよ、最初から。本当は公害なんというのは世の中にないです。もしもあつたならば、公というのは国家でしよう、県、市町村でしよう。公が犯した害が仮にあるならば、道路の設計が悪くてそれによって交通事故が起るとか、こういう建物の工事が悪くてそのために健康を害されたりする人があつたりしたならば、これは公害の害かもしれません。本当は皆さんが考えていらつしやうたこの法律の発想の原点である公害という概念は最初から間違っているのですよ。あれは複合公害、私の害なんです。カネミ何とかがどうしたというのははつきりわかるが、これは複合しているだけで私害です。何とか工場、何とか工場、幾つも出てくる、だから公害だというのは、これは逃げです。戦後の公害に関する考え方は、日本だけじゃないかもしれないけれども、急速な経済成長、科学の進歩発展の中で、そうした企業が出てきます。私害の複合なんですよ。ですから最初から公害じゃないのです。

公私の別をはつきりしろというのでしよう。公私の別という立場に立つ公の概念というのはまず国家であり、地方自治体です。それが直接に犯した害は先ほど申し上げたようなことですね。これはしかし、いろいろの補償制度の中で随分と救済されていきます。公害という形の中で一緒にされてしまったのは、本当は私害なんですよ。私の害の複合したものなんです。そこそこにおいて既に最初から公害という概念は割り切りであり、逃げではありませんか。それをここでその割り切りをやめようというところにしよせん無理があるのじゃないですか。そうじゃないでしようか、いかがですか。

○黒政府委員 まず、前段の患者さんの問題について申し上げますと、もし新しく病気になる方が出たとしますれば、やはりその方々がどこへ行ったらいいかと、どういふふうな対応をしたらいいかという相談を受けるのは、これは予防とい

うよりは、そういう方が出たとすればそういう方々にどういふ適切な医療がいいといったようなことを私どもは指導するといったことがあるわけでございます。また、その後適切な医療機関に行かなければいけないので、その医療機関を充実拡充したい、私どもそういうような公健康法の病気ににかかります呼吸器疾患の外来の充実といったようなことを含めたものを新しい事業の中で考えているのでございまして、そういう医療体制をある程度きちんとして、あるいはどこへ行ったらいいかをはつきりさせる道案内的な相談といったようなものも当然必要ではなからうか、こういうことで申し上げておるのでございまして、単に予防ということではなくて、そういう方々には個別の補償というのには非常に無理がある、しかしながら個別の補償というよりは地域全体としてカバーするような方策でそれに対応をしたい、これが私どもの考え方なのでござい

ます。○滝沢委員 結核予防法、精神何とか法というのがありました。つまり、そういう特殊な病気を決めてそれを特別に国が根絶するために手当てをした思想もありましたよね。そうならば、これは厚生省から見えていたのだとよかつたのだけれども、厚生省の立場と相協力して健康保険法やその他の手直しによって、こうした本当に気管支ぜんそく等苦しんでいらつしやる方々の改正によって不安におののいていらつしやる方々にお会いになって、その方々がまじめに役所とお話をなさる、役所もまたその患者さんの立場に立って、その心の中に踏み入ってひとつこれを救済してあげようというお気持ちがあつたならば、他の関係法律の整備によってそれらの不安を除去する方法はありませんか。

○黒政府委員 それぞれの四十一の指定地域を持つております地方公共団体は、当然先生の御指摘になりましたような、例えば子供の問題であれば母子保健法とか、あるいは老人の問題であれば老人保健法といったような所定のさまざまな法律のもとに厚生省が行つております施策、例えば保

健所とかそういう体制を組んでおるのでございす。私どもが先ほど申し上げました新しい事業というふうな言つておられますものの相談とか健診とかあるいは医療体制の充実、これは当然厚生省が所管をいたしておりますようなものとおーパーラップしながらやっておりますのでございす。具体的に申し上げますが、例えば三歳児健診と

えにようになりますかどうかは地方公共団体のお考えによるかと思ひますが、例えば一歳児健診というのがあるわけでございす。あるいは一歳児健診というのがあるわけでございす。そのような機会に、私ども積極的にいろいろな健診を行つたり相談をするというところによって未然に予防できたりあるいは既に発病している方々については適切な指導を行つていく、あるいはまた医療機関については、これはもう当然厚生省が所管をいたしておるものでございすけれども、この厚生省が所管をいたしております医療機関についても、公害あるいは今の大気汚染によって起こりました健康被害、こういったものは、これは病気がという観点から申しますと同じものであるわけでござい

ます。例えば小児ぜんそくということでございすれば、これはもう今小児科の中で一つの非常に大きな問題として取り上げておるのでございまして、これに対する体制の整備といったようなことも当然必要なことでございすし、研究も行われているのでございす。厚生省の所管でございすけれども、当然そういう医療機関の中でタイアップしながら対策を進めていくというのが私どもの考えでございまして、御指摘のとおり諸般の、いろいろ関係いたします対策と相協力しながら進めてまいりたい、このように考えているのでございす。

○滝沢委員 大臣、今のようなことで将来必要ならば、そうした他の法律との兼ね合いにおいて制度の見直しはあります。

○福村国務大臣 これはいろいろ先生の御意見を体して研究しながら、見直しはあり得ると

思います。

○滝沢委員 ありがとうございます。

視点を交えてちょっと伺いますが、今情報公開という時代でございますが、そこで、中公審の会議録というのは秘密文書ですか。秘密文書ではないですか。いかがですか。

○目黒政府委員 中央公害対策審議会の議事録、これは公正な審議を行っていくという場合には、それがどういふような発言をしたかというふうな具体的なことは、あるいはそういうものを公開するということは、公正な審議という建前から、中央公害対策審議会の運営方法につきましてはこの審議会自身が決めるというふうなことでございます。それで五十年十二月、数回にわたる総合部会の審議の結果行われました決定でございますが、中央公害対策審議会の運営方法については、総会において了承されたのでございますけれども、これによりまして、会議の公開の問題につきましては是非公開を原則とする、それから当該会議が必要と認めた場合には公開とする、また議事録は委員以外の者は閲覧できないとされている、こういうふうな審議会の方で決められたのでございます。

○滝沢委員 それは法的根拠はありますか。それを秘密にしなければならぬという法的根拠、ないしは秘密にしてもいいという法的根拠はありますか。これは私の考え方ですが、いやしくも公から委嘱されて国政の重要なことについて意見を述べよう、諮問に応じようというほどの人物は御自分の信念において発言なさるべきであらうでしょう。しかも、それが一つには世間大衆に明らかになることによつて御自分の主張を確認されるべきであらうでしょう、一つにはこれが記録となつて歴史に残ることによつて御自分の思想が後世にあるものになることを念じていらっしゃるのではないかと私は思うのです。私たちのごときもまさにそのとおりであります。議会等で発言いたしましたことは、それはそのとおり簡単に受け入れられるものではないと私は思ふ。しかし広く国民のどなたかは理解し

てくださるであらう、ないしは今日では一人理解するものではなくとも、歴史の将来において私のこの思想というものは評価されずにあるまじきものというだけのものがあつてここに参じておりますよ。

そういうふうに思いますときに、仮にこれを公開しなかつた、もう既に新聞が何人反対、何人賛成、何とか博士はこうおっしゃつて、何とか教授はこうおっしゃつたと書いてあるじゃありませんか。うそか本当かわからぬ——新聞記者の皆さんに言っているのではありませんよ。そうじゃありませんが、新聞等でおぼろげながらそういうふうにかきつけられるよりは、きちんと資料が出されて、それが問われた方がかえつてその先生方に対する親切というものはありませんか。そうして皆さんの立場から言つて、あるいは審議会の皆さんから言つて、痛くない腹を探られるのですか。そういうことじゃかえつて御迷惑じゃありませんか。どうかひとつ、この審議会の会議録というものは公開されるのが本当だろう。公開されることによつていかなる被害があるまいしょうか。その先生方がそれを恐れられるならば、私はこのような公的な審議委員等は引き受けなさらぬ方がよろしい、こう思うのですが、酷でありまいしょうか。大臣、いかがですか。

○加藤(陸)政府委員 まず国会の例を引かれましてけれども、国会は国会法、その基礎に憲法的な基礎があるわけでございますが国会法、それから議事運営規則等々できつちつとでき上がつていて、もちろん日本最高の機構でございます。これに比しての例は、私、いかなるものかと存じますけれども、ただ法的根拠があるかとお問ひ合わせでございますので、これは審議会の運営については審議会に関する法律がございまして、その運用についてはルールが決まっております。議事運営規則というものもございまして、今のお話しになつておりますやうな部分の運用につきましては、それだけの審議会においてみずから決めるという

ふうに法律上の根拠はなっております。

○滝沢委員 裁判の結果、これが提出を迫られたら、出すはかありませんよ。それでしよう。

○加藤(陸)政府委員 ちょっと私も研究してみないと正確な答えになるかどうか、しかし、裁判をもつて強制できる話、筋合いのものかどうかは、私、いささか疑問に思います。

○滝沢委員 いやしくも公費を使つて公のことで議論するの、何とか審議委員様になつて、そして言いたいことを言ひまくつて、これは秘密だよ、世の中に出してはいかぬよというのならば、学者というのはいい商売だ。やはりこれは公開に踏み切られた方がいい。だからバイパスだとか議事録だと言われるのです。隠れみのだと言われるのです。何人の人が賛成し、何人が反対した、何とか博士がどうこうと、ちゃんと世間はみんな知つていますよ。こういうものに對してきちんとしていかないと政治が国民から信頼されない。そして何か秘密のベールの陰でいろいろと揣摩測が飛ぶのです。

大体審議会を開いたときに、これは公開するかしないかというときも、皆さんの方で、いや実は法律はこうなつておりました、先生方が秘密とおっしゃるならばこれは秘密にできるものでありますと誘導するのでしょうか。こういうやり方がいかぬと言つておられるのです。すべからずこのやうなものは、何もこれに限りませんよ、国がやりなされる、公がやりなされる、このやうなことはすべて公開して、ガラス張りの中で議論され、意見が発表される方がよろしい、それが民主主義だ、私はこう思うのですが、いかがなものでしょう。

【委員長退席、戸沢委員長代理着席】

○目黒政府委員 今のお答えになるかどうかちょっとわかりませんが、環境保健部会が終了いたしました後で、一つの部会長の先生からいろいろお話があつたわけでございますが、そのときこの部会長の方のお話の中に、これは中間的なものでございまして失念いたしましたものが、審議会の途中で部会の公開の話がやはり出た

ことがあるのでございます。そのときにこの部会長の先生がおつしやつておりましたことは、やはり審議会の審議の過程というものは賛成もある、あるいは反対もある、いろいろな異なった意見もある、そういうものが、当初はこうであつたけれども次第次第に固まつていってそして一つの結論へと導かれるものであります、それが総意として固まるのだ、こういうふうな御意見を申しておられたわけでございます。その意見を、どの先生がどういふことではなくて、部会全体の総意、結果というものとしまして発表したいのじゃないかというやうなことを申されたという事実が一つあるのでございます。

それからもう一つは、会長が最後にこの答申をいたしますときにやはり会長の談話というのをを出しておられました、全文は時間の関係で省略をいたしますけれども、その中に賛否のいろいろな意見があつたけれども、その中にも付して、いろいろな意見があつたけれどもというところで談話を出している。こういうやうな事実もあるわけでございます。先生御指摘のことの一つの御意見でございますけれども、私どもの方といたしましては、先ほど来申し上げておりますやうな、あるいはまた審議会の先生方はそういうやうなお考えを持つて非公開というところで御審議をされておられるというふうな受けとめておるのでございます。

○滝沢委員 その中公審の委員を委嘱するに至ります選挙等の作業の過程はどういうふうになつておるのですか。

○目黒政府委員 中公審の委員の選定につきましては、例えば部会でございますと、当然部会長と相談をし、あるいは私どもの中で、任命権者は大臣でございますので大臣の御意見というところで、私ども環境庁全体として一つの判断を下すというやうな作業過程に相なるのでございます。

○滝沢委員 ちょっと省略し過ぎておられるのじゃないですか。いろいろなジャンルに分けておつしたところ、推薦を願うとか、あるいは何とか課長が原案の名簿を、五十人だつたら六十人ぐらい書

いてきて局長が何人か削るとか、何かそんな実際の作業はあるのじゃないですか。もう少し親切に教えて下さい。

○加藤(陸)政府委員 そういう意味での実態的な関係でございますれば、若干御説明申し上げておいた方がよろしいかと存じますが、これは各種審議会大體似ておりますけれども、大きく分けましますと厚生省等でございますれば医療協議会というようなタイプのものと、公益委員構成と言われるものとに分かれるかと思いますが、私どもの方の中公審は公益委員による審議会でございます。

そういう審議会の委員を選びます場合には、それぞれいわゆる利益代表という形では当然ないわけでございますが、いろいろな各界を代表する方方というふうな割り振り申しますか物の考え方によつていろいろ分かれても、お医者さんであるとか、いわゆる論議関係、マスコミ関係でありますとか、いろいろ分類いたしますか、考え方、分野はございます。そういう分野を代表する方をお選びするときはその関係の、例えば法曹界関係であれば法曹界のしかるべき事務局あるいは会長さんというふうな方々の御意見を承り、御推薦をいただいて選んでいくという過程は確かに先生お察しのとおりでございます。

○滝沢委員 この審議会だけではありませんけれども、とにかく選考、任命の方法から会議のあり方等をもつと公明正大にした方がいい。私はそうされるように切望してやみません。

さて、時間がありませんけれども、新法の九十八条によります基金、これはどういう内容で積み立ててどのように運用されていくものか、ひとつ大ざっぱに御説明してちょうだい。

○加藤(陸)政府委員 基金の考え方につきましてはもう省略させていただきます。条文でまいると九十八条の二でございます。それに、ちょっとこれは読み上げさせていただきます方がいいかと思います。協会は、第八十八条第四号及び第五

号に掲げる業務」俗に新事業と言つております「に必要な経費の財源をその運用によつて得たるための基金を設け、大気の汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者その他大気の汚染に關連のある事業活動を行う者から拠出される拠出金をもつてこれに充てる」したがいて、基金の充足といひますか拠出は「大気の汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者」、いわゆる排出する煙突、煙突グループと申しておりますが、そういう事業者の方、「その他大気の汚染に關連のある事業活動を行う者」から拠出されたお金で基金をつくりまして、その運用によつて、利息でございますね、それで事業をしていくという構成でございます。

○滝沢委員 その運用は、運用する委員会等があるわけですが、今おっしゃったようないろいろの立場の方の代表等が運営の委員等になつて運用していくんですか、それとも役所サイドだけで運用していくんですか、いかがですか。

○加藤(陸)政府委員 この基金の設けられる場所は、たゞいま法律の条文を読みました中で出ましたように協会でございます。これは特殊法人として設けられております協会、今回名称を補償予防協会という名前にする協会でございます。この協会の中に設けられる基金でございます。したがいて、直接の運用は協会が行うことになるわけでございますが、もちろんこれは特殊法人たる協会でございますので、環境庁の指導と申しますことは確かでございます。

その運用の仕方、それからどういう中身をどうやっていくかという具体的なその運用機構といひますか、それにつきましては、まだこれは法案御審議をいただきまして上で細目さらに詰める必要はないかと思ひますが、大まかに申し上げまして、運用の形態は環境庁の指導、指示のもとにいたしますかを要するが協会の責任者、つまり会長が方針を決めていく。ただし、現実にこの果実、基金から生み出されるものによつて事

業を行つていくのは主として多くは自治体になりますので、その辺との相談なんかで現実が動いていくことは確かでございますけれども、この辺の細目につきましてはさらに今後の検討ないし最終確定を待つてからでないと明確なことはちょっと申し上げかねますが、仕組みとしてはそういうふうなものでございます。

○滝沢委員 いや、実は私が申し上げておるのは、協会なんといつても、本当はこれは縫いぐるみを着た役所みたいなもので、これはすべてそうなんです。すべてそんなものだから、何とか協会、何とか事業団なんといふけれども、要するにそれは役所が中に入つていて、縫いぐるみを見て国民は何とか協会様と思つていふようなものだから申し上げていくわけでありまして、どうかひとつ、金を出してくださる方々はもちろんでありますし、またそれによつていろいろの影響を受ける患者の皆さんないしはその地域の方々の意見を反映して運用できるようなシステムを工夫してほしいものだといふふうに実は申し上げたかったわけでございます。

最後に、その事業の手始めでしようかどうか知りませんが、先ほど承りますと、気管支ぜんそく等に関する調査研究を行う、五年間で何人の方々を選んでこの調査をするのだ、こうおっしゃっているわけですが、これは何人ぐらいを検体というのでしょうか、その研究の対象にされるのでしょうか。

○目黒政府委員 先ほどの資料でございますけれども、あそこ書いてございます範囲内の地域とあるいは対象といふことでありますが、これをどの程度というところについては、対象地域等ももう少し明確にしませんとなかなかカウントしづらいのでございます。しかしながらこの数につきましては、やはりどちらかという大都市、要するに指定地域を有する大都市といふようなところ、指定地域を中心にならうかと思ひますので、そういうところから逆算をいたしますと、これはまだ私も詰めておりませんので明確な数字という

ことは申し上げかねるのでございますけれども、まあどちらかといひますと、今後もしそういう患者さんたちといふものが同じような比率で出てくるとしますれば、今まで毎年何千人かの新規の患者が出ていくわけでございますので、そのような感じのものが対象になる可能性はございます。しかしながら私も、何分にもどういふふうにとり具体的なことをまだ今の時点で何も詰めておりませんので、この辺のことについてはいましばらくお時間を賜りたい、このように思つておるところでございます。先生御指摘の点も含めまして今検討中というところでございます。

○滝沢委員 先ほど斎藤先生の質問の中にも出てきたように思ひますが、この患者さんの罹病の原因がいわゆる大気等の今日までの公害的範囲のものであるかないしはその他の原因によるものであるかのことはきわめがたいとはいひながら、今日の高度な医学の中でこれが明らかにされ得ないはずはなからう、ないしは相當的確なる測定ないし推定が得るだらう、私はこう思ふのです。さればこそこの新しい制度の中で研究をしよう。その研究される検体といふのですか患者さんといふのでしようかを選ばるには、今まで認定の方法とは同じ方法で選ぶ、こういうふうには書いてありますから、そうならばそれに倣に五百人なりといふような方が出てこられた、そしてそれらを調査していきました結果、これは明らかに今日までのいわゆる公害患者と同じような大気汚染等、私に言わせれば複合公害、皆さんの立場から言つて公害によるものだといふことになりましたならば、それを救済する道はやはりその個々の方を医療してあげる以外にはないのではないかと、私はこう思ふのです。それが明らかにわかつて、五百人の方を調べた、そのうちの二百五十人は他の原因、二百五十人は大気の汚染等いわゆる公害患者だといふことになった場合にも、一番最初に承つたように、その予防をきちんとして公園もつくるしといふようなことで説明がつくものじゃないか。

つまり私は、調査研究と言っただけけれども、本
当に今日までのいわゆる公害患者と同じような方
方については、今後も個々の救済を結局するほか
ないのではないかと思っているが、いかがなもの
ですか。そうした中で今後必要ならば、この法
の、五年間研究するところの法を再改定とい
うことが想定されるのじゃありませんか。長
官、いかがですか。

○目黒政府委員 ちよつと事務的に御説明申し上
げます。
ただいま先生の御指摘の研究でございますが、
これはいろいろな可能性というものは先生御指摘
のとおりあるわけでございます。しかしながら科
学の問題でございますので、また現在、小児ぜん
そく等時代のはやりの研究ということでいろいろ
な角度からあらゆる方がやっておられるわけで
ございますので、一つの科学的な知見ということ
で出た結果を見て対応することに相なるか、こ
のように思っております。今の段階で
は、その研究結果を事前に予測いたしまして、こ
う出たから御指摘のようなことをやるとかある
はやらないとか、そういうふうなことに付いて事
務的な段階として申し上げるということについて
は大変難しいのではなからうか。特に科学的な問
題でございますので、これを一つ一つ丁寧に積み
上げていき、そして一つの大きなデータとしてま
とめて、本当にそのような原因が大气汚染による
のか、あるいはダニとかカビとかアレルギーとか
によるのか、はつきり仮にわかるような時点とい
うものについては私も努力しなければいけない
でございますけれども、今からこういう結果が出た
ときにはこういふふうに考える、あるいはこうい
う結果が出たら御指摘のような制度を考えるとい
ったことについては、まだ現在の段階では私もそ
のようなことは用意はないのでございまして、お
答えになるかどうかはわかりませんが、事務的に
いましばらくお時間を賜りたい、こういうように

考えておるところでございます。
○稲村国務大臣 先ほども申し上げましたが、先
生の御示唆を踏まえてそのときの状況をよく研究
し、ケース・バイ・ケースで熱意を持って国民の
健康を守る、この基本的な観点から対処しなけれ
ばならないと思っております。
○滝沢委員 時間が参りましたが、しかし、仮に
先ほど申しましたように五百人のうちの何百人か
が今までの患者と同じ原因によってこの病気に
かかっていらっしゃるんだというはつきりしたデー
タが出ましたならば、これに対して見捨てること
はできないじゃないですか。そして、そうした研
究の結果が法の再改定等につく可能性がない
ならば、そんな研究なんかする必要はないじゃ
ないですか。いかがですか。

○目黒政府委員 特にこの資料にございますよう
に幹線道路における大気汚染の健康影響というこ
とに着目をしていただいております。ございまして、い
ずれにいたしましても、この患者さんの研究調査
のみならずNO_xに関する問題等もございします。
そういったしますと、先ほど来先生がおっしゃって
いるような自動車あるいは公道といったような問
題で、原因である、そういうものが仮にあったと
しても、それに対して個別の補償をするかどうか
ということについてはさらに広範な議論が私は要
るのではなからうか、このように考えているので
ございします。と申しますのは、自動車はだれもが
利用しているものでもございしますし、これから出
てくる結果を予測いたしまして云々するといふこ
とについては今の段階では、たとえとして申し上げ
たのでございしますけれども、そういうようなもの
もございまして、なかなか難しい、このように
考えているのでございします。
○滝沢委員 大臣もだめですか。役人としては将
来のことは言えないというものは、それはいいでし
ょう。しかし、大臣としては法の再改定の必要性
もあり得るであろうということが想像されるのじ
やないですか。いかがですか。

○稲村国務大臣 仮にそういうふうな同じという

ようなことが起きた段階で善意を持って再考しな
ければならない、合理性、公正、公平、こういう
基本を踏まえて対処しなければならぬと思いま
す。

○滝沢委員 委員長、御苦労さまでした。
○戸沢委員 長代理、岩佐恵美君。
○岩佐委員 私は、たびたび当委員会におきまし
て患者さんの大変苦しんでおられる実態につい
て述べてまいりました。自分が何も悪いことをしな
いののに、なぜこんななげんそくだとかあるいは慢
性気管支炎だとかで苦しまなければいけないの
か。家庭が破壊をされたり、子供たちが元気に学
校へ通えないとかあるいはプールにも入れない
とか、他の子供たちと差別をされる、落ちこぼれ
る。そして夜になれば本当に苦しくて眠れない、
あるいはいつ発作が起きて死ぬかわからない、そ
ういふ恐怖にさいなまれる。こういう思いという
のは本当に筆舌に尽くしがたいし、私たちが幾ら
紹介しても紹介し切れない、そういう苦しみであ
ると思ひます。

私は最近ある婦人と出会ったわけでありませ
れども、五十四歳の方であります。患者会の皆さ
んと来られていらつしやるのですが、事務局の方
で、患者さんではないと最初思っておりました。
ところが、話を伺ってみると、その方自身が二級
の患者さんであるというのでびっくりいたしました。
非常に元氣に見えるのです。私などよくにせ
患者だとと言われるのですよと苦笑をされておら
れましたけれども、この方は、実は尼崎の国道四
十三号線から北七十里メートルのところに住んで
おられます。平面ではなくて、四十三号線を通っ
ている、その上に直進の陸橋があり、その上にま
た阪神高速がある、三重層の大変な地域に住んで
おられるわけでありまして。夜中になるとたんがと
れなくて、息がとまるのじゃないかというよう
な思いをするのです。私は起きてるときは元氣に
見えるのだけれども、大抵寝込んでいるところは
人が見たことがないから、私の苦しみというのは
なかなかわかってもらえないのですと云っておら

れました。この方はかつては四人世帯であったそ
うであります。この方のお父さんは四十六年に肺
気腫で亡くなられていたということでありませ
一時期、息子さんとこの方とお父さんと三人が患
者さんだった。一人が発作を起こしますと連続的
に皆さん発作が起こる。疲れて帰ってこられた御
主人が三人の面倒を見るので本当にくたくたにな
る。家庭が崩壊する寸前だった。あのころのこと
を思い出すと、今はどんなに苦しくてもまだあの
ころよりはましだということに精いっぱい生きて
おられるということを伺うわけです。
最近、子供さんのぜんそくもふえている、ある
いは慢性気管支炎等がふえています。よく話にな
るので、子供は注射が嫌いであります。ところ
ろが、発作が起ると自分で小さな腕を出して、
注射をしてくださいと子供から言うというよう
な事態もあるわけです。こういうふうな公害によ
って苦しめられている患者さんというのはひたすら
病と闘っておられますけれども、幾らお金をもら
ったって、幾ら注射を打っても治らなかつた、本
当に自分のものと健康な体を取り戻してはしい、こ
れが私たちの最高の願いなんだということに悲
痛な叫びを上げておられるわけでありませ。ところ
ろが、現実には公害の認定患者は毎年ふえている実
態であります。最近五年間の新規認定患者のふえ
ぐあい、これは大変な勢いであると思ひますけれ
ども、念のために五十六年から六十年までの数
字を挙げていただきたいと思います。

○目黒政府委員 年度別に五十六年から申し上げ
ますと、新規の認定患者の数、これが五十六年度
に八千九百九十六名、五十七年度に九千八百一
五十八年度に八千八百三十七、五十九年度に九千
三百五十六、六十年に八千八百九十八、六十一
年度はまだ概算でございますけれども九千二百十
一、こういうことでございします。

○岩佐委員 大臣、このように毎年毎年九千人も
の新しい公害患者が発生をしているわけですね。
ところが今度の法律というものはこういう患者さん

を全くばつさり切り捨ててしまふわけです。私はどうしてもこのことについて納得がいかないのです。大臣の、患者さんの気持ちに立った、実態に立った、そういうお考えを伺いたいと思います。

○稲村国務大臣 ぜんそくでお苦しみの患者の皆様にはまさに御同情申し上げます。今回の改正において、既に認定を受けておられる患者の皆様には従前どおり補償給付の支給を行いその保護に欠けることのないよう配慮してまいり所存でございます。また、健康被害を生じさせないことが環境行政を進める上で最も大切なことでございますから、今後は健康被害予防事業の実施等総合的な環境保健の施策を推進し、大気汚染による健康被害の予防に万全を期していく、こういう決意でございます。

○岩佐委員 今の予防事業等についてはまた後で議論をいたしますけれども、こういうことで患者さんが救われるというふうに私は全く思っています。また環境がこれからよくなるという具体的な対策についても非常におおむねいいというふうに思っています。九千人もの新しい公害認定患者がふえてくるのになぜその地域指定を解除するのか、この点について具体的に何か数字上の主張がいろいろ繰り返されているわけですから、全国的なその調査の概要について説明をいただきたいと思ひます。

○目黒政府委員 患者がふえ続けているという今先生御指摘の点でございますけれども、ぜんそく等の指定疾病といふものは大気汚染以外の原因でも出てくるということでございます。現在の大気汚染がぜんそく等の主原因とは考えられないという先生御承知の例の中公審の御意見というものがあつたわけでございます。公害健康被害補償制度におきましては、大気汚染以外の原因によつても生じます。ぜんそく等の患者をすべて大気汚染によるものとみなして補償を行つてきたわけでございます。したがつて、この認定患者の増加の原因が即大気汚染のみの影響であるというふう

に結論づけることはできないというふうに私も考えているのでございます。

なお、御指摘の気管支ぜんそくの患者はこの十年間全国的に増加の傾向にあるわけでございます。この原因につきましては、全国的に、指定地域を含めまして全部、指定地域外もあるわけでございますが、国民の健康意識とか医療水準の向上とかアレルギー素因者の増加、あるいは都市の生活様式が拡大したことによる食生活とか住居環境が変つてきたことなどいろいろなこと、あるいは高齢化とかといったようなことが考えられておるわけでございますが、いずれにいたしましても、認定患者の増加率が大体年率五から七%でございます。これでも全国ベースのぜんそく患者の年率六から七%とはほぼ同じでございます。その原因も同じようなものではないか、このように私も考えているのでございます。

○岩佐委員 最近十年間の全国の気管支ぜんそくの患者数の推移ですけれども、このもと資料、これは一体どういう資料なのか、御説明をいただきたいと思ひます。

○目黒政府委員 これは厚生省の患者調査からとつてきているのでございます。

○岩佐委員 この調査について専門委員会では検討しているのでしょうか。

○目黒政府委員 この専門委員会報告では、これまで出ましたいろいろなぜんそく患者の原因とかそれにかかわります文献等々も皆さんいろいろ調べておられますので、公開されている厚生省の情報でございますので当然そういうものも一つの資料になつていて私も考えておるのでござい

ます。しかしながら中公審の方では、専門委員会だけでなく中公審におきましてもこの資料については同じように議論をして、これまで申し上げたような結論に到達したというふうに考えているのでございます。

○岩佐委員 どうもちょっとはつきりしないのですけれども、専門委員会が検討したのかどうかというところをまず伺つています。中公審では検討し

たのですか。

○目黒政府委員 私のとらえておりますところは、専門委員会報告の中でもこの患者の数のことについては当然議論されたというふうに理解しております。それから、専門委員会以外に中公審におきましても議論されている、このように私も受け取つております。

○岩佐委員 この最近十年間の気管支ぜんそくの患者数の推移という資料、これが本日に専門委員会でも議論されているのですか。大体専門委員会の報告の中にこういう資料の評価、分析というのは出てこないわけですね。そのところをはつきりさせてください。

○目黒政府委員 御承知のように、専門委員会報告をつくる過程では、小児のぜんそくといったものについてはその原因とか臨床的な方向とかいろいろを含めて議論されているわけでございます。したがつて、私もそれはそういう傾向というもののについても先生方は当然御承知の上で議論されているというふうに考えているのでござい

ます。ただ、それが疫学的な結論とか動物実験によります結論といったものと直接結びつくかどうかというところになります。今の報告書の中には記載はないのでござい

ます。○岩佐委員 これは非常に重要な問題なんです。つまり、最近十年間の気管支ぜんそくの患者数がふえていると先ほど目黒部長はとうとうと言われまして、患者さんのふえと同じなんだ、そういう患者さんがふえているのは別に大気汚染によるものでないという否定するための資料となつて、この最近の十年間の患者数の推移というものが非常に重要な役割を果たしているわけですね。この数字について専門家の皆さんは、この資料は、厚生省の資料です。でも、もとと有症率を調べるための調査じゃないのではないかな、だから有症率を示すものじゃないんだ、間違つた引用だ、あるいは統計派が見るとおかしいと言つて

いるのです。当然専門委員会が本日にこれを議論していただ

んだから他の原因に違ひないというところで、患者

のですね。要するにそういう専門家が見るにたえないとかおかしいと思ふような資料引用というのを、医学的な知見に責任を負う専門委員会が放置をするわけがないのです。私は、これは出ていないというふうに思ふのです。それは目黒さんは出ておられると言ふのですか。

○目黒政府委員 私も、四十二回にわたる小委員会の中で全部にわたつて出席したわけではございません。私も今のこのデータとか考え方というものについては、当然一つの方向を出すためには、今先生が御指摘になりました疫学的な手法を使つた有症率、あるいはそういう患者の比率といったものをとらえたいというところで先生方は御意見を交わしているわけでございます。ところがこの有症率というものはなかなかない。そういうことで受療率ということになります。これは当然国民健康保険の調査とか、あるいはここにござ

いますような、今申し上げましたような厚生省の調査というものを含めまして、当然そういうふうなものは御信用され、あるいは先生方の頭の中に当然あつた、こういうふうに私も理解しているわけでございます。

といひますのは、この小児ぜんそくの問題が全国的に……

○岩佐委員 いいです、時間がありませんから。ちょっと争点をそろさないでもらいたいのですね。ここは非常に重要な論点なんです。わかつておられてそれとすといふのは非常に心外なんです。

要するに、専門委員会がこの数字をちゃんとこれはどうだという分析、評価をする、した上でそれを皆さんがいろいろ使われているというのだらう。またそれはそれで専門委員会の問題だと思ふのですけれども、しかし、専門委員会がこの重要な調査について分析もしていないし評価もしていない。ところが、皆さんの方で勝手に全国的な有症率が上がつてくるのだ、だから、患者の有症率が上がつてくるのもこれは同じようなものなんだから他の原因に違ひないというところで、患者

さんを切り捨てる資料なんです。だから先ほどから私も理事会で主張してまされども、それはどう言うのだったら専門委員会の会議録をちゃんと公開したらどうですか。私はこのところは納得できないですね。専門委員会が議論されたというふうなことはあり得ないと思っております。それはなぜかと言うと、専門家の方々が、有症率を示すために厚生省調査を使うなどというのは考えられないと言っているわけですから、ここはおかしいと思うのです。私は、その資料、専門委員会の会議録の公開を要求します。納得できません。

○目黒政府委員 私には別にそれらという意味で申し上げたのではなくて、一つは、専門委員会報告の中では当然議論されたであろう。それからもう一つ、中公審の小委員会を含めて部会の中では、そういう調査報告を含めてそのような議論がはっきりとあったことは承知しております。それでよろしゅうございますか。

それで、今の有症率の問題で……

○岩佐委員 聞いたことに答えてください。

それで問題は、専門委員会では検討されたであろう。そして部会ではそれははっきり検討されている、つまりここに一番大きな問題があるわけですね。医学的知見に責任を負っている専門委員会でこういう資料がきちんと議論されているかどうかという点について、だろうでは困るのです。ね。そうじゃないんだと思うのです。それで、その後の部会だとか作業小委員会だとか、つまり医者がいない、法律家とか行政官とか、そういうところでこういう資料を勝手に使ってきて、それを環境委員会などのこういう議論の中で、あたかも既に医学的知見でオーソライズされたかのように資料が使われるというところに大きな問題があるわけ、私は、この点については資料がはっきりと専門委員会にかかったかどうかということとを要求して、次回の委員会にきちんと出してもらいたいというふうに思います。

次に行きます。

指定地域外で患者がふえている。それが皆さんの、患者が指定地域の中でふえているのは他の原因によるのだというふうな逃げ道になっているわけでありまされども、指定地域外で患者がふえたとしても、それが大気汚染のせいではないというところは一つも言えないわけですね。そうでしょう。自動車の排ガスによる汚染が指定地域外の道路沿いに広がっている結果だということが十分考えられるわけですね。

例えば八王子市とか日野市とかは指定地域ではありません。これは私の地元であります。調べてみて驚いたのです。東京都の条例によりまして十八歳未満の人たちが認定患者として指定をされますが、八王子には千六百八人いるのです。日野でも五百人います。患者の人口比で、細かい調査は時間の関係で省略いたしますけれども、二十三区の指定地域と余り変わらない、そういう結果が出ています。八王子とか日野というのは、中央高速とか国道二十号線、十六号線、幹線道路が多くて大型トラックの交通量が多いところなんです。だからこそ患者がふえているというふうに言えるわけですね。指定地域外の患者の伸び、これは指定地域の拡大の理由にはなるけれども解除の根拠にはならないと思うのですけれども、この点明確な答弁をいただきたいと思えます。

○目黒政府委員 私どもがこのような判断に至った一つの根拠に中公審があるわけでございます。まして、先ほど来先生おっしゃっていらっしゃいますけれども、中公審の中でもそのような意見は出て御議論はいただいたということを繰り返して申し上げます。

それからもう一つ、現在の大気汚染の状況の中ではぜんそく等の主たる原因とはなり得ない、これは専門委員会の方の報告の一つの結論でございます。この結論に到達いたします前に、当然小児ぜんそくの専門家である委員の方々はその状況等を知っておられるわけです。したがって私ども、中公審のそのような御意見あるいは御審議の状況を踏まえて、先生がおっしゃるような方

向の考え方はいたさないということでござい

○岩佐委員 二酸化窒素の環境基準の達成について先ほどから話になっております。昭和六十年年度の東京二十三区、川崎、横浜、大阪、この市内の結果について、先ほどから出ておりますので繰り返しませんけれども、東京の場合には二三％しか達成していない、つまり七割以上が未達成である。川崎も横浜も同じで、大阪の場合には六十年度はゼロである。全体として一九％しかこれらの地域で基準を達成していない。ですから、八十一％、八割以上が未達成であるというふうに言えると思います。六十一年度について川崎、横浜それぞれどういふ結果になっているか、お示しをいただきたいと思えます。

○長谷川(憲)政府委員 お答えいたします。

ただいま先生がお話しされました東京二十三区等の問題につきましては、自排局のデータというぐあいを受けております。

お尋ねの川崎市及び横浜市につきましては、今年七月九日に公表した結果によりますと、十六自排局があるわけでございますが、六十一年度でそのうち基準に達している局は一局、前年に比して二酸化窒素の環境基準の適合状況はやや悪くなっておりますという状況でございます。これは、関係自治体におきましてその原因等についていろいろ検討をいたしておるわけでございます。冬季の気象条件が悪かったことが大きな原因ではなからうかというふうなことで判断いたしておるところでございます。今後とも私もその原因について究明を続けてまいりたいというぐあいに思っております。

○岩佐委員 横浜は。

○長谷川(憲)政府委員 失礼いたしました。

ただいま申し上げたのは、川崎と横浜合わせて自排局では十六局のうち一局が達成ということでございます。

○岩佐委員 川崎が九、横浜が八ですね。

これらを見ると、結局改善どころかますますひどくなっている。東京も、まだ資料が出ていませんけれども、もっと悪くなるだろうということが言われています。今の大気汚染の状況は、五十三年の緩和規制値をき守られていないということだと思えます。五十三年に規制値を緩めたときに、七年以内に達成するとういうふうなことを言っていたわけですが、もう今年七年度どころか十年にならなわけです。一体どうされるおつもりですか。

○長谷川(憲)政府委員 NO。にかかわります環境基準の未達成の原因あるいは今後の予測ということにつきましては、六十年十二月に公表いたしました「大都市地域における窒素酸化物対策の中期展望」というところでお示ししたところでございます。この中におきまして、この環境基準が未達成であった理由等について御説明申し上げます。今後の見通し等についても、六十三年度東京都を例にとりまして予測いたしましたところかなり厳しい状況にあるというところで御報告申し上げます。そういうことで、現時点におきまして環境基準の達成がなかなか厳しい状況にあるわけでございますが、私どもといたしましては、自動車それぞれのいわゆる単体の規制といえますものを逐次強化をいたしておるところでございます。本年の一月にも新たな規制強化を行っているところでございます。

それ以外に、先ほど来いろいろ御議論が出ております物流、交通流につきましても、京浜、阪神地区におきまして、関係自治体あるいは関係省庁を加えました検討会において今後のそういう物流、交通流対策の計画についての検討を進めておる、あるいはいろいろ御議論をいたしますけれども、道路構造等の改善についての検討もやっております。そういうことで、多角的にいろいろな形で現在進めているところでございまして、関係省庁あるいは関係自治体ともに今後とも十分連携をとりながら環境基準達成のために努力してまいりたいというぐあいに思っているところでございます。

○岩佐委員 いろいろな対策を講じられているというふうにも言われても少しもよくならないし、間尺に合わないんじゃないかというふうに思うので、すね。例えば東京の場合、二酸化窒素の七割から八割が移動発生源、つまり自動車排ガスによるというふうにされています。道路がつくられて車がふえれば汚染が広がって深刻化します。これは当たり前です。今東京は四全総、首都改造計画等によって東京湾横断道とか首都圏中央連絡道とか外環道路、道路計画がメジロ押しなんです。みんな道路ができて汚染がひどくなったらどこか逃げたいと思ったって逃げ場がないというふうな状況に今追い込められている。こういう状態を一体どうするのかということがあると思うのです。

例えばディーゼル車、東京では全走行車両に占める割合が一九％あります。それがNO_x排出量では五二％を占めるのです。ディーゼル車はガソリン車に比べて乗用車で五倍のNO_x排出量です。直噴式の五・五トントラックは十九倍にもなるわけです。ところが、昭和五十二年から五十九年にかけて全トラックに占めるディーゼルトラックの比率というのは二四・二％から四五・四％と倍増しています。大型普通トラックの九六・一％がディーゼル車です。これは昭和五十九年の調査です。根本的な適切な対応がなければ被害は拡大をします。一方被害の拡大を野放しにして、他方新規車を全く認めない、切っしてしまふ、そういうやり方というのは私は人間のやることじゃないと思うのです。本当に非人間的なやり方です。ですからこんな公健法の改悪、こういう法律は直ちに撤回すべきだというふうに再度要求をしたと思います。そして汚染をなくす課題にもっと真剣に取り組むべきであるというふうにも思うのですが、これは大臣の答弁をいただきたいと思っています。抜本的、総合的な対策が必要だと思ふのです。

○稲村国務大臣 二酸化窒素、NO_xによる大気汚染に対しては自動車からの排出ガスの規制の強化、自動車交通の抑制、分散、交通対策の実施、工場、事業場からの排出対策の強化を三本の柱として対策を進めることが必要である、こう考え、これまでこうした考え方に立ってディーゼルトラック等の排出ガスの規制の大幅強化を実施するとともに、京浜地区等を対象とする交通の抑制、分散のための具体的な計画づくりなど諸対策を進めてきております。今後はこうした諸対策を一層着実に進めていくとともに、直噴式のディーゼルトラックに重点を置いた規制の強化、立体交差化などの道路構造の改善、従来より一歩進んだ対策について検討を急がせます。結論を得たものから逐次その着手を図り、環境基準の一刻も早い達成に取り組んでいく決意でございます。さらに、御審議にいただいている本法案が成立した後は、新たに設けられることになっている基金も活用してNO_x対策の一層の強化を図ってまいりたいと思ふいます。

○岩佐委員 私は今の答弁を伺っていても、やりませんやりますと言っているから既に七年、十年もたつてこんな状態ですから、それこそ相当大変な決意をしなければこの問題には取り組めないと思ふいます。一方公害はなくなりましただということを言つて、そして一方では強めました、これは本当に自己矛盾だと思ふのです。私はそういう点、今のような姿勢ではこれはどうしようもない、抜本的にきちんとしていくべきだということ、結局公健法の改悪というのは、これから道路公害等をなくしていくということについて非常に悪い作用をするということを描いておきたいと思ふいます。

次に、環境庁が実施をしたATS方式の質問票による二つの調査についてであります。これは専門委員会でも分析をしております。成人の慢性気管支炎の基本症状である持続性せき、たんについて、環境保健部の調査では男女とも、大気保全局の調査では女性について大気汚染物質との間に相関があると認めています。児童のぜんそくの症状については、男と女で若干の違いがあるが、これ

も大気汚染との関連性が認められる、報告二百四十九ページから二百五十三ページにそう書かれています。成人の慢性気管支炎については「現状の大気汚染が持続性せき、たんの有症率に何らかの影響を及ぼしている」と示唆される。児童の気管支ぜんそくについても、現状の大気汚染が何らかの影響を及ぼしている可能性は否定できない、つまり影響がある、こう指摘をしております。これは先ほどから当委員会でも取り上げられてきています。このことです。環境庁が行った不十分な、これは後から議論をさせていただきたいと思いますが、不十分な調査からでさえ大気汚染が病気の原因である、そういうふうな専門委員会は結論づけています。それを一挙に指定地域を解除するのはおかしいというふうに思いますが、この点いかがですか。

○目黒政府委員 御指摘のように環境庁の行いました二つの調査、ATSの調査については一部の項目について関連がある、一定の傾向があるというところは事実でございます。しかしながら、大気汚染以外の因子の影響を受けるぜんそく等につきましてこうした統計的な関連があるということについては認めているわけでございますが、直ちに因果関係あり、このように判断することは困難であり、中公審におきましてこれをもちまして因果関係あり、このような判断には至らなかったというところで、再々先ほどから繰り返しておりますような主たる原因ではない云々というふうな結論に到達したのでございします。

○岩佐委員 他に原因があるということはこの法律ができたときからわかっていたことなんです。何も最近わかつたことじゃないのです。

ここに昭和四十七年の公健制度を検討した中公害の損害賠償負担制度専門委員会の医療分科会の報告がございします。この中で、公害と健康被害の基本的考え方として、「公害問題の法的処理にあたっては、加害者に法律上の責任を追求できるような要素が働いている限りにおいては、科学的な寄与度を定量的に明確に分離しなくても法的因

果関係があると判断することができると言っているわけですね。その上で、「大気汚染以外の喫煙・素因等の多数の因子があり、大気汚染のない地域でも患者が存在するが、指定地域内の患者群は、指定地域内の大気汚染に曝露されることにより、病状が増悪したり、治りにくくなったり、併存症をおこしたり、死亡したりする危険性が高く、必ず影響をうけているとみてよい。」とはっきり言っているわけですね。つまり、他に原因があつたとしても、大気汚染が影響を与えている、これが確かならば補償する、これがもとの考え方なんです。他に原因がある、だから解除する、これはおかしいじゃないですか。

○目黒政府委員 この点につきましては、先ほど来再々当委員会におきましてもお答え申し上げておるところでございますので簡便にお答え申し上げますが、先生が今御指摘になりました制度発足当初は、一定の地域内でも大気汚染が原因でなくとも大気汚染の原因とみなす、これはそのとおりでございます。その根拠になるものといいたしまして、その当時使っておりました疫学的手法等から見まして、この当時の激甚な環境条件の中ではそのような因果関係というものを示唆できるようなものがあった。合理的にも法的にも、法的因果関係という見地から見ても、その点については合理性がありと判断されるような状況であった。しかしながら現在の状況では、これはもうはしりませんが、現在の大気汚染の状況では主たる原因ではない、今の状況ではそれははっきり言えない、こういうふうなものについてははっきり言えない、こういう合理性がなくなつてくる、こういう趣旨の結論があるわけでございます。

これは読み上げると長くなりますので、趣旨だけ申し上げます。要するに、一番の問題は先生が御指摘になりました点でございまして、大気汚染が非常に激甚な時代にはその合理性があつた、しかしながら非常に低濃度の現状のような大気汚染の場合にはその因果関係が非常に難しい、確かにいろいろな関連というものは示唆されるけれど

も、はっきり因果関係とは言えないという趣旨のことが出て、そこが違ってきたというふうに御理解賜ればと思います。

○岩佐委員 それは昭和三十年代、四十年代のうちに顕著には影響があらわれていない、これはずっと一貫して主張されておられるところですね。三十年代、四十年代、これはどういう調査なんですか。

○目黒政府委員 この点につきましても、当時専門委員会に入っておられます先生方は、制度発足当初あるいは三十年代、四十年代に参加された方々でございまして、当然その当時は幾つもの資料があったわけでもございまして、また、その当時激甚なる状況のもとで、この公害にかかわる研究者はすべて常識としてそのような資料、学会発表あるいは科学的な知見ということについては承知しておられたわけでもございまして、このような知見がある、ないということについては先ほど御議論いただいたのでございまして、私どもも答え申し上げましたように、報告書には記載はされていなくても、そのようなものについては各先生方が当然常識として持っていた情報の中でこのような結論に達した、このように私も理解しておるのでございまして。

○岩佐委員 常識として頭の中にあるのかあるいはどこにあるのか知りませんが、そういうものを使用的に判断したということが繰り返されるわけですから、どういふ調査か、これもはっきりさせてもらいたいのです。ちゃんと特定して出してもらいたいと思います。

それで、三十年代の調査というか、その当時はいろいろあると思うのです。これは確かにあるでしょう。四日市や大阪などの大気汚染の非常に激しかったときでありまして、三十年代は事故による災害のような汚染状況だったと思います。しかし、公健法がつくられた四十年代末は、慢性的な汚染による被害もその救済の対象としてこの制度がつくられているわけですね。三十年代の四日市などのような汚染と比べてそれほどひどくない

という四十年代の資料、四十年代後半はそういう状況であると思えますけれども、三十年代、四十年代というのをこっちゃんにして、激甚だ、激甚だと全部ひくるめてそう言うのですが、そこら辺は二つに分けて考えられるのだと思えますけれども、どうですか。

○目黒政府委員 そのとおりでございます。三十年代、四十年代の激甚な時代と、この法制定、四十九年でございすけれども、もちろんその何年かの差はございすけれども、当然二つ、先ほどお答え申し上げましたように特にSO₂を中心に濃度が急激に下がってきておりますので、先生御指摘のとおりその差はございすけれども、それにいたしましても現在よりも甚だしいということは事実でございす。

○岩佐委員 それでは、四十年代に行われたそういう調査と現在の調査との比較、これは同じ方法でやられた、そういう比較なんですか。

○目黒政府委員 先ほどもお答え申し上げましたように、先生御承知のように当時の調査の方法がだんだん変わってきておることは事実でございす。これは例えばBMRとATSというふうに申し上げておられますが、変わってきたことも事実でございす。また臨時的な対応も変わってきておるのも事実でございす。また動物実験とかいろいろな形の科学的な知見も集まってきたことは事実でございす。いずれにいたしましても、当時の四十年代のものと現在のものとを比較しながら専門委員会はこのよう結論に到達したというふうに私も理解しておるのでございす。

○岩佐委員 大体四十年代に行われた調査と今回の環境庁の二つの調査のやり方は違うわけですね。先ほどからこの二つの調査についてもいろいろと議論がありました。一つは、地域の選び方の方の問題です。北の寒いところから南の暖かいところまで、気候の違うところから暖かくなっていく。もう一つは、対象者の年齢、小学生とその父母を対象にしている。ですから、小学校入学前の幼児、また大気汚染の影響を受けやすい高齢者、

そして患者の多いところ、そういうところが除外されているわけですね。これでは四十年代後半の資料、いろいろ比較をしたといつても傾向がはっきり出てくるわけがないわけですね。一体今回のような調査が四十年代の末にあったのですか。あるいは四十年代末の調査方法で現在の資料があるのですか。

○目黒政府委員 この指定時と比較して有症率その他を含めてどうかという御指摘でございす。疫学調査というものは先生御承知のように二つの傾向の比較でございす。したがって、同じようなものではなくても、BMRという一つの手段、あるいは今持っておりますようなATSという一つの手段、いずれにいたしましてもこの方法をもってして一定の傾向は出るのではなからうか、このように思っております。

それからちよつと言だけ。疫学調査の違いというものはのみならず総合的な見地から結論を出した、このように御理解を賜りたいと私も思っております。

○岩佐委員 その一番問題なんですね。要するに、大物体差しの違う、私どもから言えはば不十分な調査をあれこれ縫ぎををする、そして総合的に判断して指定解除する、これでは全く筋が通らないです。要するに解除の結論に持っていくためのいろいろな資料を駆使する。今回の環境庁の二つの調査は、全国四十一の指定地域のうち十六地域しか対象に入っていないのです。地域指定したときには、地域指定をしている地域のみならず多くの地域指定を含んだ皆さんのそういう調査をしているわけですね。今回外すときには十六しか対象にしない、こういうやり方というのはどう考えたって本当におかしい、納得いかないというのが当たり前じゃないですか。

○目黒政府委員 まず最初に二つの調査についてございす。もう多くを申しませんが、少なくともこれは七万人あるいは十二万人といったような非常に巨大な数をやっておりますのでございまして、世界の疫学

調査の中でも非常に有数の調査の一つであることは間違いない事実でございす。御指摘のような抽出の方法、地域の取り出し方等についてはいろいろ御意見があることは承知しておりますが、この膨大なサンプルから出てくる調査結果というもののについては、専門委員会を含めまして私も非常に大きな信頼を寄せているところでございす。

それからもう一つは、十六地域しか調査しないで云々というお話でございす。先ほど申し上げましたように総合的に判断したのでございすけれども、少なくともこの大気汚染の濃度の低いところから高いところまでを含めて、すべてを含めた上で専門委員会は判断をいたしているものでございまして、私どもはこのよう考え方が妥当であらうというふうに考えているところでございす。

○岩佐委員 かつての調査を、それはもう世界的にも非常にすぐれた調査だ、そういうふうに自慢されるのはいと思うのですが、現在のそれと比較する調査というのは本当にお粗末なものであります。それに加えて、東京都の複合大気汚染にかかわる健康影響調査、これについていろいろ今までも当委員会が議論がございす。環境庁はこの調査についていろいろとけちをつけるわけですね。この調査そのものについて「東京都公害衛生対策専門委員会の評価」がございす。この評価は、「本調査が採用した調査手法は有用であり、国際的にも優れた調査であった」と言える。東京都はこういうふうな評価をしている立派な調査結果なんです。その中で自動車排出ガスによる影響が示唆をされているというところを述べているわけですね。先ほどから何か「大気汚染と健康影響」との因果関係については、未解明な分野が残されているので、なお調査し検討を加える必要がある。これがあつたので、この調査そのものが何かくれだめなような説明が何度となく繰り返されてきているわけですね。しかし国際的に評価をされる、そういう

う手法をもってこの調査を行われ、他の生活環境因子の影響を受けるとしても、窒素酸化物を中心とする複合大気汚染と健康影響との関連を示唆するものであると思われる。」というふうにはっきり結論づけているわけですね。

きょうはもうこれで時間が参りましたので、大分遅くなっておりますのでこれでやめたいと思いますけれども、委員長、私いろいろと調べてみますと、調査資料一つとってみても納得がいけないあるいは資料が出てこないというふうなことで、この問題についてはもっとも十分審議を深めていかなければいけないということを痛感しますし、その点で、私はこういう不十分の中で軽々に結論を出すべきでないということを最後にこの質問では主張して、終わりたいというふうに思います。

○林委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案審査のため、来る八月二十二日、参考人の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、参考人の人選、手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時二十五分散会

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

公害健康被害補償法の一部を改正する法律
公害健康被害補償法（昭和四十八年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

公害健康被害の補償等に関する法律

目次中「公害健康被害補償協会」を「公害健康被害補償予防協会」に改める。

第一条中「を行なう」とともに、を「並びに」に、「事業を行なう」を「事業及び大気の大気汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業を行なう」に、「係る被害者」を「係る被害者等」に改め、「保護の下に」及び「健康の確保」を加える。
第十三条第二項中「公害健康被害補償協会」を「公害健康被害補償予防協会」に改める。
第五十二条第一項中「行なう」を「行い」に改め、「処理に要する費用」の下に「（以下）補償給付支給費用等」という。）を加え、「のうち第一種地域に係る指定疾病に影響を与える大気の大気汚染の原因である政令で定める物質を排出するもの」を削り、「で、最大排出ガス量が政令で定める地域の区分に応じた政令で定める量以上であるものを、各年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この章において同じ。）の初日において設置している事業者」を「を」設置し、又は設置していた事業者で、次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一種地域に係る指定疾病に影響を与える大気の大気汚染の原因である政令で定める物質を排出するばい煙発生施設が設置され、かつ、最大排出ガス量が政令で定める地域の区分に応じた政令で定める量以上である工場又は事業場を、各年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この章において同じ。）の初日において設置している事業者を、次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

二 第一種地域の指定がすべて解除された場合にあつては、その解除があつた日（以下「基準日」という。）の初日の属する年度（以下「基準年度」という。）の初日において前号の政令で定められていた物質（以下「対象物質」という。）を排出するばい煙発生施設が設置され、かつ、最大排出ガス量が政令で定める地域の区分に応じた政令で定める量以上である工場又は事業場を、各年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この章において同じ。）の初日において設置している事業者を、次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

う。）を排出するばい煙発生施設が設置され、かつ、最大排出ガス量が基準年度の初日において同号の政令で定められていた地域の区分に於いて同号の政令で定められていた量以上であつた工場又は事業場を基準年度の初日において設置していた事業者。ただし、基準日以後も基準日前にされた第四条第一項の認定に係る被認定者及び認定死亡者（以下「被認定者」という。）に関する補償給付支給費用等が生ずる場合に限る。

第五十二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第一種地域の指定がすべて解除された場合において、基準日とその属する年度の初日の翌日以後の日であるときは、前項第二号に掲げるばい煙発生施設等設置者に対する同項の規定の適用については、同項中「毎年度」とあるのは、「基準日の属する年度の翌年度から毎年度」とする。

第五十三条第一項を次のように改める。

各ばい煙発生施設等設置者から徴収する汚染負荷量賦課金の額は、次の各号に掲げるばい煙発生施設等設置者の種別に従い、当該各号に定める額とする。

一 前条第一項第一号のばい煙発生施設等設置者 当該ばい煙発生施設等設置者が排出する同号の政令で定める各物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に前年度の初日の属する年における年間排出量を乗じて得た額の合計額

二 前条第一項第二号のばい煙発生施設等設置者 次のイ及びロに掲げる額を合算した額
イ 対象物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に基準日前の被認定者の指定疾病に影響を与えた大気の大気汚染の状況その他の事情を勘案して政令で定める年から基準年度の前年度の初日の属する年までの期間（以下「算定基礎期間」という。）の各年における対象物質の年間排出量を大気の大気汚染の状況に於いて地域の別その他の事情を勘案して

政令で定めるところにより換算して得た量を累積した量（以下「累積量」という。）を乗じて得た額の合計額
ロ 基準日以後に排出される対象物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に前年度の初日の属する年における対象物質の年間排出量を乗じて得た額の合計額

第五十四条中「前条第一項」を「前条第一項第一号」に、「第五十二条第一項に規定する費用」を「補償給付支給費用等」に改め、「見込まれる金額」の下に「（以下）賦課金見込額」という。）のうち被認定者以外の被認定者及び認定死亡者に関する金額を加え、「同項」を「第五十二条第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる単位排出量当たりの賦課金額は、当該各号に掲げる事項を基礎として政令で定める。ただし、第二号に掲げる賦課金額は、同号の対象物質による大気の大気汚染の状況に於いて地域の別に従い定めるものとする。

一 前条第一項第二号イの単位排出量当たりの賦課金額 賦課金見込額のうち被認定者に関する金額に被認定者の指定疾病の状況その他の事情を勘案して政令で定める率を乗じて得た額及びばい煙発生施設等設置者が排出した算定基礎期間における対象物質ごとの総累積量

二 前条第一項第二号ロの単位排出量当たりの賦課金額 賦課金見込額のうち被認定者に関する金額に「一」から前号の政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た額及びばい煙発生施設等設置者が排出する前年度の初日の属する年における対象物質ごとの総排出量

第五十五条第二項中「第五十二条第一項」を「第五十二条第一項第一号」に改め、「政令で定める物質」の下に「又は基準日以後に排出される対象物質」を加え、「添付しなければ」を「添付しなれば」に改める。

「第五章 公害健康被害補償協会」を「第五章 公害健康被害補償予防協会」に改める。

第六十八条中「並びに第四十八条」を「第四十八条」に改め、「納付金の納付」の下に「並びに大気の汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業及びこれを行う地方公共団体に對する助成金の交付」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第七十二条中「公害健康被害補償協会」を「公害健康被害補償予防協会」に改める。

第七十七条第一項本文を次のように改める。

会長の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第八十八条中「行なう」を「行う」に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同条を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 大気の汚染の影響による健康被害の予防に關する調査研究、知識の普及及び研修

五 大気の汚染の影響による健康被害の予防に關する計画の作成、健康相談、健康診査、機能訓練又は施設若しくは機械器具の整備を行う地方公共団体（施設又は機械器具の整備を行う者に対して助成を行う地方公共団体を含む。）に對する助成金の交付

第九十条第一項中「環境庁長官及び通商産業大臣」を「主務大臣」に改める。

第九十四条に次の一項を加える。

三 協会は、第一項の規定による環境庁長官及び通商産業大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

第九十八条の次に次の一条を加える。

（基金）

第九十八条の二 協会は、第八十八条第四号及び第五号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源をその運用によつて得るための基金を設け、大気の汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者その他大気の汚染に關連のある事業活動を行う者から提出される拠出金をもつてこれに充てるものとする。

二 協会は、基金に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

三 前条の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で運用方法を特定しないもの」と読み替へるものとする。

第一百一条及び第一百二条第一項中「環境庁長官及び通商産業大臣」を「主務大臣」に改める。

第一百三号中「ついでに」の下に、次項に規定するもののほか」を加え、同条に次の一項を加える。

二 協会は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

第一百四号の見出し中「大蔵大臣」を「大蔵大臣等」に改め、同条第一項第三号中「第二号」の下に「（第九十八条の二第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。

三 環境庁長官は、第九十条第一項の認可をしうとするときは、関係行政機関の長（大蔵大臣を除く。）に協議しなければならない。

第一百四号の次に次の一条を加える。

（主務大臣）

第一百四号の二 この法律において、主務大臣は、環境庁長官及び通商産業大臣とする。ただし、第八十八条第四号及び第五号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に關する事項については、環境庁長官とする。

第一百四十五号中「五万円」を「十万円」に改める。

第一百四十六号中「十万円」を「二十万円」に改める。

第一百四十七号中「五万円」を「十万円」に改める。

第一百四十八号中「三万円」を「十万円」に改める。

第一百五号中「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第四号中「運用した」を「運用し、又は第九十八条の二第三項において準用する第九十八条の規定に違反して基金を運用した」に改め、同条第五号中「環境庁長官及び通商産業大臣」を「主務大臣」に改め

る。

附則第十九条の二の次に次の二条を加える。

（拠出金の事業費への充當）

第十九条の三 協会は、第九十八条の二第一項の規定にかかわらず、当分の間、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けて、同項に規定する者から提出される拠出金の一部を第八十八条第四号及び第五号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に要する費用に充てることができる。

二 環境庁長官及び通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（協会に對する財政上の措置）

第十九条の四 政府は、協회가第九十八条の二第一項の基金の運用により生ずる収益によつて第八十八条第四号及び第五号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源を確保することができるまでの間、協会に對し、基金に關する財政上の措置を講ずることができる。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に公害健康被害補償予防協会という名称を使用している者については、改正後の公害健康被害の補償等に関する法律第七十二条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 この法律の施行の際現に公害健康被害補償予防協会の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

（所得税法の一部改正）

第五条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表公害健康被害補償協会の項を次のように改める。

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）

（売上税法の一部改正）

第七条 売上税法（昭和六十二年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表公害健康被害補償協会の項を次のように改める。

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）

別表第三第十五号中「公害健康被害補償法」を「公害健康被害の補償等に関する法律」に改める。

第八条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「公害健康被害補償協会」を「公害健康被害補償予防協会」に改める。

(水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法等の一部改正)

第九條 次に掲げる法律の規定中「公害健康被害補償法」を「公害健康被害の補償等に関する法律」に改める。

一 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法(昭和五十三年法律第百四号)第二条第一項
二 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十八条之二

三 環境庁設置法（昭和四十六年法律第八十八号）第四条第二十号

四 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）第四条第四十六号

理由

近年における我が国の大気の汚染の態様の変化を踏まえ、第一種地域の指定がすべて解除された場合における既被認定者に関する補償給付の支給等に要する費用に充てるため指定解除前のばい煙等発生施設等設置者から汚染負荷量賦課金を徴収することとする等所要の規定の整備を図るとともに、大気の汚染の影響による健康被害の予防を行うために必要な事業に関する業務を公害健康被害補償協会が行うことができるよう所要の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十二年八月二十五日印刷

昭和六十二年八月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局